

第20回政策評価に関する有識者会議議事次第

平成26年3月20日(木)
10:00～12:00
専用第23会議室(6階)

1 開会

2 議事

- (1) 平成26年度の厚生労働省における基本計画、実施要領及び実施計画(案)について
- (2) 平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)について

3 閉会

<配付資料>

- 資料1-1 厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第3期)の改正について
- 資料1-2 厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第3期)(案)
- 資料2-1 平成26年度政策評価実施要領及び実施計画の改正について(概要)
- 資料2-2 厚生労働省における政策評価実施要領(案)
- 資料2-3 厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(案)(平成26年度)
- 資料3-1 政策評価実施予定時期(平成24～28年度)
- 資料3-2 平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(労働・子育てWG関係)
- 資料3-3 平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(医療・衛生WG関係)
- 資料3-4 平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(福祉・年金WG関係)

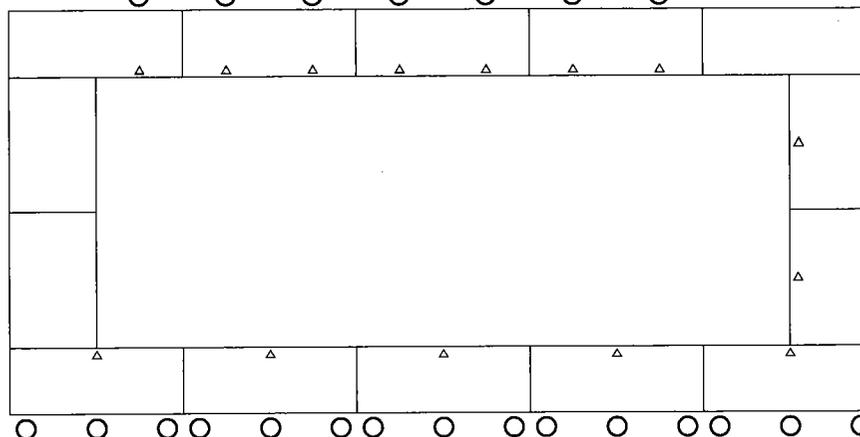
【参考資料】

- 参考資料1 政策評価に関する有識者会議 開催要領
- 参考資料2 目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン

第20回政策評価に関する有識者会議

平成26年3月20日(木)
 10:00～12:00
 厚生労働省
 専用第23会議室(6階)

井 菊 篠 高 阿 安 山
 部 池 原 橋 部 永 田
 委 委 委 座 委 委 委
 員 員 員 長 員 員 員
 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○



○ 政策評価官室長補佐
 ○ 政策評価審議官
 ○ 政策評価官
 ○ 政策評価官室長補佐

質疑対応者

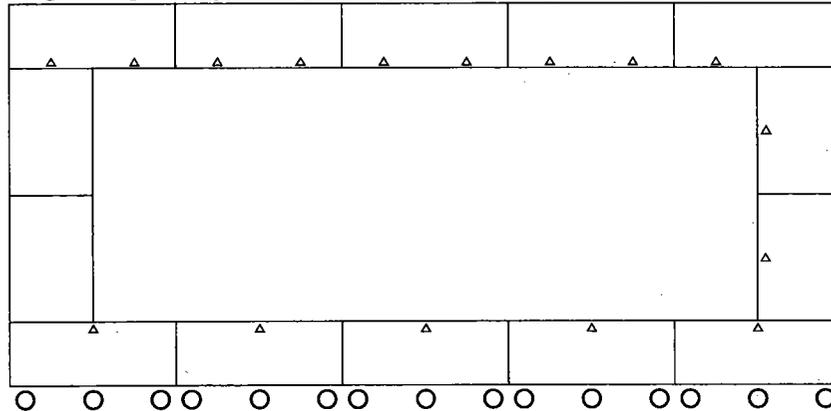
速記

入口

第20回政策評価に関する有識者会議

平成26年3月20日(木)
 10:00~12:00
 厚生労働省
 専用第23会議室(6階)

井 梅 菊 篠 高 阿 本 安 山
 部 田 池 原 橋 部 田 永 田
 委 委 委 委 座 委 委 委 委
 員 員 員 員 長 員 員 員 員
 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○



- 政策評価官室長補佐
- 政策評価審議官
- 政策評価官
- 政策評価官室長補佐

質疑対応者

速配

入口

政策評価に関する有識者会議 参集者名簿

- 渥美 由喜 東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長
- 阿部 正浩 中央大学経済学部教授
- 井部 俊子 聖路加看護大学学長
- 梅田 次郎 行政経営株式会社まちづくり・行政経営プロデューサー
- 河北 博文 社会医療法人河北医療財団理事長
- 菊池 馨実 早稲田大学法学学術院教授
- 篠原 榮一 公認会計士
- 高橋 紘士 国際医療福祉大学大学院教授兼医療福祉学部教授
- 高橋 弘行 一般社団法人 日本経済団体連合会労働政策本部長
- 野川 忍 明治大学大学院法務研究科（法科大学院）専任教授
- 堀田 力 財団法人 さわやか福祉財団理事長
- 本田 麻由美 読売新聞東京本社社会保障部記者
- 森田 朗 学習院大学法学部教授
- 安永 貴夫 日本労働組合総連合会副事務局長
- 山田 篤裕 慶応義塾大学経済学部教授

○…座長
五十音順 敬称略
(平成25年6月17日現在)

政策評価に関する有識者会議 WG 参集者名簿

<労働・子育てWG>

- 渥美 由喜 東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長
- 阿部 正浩 中央大学経済学部教授
- 高橋 弘行 一般社団法人 日本経済団体連合会労働政策本部長
- 野川 忍 明治大学大学院法務研究科（法科大学院）専任教授
- 安永 貴夫 日本労働組合総連合会副事務局長

<医療・衛生WG>

- 井部 俊子 聖路加看護大学学長
- 河北 博文 社会医療法人河北医療財団理事長
- 篠原 榮一 公認会計士
- 本田 麻由美 読売新聞東京本社社会保障部記者
- 森田 朗 学習院大学法学部教授

<福祉・年金WG>

- 梅田 次郎 行政経営株式会社まちづくり・行政経営プロデューサー
- 菊池 馨実 早稲田大学法学学術院教授
- 高橋 紘士 国際医療福祉大学大学院教授兼医療福祉学部教授
- 堀田 力 財団法人 さわやか福祉財団理事長
- 山田 篤裕 慶応義塾大学経済学部教授

○…WG座長
五十音順 敬称略
(平成 25 年 6 月 17 日現在)

厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）の改正について

厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）の政策体系について、以下のとおり改正を行う。

○削除する施策目標

施策目標Ⅶ-3-1 災害に際し応急的な支援を実施すること

○名称変更する施策目標

（変更前）

施策目標Ⅶ-5-2 戦没者の遺骨の帰還等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること

（変更後）

施策目標Ⅶ-4-2 戦没者遺骨収集帰還事業等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること

○新設する施策目標

施策目標ⅩⅡ-1-2 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号制度の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること

政策体系新旧対照表(平成25年度→平成26年度)

平成25年度政策体系(基本目標、施策大目標、施策目標)		平成26年度政策体系(基本目標、施策大目標、施策目標)	
基本目標Ⅰ	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	基本目標Ⅰ	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策大目標1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	施策大目標1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
施策大目標2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	施策大目標2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
2-2	医療従事者の資質の向上を図ること	2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
施策大目標3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	施策大目標3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること	3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること
3-2	医療安全確保対策の推進を図ること	3-2	医療安全確保対策の推進を図ること
施策大目標4	国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること	施策大目標4	国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること
4-1	政策医療を向上・均てん化させること	4-1	政策医療を向上・均てん化させること
施策大目標5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	施策大目標5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること	5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
5-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること	5-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること
5-3	適正な移植医療を推進すること	5-3	適正な移植医療を推進すること
5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること	5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること
施策大目標6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	施策大目標6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること
6-1	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	6-1	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること
6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること	6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること
6-3	医薬品の適正使用を推進すること	6-3	医薬品の適正使用を推進すること
施策大目標7	安全な血液製剤を安定的に供給すること	施策大目標7	安全な血液製剤を安定的に供給すること
7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること	7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
施策大目標8	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	施策大目標8	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
8-1	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	8-1	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
施策大目標9	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	施策大目標9	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
9-1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	9-1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
9-2	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること	9-2	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
施策大目標10	妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	施策大目標10	妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること
10-1	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること	10-1	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること
10-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること	10-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること
10-3	安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照)	10-3	安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照)
10-4	母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照)	10-4	母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照)
10-5	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅷ施策目標3-1を参照)	10-5	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅷ施策目標3-1を参照)
施策大目標11	健康危機管理を推進すること	施策大目標11	健康危機管理を推進すること
11-1	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること	11-1	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

基本目標Ⅱ	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること	基本目標Ⅱ	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策大目標1	食品等の安全性を確保すること	施策大目標1	食品等の安全性を確保すること
1-1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	1-1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること
施策大目標2	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること	施策大目標2	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること
2-1	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること	2-1	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること
施策大目標3	麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること	施策大目標3	麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること
3-1	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること	3-1	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること
施策大目標4	国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること	施策大目標4	国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること
4-1	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること	4-1	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること
施策大目標5	生活衛生の向上・推進を図ること	施策大目標5	生活衛生の向上・推進を図ること
5-1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること	5-1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
基本目標Ⅲ	ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること	基本目標Ⅲ	ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策大目標1	労働条件の確保・改善を図ること	施策大目標1	労働条件の確保・改善を図ること
1-1	労働条件の確保・改善を図ること	1-1	労働条件の確保・改善を図ること
1-2	最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業への支援を推進すること	1-2	最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業への支援を推進すること
施策大目標2	安全・安心な職場づくりを推進すること	施策大目標2	安全・安心な職場づくりを推進すること
2-1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	2-1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること
施策大目標3	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	施策大目標3	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること
3-1	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること	3-1	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること
3-2	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	3-2	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること
施策大目標4	勤労者生活の充実を図ること	施策大目標4	勤労者生活の充実を図ること
4-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること	4-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること
4-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること	4-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
施策大目標5	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること（基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照）	施策大目標5	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること（基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照）
施策大目標6	安定した労使関係等の形成を促進すること	施策大目標6	安定した労使関係等の形成を促進すること
6-1	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること	6-1	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること
施策大目標7	個別労働紛争の解決の促進を図ること	施策大目標7	個別労働紛争の解決の促進を図ること
7-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること	7-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること
施策大目標8	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	施策大目標8	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること
8-1	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること	8-1	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

基本目標Ⅳ	意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること	基本目標Ⅳ	意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策大目標1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること	施策大目標1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること	1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること
施策大目標2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること	施策大目標2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること	2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること
施策大目標3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	施策大目標3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
施策大目標4	失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと	施策大目標4	失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと
4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
施策大目標5	求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること	施策大目標5	求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること	5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
基本目標Ⅴ	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること	基本目標Ⅴ	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
施策大目標1	多様な職業能力開発の機会を確保すること	施策大目標1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
1-1	多様な職業能力開発の機会を確保すること	1-1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
施策大目標2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	施策大目標2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること
2-1	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること	2-1	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
2-2	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること	2-2	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること
施策大目標3	「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること	施策大目標3	「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること
3-1	技能継承・振興のための施策を推進すること	3-1	技能継承・振興のための施策を推進すること
基本目標Ⅵ	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること	基本目標Ⅵ	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策大目標1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	施策大目標1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること
1-1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	1-1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること
施策大目標2	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	施策大目標2	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること
2-1	地域における子育て支援等施策の推進を図ること	2-1	地域における子育て支援等施策の推進を図ること
2-2	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること	2-2	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること
2-3	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること	2-3	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
施策大目標3	子ども及び子育て家庭を支援すること	施策大目標3	子ども及び子育て家庭を支援すること
3-1	子ども及び子育て家庭を支援すること	3-1	子ども及び子育て家庭を支援すること
施策大目標4	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること	施策大目標4	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること
4-1	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること	4-1	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること
施策大目標5	母子保健衛生対策の充実を図ること	施策大目標5	母子保健衛生対策の充実を図ること
5-1	母子保健衛生対策の充実を図ること	5-1	母子保健衛生対策の充実を図ること
施策大目標6	ひとり親家庭の自立を図ること	施策大目標6	ひとり親家庭の自立を図ること
6-1	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること	6-1	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること

基本目標Ⅳ	ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	基本目標Ⅶ	ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策大目標1	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	施策大目標1	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
1-1	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	1-1	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
施策大目標2	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	施策大目標2	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
2-1	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	2-1	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
施策大目標3	災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること		
3-1	災害に際し応急的な支援を実施すること		
施策大目標4	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること	施策大目標3	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること
4-1	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	3-1	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること
施策大目標5	戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	施策大目標4	戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること
5-1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと	4-1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
5-2	戦没者の遺骨の帰還等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること	4-2	戦没者遺骨収集帰還事業等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること
5-3	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること	4-3	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること
5-4	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること	4-4	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること
基本目標Ⅷ	障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること	基本目標Ⅷ	障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
施策大目標1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること	施策大目標1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
1-1	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	1-1	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
1-2	障害者の雇用を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)	1-2	障害者の雇用を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)
基本目標Ⅸ	高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること	基本目標Ⅸ	高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策大目標1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	施策大目標1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
1-1	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること	1-1	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること
1-2	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること	1-2	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること
1-3	企業年金等の健全な育成を図ること	1-3	企業年金等の健全な育成を図ること
1-4	企業年金等の適正な運営を図ること	1-4	企業年金等の適正な運営を図ること
施策大目標2	高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)	施策大目標2	高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)
施策大目標3	高齢者の健康づくり・生きがいを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること	施策大目標3	高齢者の健康づくり・生きがいを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること	3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
3-2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	3-2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
基本目標Ⅹ	国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること	基本目標Ⅹ	国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
施策大目標1	国際社会への参画・貢献を行うこと	施策大目標1	国際社会への参画・貢献を行うこと
1-1	国際機関の活動への参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること	1-1	国際機関の活動への参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること
1-2	二国間等の国際協力を推進し、連携を強化すること	1-2	二国間等の国際協力を推進し、連携を強化すること
施策大目標2	国際化に対応した施策を推進すること(再掲)	施策大目標2	国際化に対応した施策を推進すること(再掲)
2-1	感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照)	2-1	感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照)
2-2	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照)	2-2	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照)
2-3	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること(基本目標Ⅸ施策目標1-1を参照)	2-3	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること(基本目標Ⅸ施策目標1-1を参照)
2-4	外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)	2-4	外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

基本目標 X I	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること	基本目標 X I	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
施策大目標 1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること	施策大目標 1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
1-1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること	1-1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
施策大目標 2	研究を支援する体制を整備すること	施策大目標 2	研究を支援する体制を整備すること
2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること(基本目標 I 施策目標 5-1 を参照)	2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること(基本目標 I 施策目標 5-1 を参照)
施策大目標 3	厚生労働分野の研究開発を推進すること(※再掲)	施策大目標 3	厚生労働分野の研究開発を推進すること(※再掲)
3-1	感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること(基本目標 I 施策目標 5-1 を参照)	3-1	感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること(基本目標 I 施策目標 5-1 を参照)
3-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること(基本目標 I 施策目標 5-2 を参照)	3-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること(基本目標 I 施策目標 5-2 を参照)
3-3	新医薬品・医療機器等の研究開発を推進すること(基本目標 I 施策目標 8-1 を参照)	3-3	新医薬品・医療機器等の研究開発を推進すること(基本目標 I 施策目標 8-1 を参照)
3-4	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること(基本目標 I 施策目標 10-2 を参照)	3-4	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること(基本目標 I 施策目標 10-2 を参照)
3-5	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(基本目標 II 施策目標 1-1 を参照)	3-5	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(基本目標 II 施策目標 1-1 を参照)
基本目標 X II	国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること	基本目標 X II	国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること
施策大目標 1	電子行政推進に関する基本方針を推進すること	施策大目標 1	電子行政推進に関する基本方針を推進すること
1-1	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること	1-1	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること
		1-2	社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること
施策大目標 2	医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)	施策大目標 2	医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)
2-1	医療情報化インフラの普及のための取組みを推進すること(基本目標 I 施策目標 3-1 を参照)	2-1	医療情報化インフラの普及のための取組みを推進すること(基本目標 I 施策目標 3-1 を参照)
2-2	レセプトオンライン化のための取組みを推進すること(基本目標 I 施策目標 9-1 を参照)	2-2	レセプトオンライン化のための取組みを推進すること(基本目標 I 施策目標 9-1 を参照)
施策大目標 3	その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)	施策大目標 3	その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)
3-1	仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標 III 施策目標 4-1 を参照)	3-1	仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標 III 施策目標 4-1 を参照)
3-2	求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標 IV 施策目標 1-1 を参照)	3-2	求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標 IV 施策目標 1-1 を参照)
3-3	女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること(基本目標 VI 施策目標 1-1 を参照)	3-3	女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること(基本目標 VI 施策目標 1-1 を参照)
基本目標 X III	国民に信頼されるとともに、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること	基本目標 X III	国民に信頼されるとともに、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること
施策大目標 1	情報発信、情報公開と効率的・効果的な業務運営を図ること	施策大目標 1	情報発信、情報公開と効率的・効果的な業務運営を図ること
1-1	国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと	1-1	国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと
1-2	コスト意識・ムダ削減を徹底するための取組を進めること	1-2	コスト意識・ムダ削減を徹底するための取組を進めること
施策大目標 2	職員の育成と職場環境の改善を図ること	施策大目標 2	職員の育成と職場環境の改善を図ること
2-1	次代の厚生労働行政を担う人物像に照らした適切な人事評価と前例にとられない適材適所の人事を推進すること	2-1	次代の厚生労働行政を担う人物像に照らした適切な人事評価と前例にとられない適材適所の人事を推進すること
2-2	省に不足する能力の向上を図り、意欲と能力を兼ね備えた職員の育成を進めること	2-2	省に不足する能力の向上を図り、意欲と能力を兼ね備えた職員の育成を進めること
2-3	職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること	2-3	職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること
2-4	政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること	2-4	政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること

厚生労働省における政策評価に関する基本計画
(第3期)(案)

平成24年3月30日
厚生労働大臣決定
平成26年●月●日一部変更

厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第3期)

目次

	頁
第1 基本的な考え方	1
第2 計画期間	1
第3 政策評価の実施に関する方針	2
1 政策評価の実施に関する基本的な考え方	
2 政策体系	
3 政策評価の実施方法	
第4 政策評価の観点に関する事項	3
第5 政策効果の把握に関する事項	4
1 政策効果の把握方法	
2 政策効果の把握に当たっての留意点	
第6 事前評価の実施に関する事項	4
1 事前評価の対象とする政策及び評価方式	
2 事前評価の評価結果の検証	
第7 事後評価の実施に関する事項	6
1 事後評価の対象とする政策及び評価方式	
2 モニタリングの実施	
第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	8
1 学識経験者等の知見活用に関する基本的な考え方	
2 政策評価に関する有識者会議	
第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項	9
1 評価結果の反映	
2 反映状況の報告及び公表	

第10	インターネットの利用その他の方法による政策評価 に関する情報の公開に関する事項	9
1	公表内容・方法	
2	国民の意見・要望の受付	
第11	政策評価の実施体制に関する事項	9
1	政策評価の担当組織	
2	政策評価の実施に関する関係課長会議	
3	政策評価に関する有識者会議(再掲)	
第12	その他政策評価の実施に関し必要な事項	10
1	政策評価の継続的改善	
2	職員の人材の確保及び資質の向上	
3	地方公共団体等との連携・協力	
4	本計画の改正	
5	実施計画、厚生労働省における政策評価実施要領	

別紙 政策体系(基本目標、施策大目標及び施策中目標)

厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第3期)

第1 基本的な考え方

政策評価については、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「法」という。)が平成14年4月に施行され、厚生労働省においても、これに基づき政策評価を実施してきたところであり、政策評価の実施から10年が経過した。

この間、国民に対する説明責任(アカウンタビリティ)の徹底や国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民的視野に立った成果(アウトカム)重視の行政への転換等を目的として、政策評価を実施してきたところであるが、今後も、厚生労働省の各政策が国民生活の質の一層の向上に貢献できるよう、政策評価の充実や改善を図っていく必要がある。

本計画においては、法第6条第1項に基づく、「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定。以下「政策評価基本方針」という。)を踏まえて、当省が実施する政策評価について、その評価の観点、政策効果の把握の手法、事前評価及び事後評価の対象とする政策など評価の実施に関する基本的事項を明らかにするものである。

第2 計画期間

本計画は、平成24年度から平成28年度までの5年間に実施する政策評価を対象とする。

第3 政策評価の実施に関する方針

1 政策評価の実施に関する基本的な考え方

当省においては、政策の質の向上、政策形成能力の向上や職員の意識改革等を図るため、政策評価を、政策（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望を含む）の企画立案【Plan】－実施【Do】－評価【Check】－見直し・改善【Action】を主要な要素とする政策のマネジメントサイクルの中に明確に組み込み、実施するものとする。

2 政策体系

政策評価を体系的に実施するため、基本目標、施策大目標、施策目標及び事務事業を政策体系とする。これらのうち、基本目標、施策大目標及び施策目標については、別紙のとおり定め、事務事業については、基本計画に基づく「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）に定めるものとする。

3 政策評価の実施方式

政策評価は、政策の特性や評価の目的等に応じて、次の3つの方式を適切に選択して実施することとする。

また、いずれの方式においても、政策評価を効果的・効率的に実施するため、政策の目的とその手段の関係を明確にするとともに、評価の対象を重点化し、政策評価を実施する時期や把握する政策効果の範囲などは、政策効果の発現時期や政策効果の把握に要するコストなどを勘案して適切に判断するものとする。

(1) 実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する。

(2) 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する。

(3) 事業評価方式

個々の具体的な事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その

採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえて検証するものであり、個々の具体的な事業や施策の採択及びその継続の可否や見直しを目的とする。

第4 政策評価の観点に関する事項

政策評価の観点としては、以下の(1)から(5)があり、評価の際には、必要性、効率性及び有効性の観点を基本としつつ、評価の対象とする政策の特性等に応じて公平性、優先性等の観点をを用いるなど、総合的に評価を行うこととする。

その際、政策評価の実施方式や評価の対象とする政策の特性等に応じて、評価書等(法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。)に政策評価の観点を具体的に記載することにより、実効性の高い評価を行うものとする。

(1) 「必要性」の観点

- イ 政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当か、また、上位の目的に照らして妥当か。
- ロ 行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか。

(2) 「効率性」の観点

- イ 投入された資源量に見合った効果が得られるか、又は実際に得られているか。
- ロ 必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。
- ハ 同一の資源量でより大きな効果が得られるものが他にないか。

(3) 「有効性」の観点

- 政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか。

(4) 「公平性」の観点

- 政策の目的に照らして、政策の効果の受益や費用の負担が公平に分配されるか、又は実際に分配されているか。

(5) 「優先性」の観点

- 他の政策よりも優先的に実施すべきか。

第5 政策効果の把握に関する事項

1 政策効果の把握方法

- (1) 政策効果の把握については、それに要するコスト、得られる結果の分析精度、評価を実施する職員の能力等を考慮しつつ、政策の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うこととする。
- (2) 政策効果を定量的に把握することが困難である場合、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合には、できる限り客観的な情報・データや事実を用いつつ、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。
- (3) 特に、厚生労働行政は、保健・医療、社会福祉、所得保障、労働といった国民生活に密着した幅広い分野を所掌しており、社会のセーフティネットとして機能している政策も多く、政策効果の把握に関する手法等が確立されていない分野も存在することから、具体的に数値等で把握しにくい効果も十分に勘案しながら適正な評価に努めるものとする。

2 政策効果の把握に当たっての留意点

政策評価の実施に当たり、評価の対象となる政策に基づく具体的活動の実施主体が厚生労働省以外であり、政策効果の把握のために、当該実施主体における活動に関する情報等が必要となる場合にあっては、事前に当該実施主体に対して把握しようとする政策効果やそのために必要となる情報、政策効果の把握の方法等について具体的に示すことなどにより、できる限りその理解と協力を得るよう努めることとする。

第6 事前評価の実施に関する事項

1 事前評価の対象とする政策及び評価方式

事前評価の対象とする政策は以下のとおりとし、事業評価方式を基本とする。

(1) 個々の研究開発(注1)

- イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策
- ロ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策
- ハ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)に基づき事前評価の対象とされた研

究開発

(2) 個々の公共的な建設の事業(注2)

公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、

- イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策
- ロ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

(3) 個々の政府開発援助

イ 無償の資金供与による協力(注3)

当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

ロ 有償の資金供与による協力(注4)

当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

(4) 規制の新設等を目的とする政策(注5、6)

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策

(5) 租税特別措置等の新設、拡充又は延長(注7)

租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税の新設、拡充又は延長を目的とする政策

注1: 人文科学のみに係るものを除く(「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」(平成13年9月27日政令第323号。以下「令」という。)第3条第1号及び2号参照)。

注2: 施設の維持又は修繕に係る事業を除く(令第3条第3号及び4号参照)。

注3: 条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設(船舶を含む。)の整備(当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。)を目的として行われるものに限る(令第3条第5号参照)。

注4: 資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものであって、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第2号イの規定に基づき外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る(令第3条第5号参照)。

注5: 規制とは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用(租税、裁

判手続、補助金の交付の申請手続その他の「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則」(平成19年総務省令第95号。以下「規則」という。)第1条で定めるものに係る作用を除く。)である(令第3条6号参照)。

注6: 規制の内容の変更については、提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして規則第2条で定める変更を除く(令第3条6号参照)。

注7: 租税特別措置等の具体的な評価の範囲については、令第3条第7号及び第8号並びに政策評価基本方針 I 4キの規定に従うものとする。

2 事前評価の評価結果の検証

事前評価の対象とした政策については、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めるために、評価書等に当該政策の目標の達成状況を示す評価指標と政策効果の発現時期を示し、その評価指標のモニタリングの結果(以下「モニタリング結果」という。)や推移、政策効果の発現時期を参考にすることなどにより、必要に応じて、又は事前評価の実施後一定期間が経過したときに、事前評価の評価結果を重点的に検証することとする。

第7 事後評価の実施に関する事項

1 事後評価の対象とする政策及び評価方式

事後評価の対象とする政策及び評価方式については、以下のとおりとする。

(1) 政策体系に基づき対象とする政策

イ 評価の単位

施策目標ごとに評価を行い、評価書等を作成することを原則とする。

ロ 評価予定(評価時期及び評価方式)の設定

実施計画において、施策目標ごとに、政策の特性や政策の見直し時期等を踏まえて、基本計画の期間中に全ての施策目標について事後評価を実施(以下「ローテーション」という。)できるよう、概ねの時期及び評価方式を設定することとする。

ハ 事後評価の対象とする政策及び評価方式の決定

ローテーションで評価を実施するもののほか、以下の①から③までに該当する場合は原則として事後評価の対象とすることとし、具体的には、前年度の実施計画の評価予定を踏まえつつ、毎年度実施計画において定める。評価方式は政策の特性や評価の目的等に応じて、適切に選択する。

① 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合

- ② 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において評価を実施することが適切であると認められる場合
 - なお、課題の選定及び評価に当たっては、審議会の答申や白書等による分析結果を積極的に活用するように努める。
 - a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策
 - b 当省の主要な制度の新設・改定等
- ③ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合

ニ 政策体系及び指標並びに目標値の見直し

各年度の評価結果等を踏まえ、必要に応じて、政策体系及び指標並びに目標値の見直しを行う。この場合において、指標及び目標値については、評価の対象となる政策の性質等に応じ、さらに客観的かつ的確に達成度を測定できるものとなるよう努める。

ホ 評価方式

実績評価方式又は総合評価方式を基本とする。

(2) 研究開発

大綱的指針に基づき事後評価の対象とするもの。事業評価方式を基本とする。

(3) 公共事業

「水道施設整備事業の評価の実施について」(平成23年7月7日付健発0707第1号)で定めるところにより事後評価の対象とするもの。事業評価方式を基本とする。

(4) 事前評価を実施した政策

以下の政策を対象とし、事業評価方式を基本とする。

イ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの

ロ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの

(5) 法第7条第2項第2号に規定する政策(政策決定後5年間が経過した時点で未着手のもの又は政策決定後10年間が経過した時点で継続中のもの)

事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。

(6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月26日閣議決定)以下累次の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に基づき定められた成果重視事業

事業評価方式を基本とする。

(7) 租税特別措置等

政策評価基本方針に基づき、租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税に関するもの事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施するもの

事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。

2 モニタリングの実施

厚生労働行政全般の実績を明らかにするため、担当部局(個別の政策を所管する大臣官房の各課を含む。以下同じ。)は、各年度開始後、遅滞なく、施策目標に係る指標並びに事前評価を行った事業について、事前評価の際に設定した指標の前年度までの進捗状況を把握(モニタリング)することとする。

第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

1 学識経験者等の知見の活用に関する基本的な考え方

政策評価の実施に当たって、客観性の確保や多様な意見の反映を図るため、以下の方法等により、学識経験者等の高度の専門性や実践的な知見の活用等を積極的に図るとともに、その活用の状況等を評価書に明記するよう努めることとする。

- ① 学識経験者等からの個別の意見聴取
- ② 学識経験者等により構成される検討会、研究会等の開催
- ③ 既存の審議会の活用
- ④ 外部研究機関等の活用

2 政策評価に関する有識者会議

当省における政策評価制度、評価方法等について、改善・向上を図るとともに、評価書等に対する評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、有識者からなる「政策評価に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置し、以下の事項について、有識者会議の意見等を聴くこととする。また、有識者会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

- イ 当省における政策評価に関する基本計画、実施計画の策定又は変更
- ロ 作成した評価書等
- ハ その他政策評価に関する基本的事項の変更等

第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

1 評価結果の反映

- (1) 評価結果は、新たな政策の企画立案(組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む)、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。
- (2) 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付政策評価官室(以下「政策評価官室」という。)は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。

2 反映状況の報告及び公表

毎年度一回、評価結果の政策への反映状況を公表する。

第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公開に関する事項

1 公表内容・方法

本計画、実施計画、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況については、それぞれの公表時に厚生労働省ホームページへの掲載や政策評価官室への備付けなどの方法により、公表することとする。

なお、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)の考え方にに基づき適切に対応するものとする。

2 国民の意見・要望の受付

政策評価に関する外部からの意見等については、当省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めることとする。

第11 政策評価の実施体制に関する事項

1 政策評価の担当組織

個別の政策の担当部局、査定課及び政策評価官室が、次のような役割分担の

下、互いに協力、連携をしつつ、政策評価を実施するものとする。

- (1) 担当部局は、自ら又は有識者の活用により、その担当する政策について評価を実施し、部局のとりまとめ課で評価書等を確認の上、査定課及び政策評価官室に提出する。また、政策評価の実施により得た政策効果の把握に関する手法等に係る知識や経験を蓄積し、活用する。
- (2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定又は審査を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に適切に反映する。
- (3) 政策評価官室は、以下の事務を行う。
 - ① 当省における政策評価に関する基本計画、実施計画などの政策評価に関する基本的事項の企画・立案
 - ② 当省における政策評価に関する基本計画、実施計画、政策体系の指標のモニタリング結果、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況のとりまとめ並びに公表
 - ③ 評価手法の調査、研究及び開発の推進
 - ④ 政策評価を担当する職員の技能向上の推進
 - ⑤ 政策評価に関する情報提供及び助言等を通じた関係部局への支援
 - ⑥ 有識者会議に関する庶務

2 政策評価の実施に関する関係課長会議

省内に「政策評価の実施に関する関係課長会議」(以下「関係課長会議」という。)を設け、当省の政策評価の実施に関する基本的事項について、総合的観点から調整等を行う。また、関係課長会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

3 政策評価に関する有識者会議(再掲)

当省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るとともに、評価書等に対する評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、有識者会議を設け、政策評価制度に関する基本的事項や具体的な評価方法、作成した評価書等について意見等を聴取する。

第12 その他政策評価の実施に関し必要な事項

1 政策評価の継続的改善

- (1) 政策評価官室は、担当部局が蓄積した政策評価に関する知識や経験、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情

報を幅広く収集し、政策評価制度全般の改善・充実を図るとともに、担当部局等に対して情報提供を行うこととする。

また、担当部局は、提供された情報や蓄積した知識や経験を踏まえ、政策評価の実施の改善・充実を図っていくこととする。

- (2) 政策効果の把握に関する手法等については、個々の手法についての特性を十分に検証し、知識や経験を蓄積していくとともに、新たな手法の開発や詳細な分析を行うために必要な情報・データの収集に努め、段階的に評価の質の向上を図ることとする。

特に、事前評価については、必要に応じて、又は事前評価の実施後、一定期間が経過したときに、事前評価の評価結果を重点的に検証することにより、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めるものとする。

- (3) 規制の新設等を目的とする政策の評価については、その評価手法の開発に資するため、規制影響分析の実施に一層積極的に取り組むこととする。

2 職員の人材の確保及び資質の向上

政策評価官室は、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に提供するとともに、政策評価に関する研修の機会を設けるなど、職員の資質の向上を図ることとする。また、職員の人材の確保については、政策評価に必要となる専門的・実務的な知識を得るため、積極的に省内外の人材を活用することとする。

3 地方公共団体等との連携・協力

政策評価の客観的かつ効率的な実施を図るため、評価の対象となる政策の特性に応じて地方公共団体等と必要な情報や意見の交換を行うなど、地方公共団体等と適切な連携・協力を図ることとする。

4 本計画の改正

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、政策評価基本方針の変更、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法等その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

5 実施計画、厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、当省が実施する政策評価に関する具体的な評価の実施手順、実施時期等必要な事項は、実施計画及び「厚生労働省における政策評価実施要領」によるものとする。

政策体系(基本目標、施策大目標、施策目標)

基本目標 I

安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
施策大目標2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
施策大目標3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること
3-2	医療安全確保対策の推進を図ること
施策大目標4	国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること
4-1	政策医療を向上・均てん化させること
施策大目標5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
5-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること
5-3	適正な移植医療を推進すること
5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること
施策大目標6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること
6-1	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること
6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること
6-3	医薬品の適正使用を推進すること
施策大目標7	安全な血液製剤を安定的に供給すること
7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
施策大目標8	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
8-1	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
施策大目標9	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
9-1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
9-2	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること

施策大目標10	妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること
10-1	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること
10-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること
10-3	安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照)
10-4	母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照)
10-5	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照)

施策大目標11	健康危機管理を推進すること
11-1	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標1	食品等の安全性を確保すること
1-1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

施策大目標2	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること
2-1	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

施策大目標3	麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること
3-1	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

施策大目標4	国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること
4-1	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

施策大目標5	生活衛生の向上・推進を図ること
5-1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標1	労働条件の確保・改善を図ること
1-1	労働条件の確保・改善を図ること
1-2	最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業への支援を推進すること

施策大目標2	安全・安心な職場づくりを推進すること
2-1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

施策大目標3	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること
3-1	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること
3-2	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

施策大目標4	勤労者生活の充実を図ること
4-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること
4-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
施策大目標5	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること(基本目標VI施策目標1-1を参照)
施策大目標6	安定した労使関係等の形成を促進すること
6-1	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること
施策大目標7	個別労働紛争の解決の促進を図ること
7-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること
施策大目標8	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること
8-1	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

基本目標IV 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること
施策大目標2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること
施策大目標3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
施策大目標4	失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと
4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
施策大目標5	求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
1-1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
施策大目標2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること
2-1	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
2-2	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること

施策大目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること

3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること

基本目標VI

男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てること
などを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること

1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること

施策大目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること

2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること

2-2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること

2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること

施策大目標3 子ども及び子育て家庭を支援すること

3-1 子ども及び子育て家庭を支援すること

施策大目標4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること

4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること

施策大目標5 母子保健衛生対策の充実を図ること

5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること

施策大目標6 ひとり親家庭の自立を図ること

6-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること

基本目標VII

ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

施策大目標3 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること

3-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること

施策大目標4 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること

4-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと

4-2 戦没者遺骨収集帰還事業等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること

4-3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること

4-4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること

基本目標Ⅷ

障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策大目標1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
1-1	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
1-2	障害者の雇用を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

基本目標Ⅸ

高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
1-1	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること
1-2	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること
1-3	企業年金等の健全な育成を図ること
1-4	企業年金等の適正な運営を図ること

施策大目標2	高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)
施策大目標3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
3-2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

基本目標Ⅹ

国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策大目標1	国際社会への参画・貢献を行うこと
1-1	国際機関の活動への参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること
1-2	二国間等の国際協力を推進し、連携を強化すること

施策大目標2	国際化に対応した施策を推進すること(再掲)
2-1	感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照)
2-2	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照)
2-3	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること(基本目標Ⅸ施策目標1-1を参照)
2-4	外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

基本目標ⅩⅠ

国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策大目標1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
1-1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
施策大目標2	研究を支援する体制を整備すること
2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること

施策大目標3	厚生労働分野の研究開発を推進すること(※再掲)
3-1	感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照)
3-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標5-2を参照)
3-3	新医薬品・医療機器等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標8-1を参照)
3-4	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標10-2を参照)
3-5	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照)

※再掲:基本目標ⅠⅠ施策中目標3-1~5は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。

基本目標Ⅱ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策大目標1	電子行政推進に関する基本方針を推進すること
1-1	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること
1-2	社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること

施策大目標2	医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)
2-1	医療情報化インフラの普及ための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ施策目標3-1を参照)
2-2	レセプトオンライン化のための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ施策目標9-1を参照)

施策大目標3	その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)
3-1	仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標4-1を参照)
3-2	求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅳ施策目標1-1を参照)
3-3	女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照)

基本目標Ⅲ 国民に信頼されるとともに、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること

施策大目標1	情報発信、情報公開と効率的・効果的な業務運営を図ること
1-1	国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと
1-2	コスト意識・ムダ削減を徹底するための取組を進めること

施策大目標2	職員の育成と職場環境の改善を図ること
2-1	次代の厚生労働行政を担う人物像に照らした適切な人事評価と前例にとられない適材適所の人事を推進すること
2-2	省に不足する能力の向上を図り、意欲と能力を兼ね備えた職員の育成を進めること
2-3	職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること
2-4	政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること

平成 26 年度政策評価実施要領及び実施計画の改正について（概要）

（経緯）

政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会の意見を踏まえ、評価の重点化及び評価基準の標準化を図る観点から「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）がとりまとめられたことに伴い、厚生労働省の政策評価の実施要領及び実施計画について、以下のとおり改正を行う。

1. 事前分析表の様式変更等について

過去の実績を踏まえた目標や指標の設定が行えるよう、モニタリング結果報告様式と事前分析表の様式の統合を行い、モニタリング結果報告様式は廃止する。

具体的には、以下の項目について追加、修正を行う。

- （1） 旧「予算書との関係」欄を「施策の予算額・執行額」欄に変更し、当該施策に係る 5 力年分の予算額と執行状況を記載することとする。
- （2） 旧「関連施策」欄を「施策に関連する内閣の重要施策」欄に変更し、施政方針演説等との関連を明確にする。
- （3） 「年度ごとの目標値」欄、「最新値」欄について、第 3 期基本計画期間の 5 力年分の「目標値」と「実績値」を記載することとし、基本計画期間中の目標達成状況を明確にする。

なお、定量的な目標設定が困難な場合においては、5 力年分の進捗状況について、「目標」と「実績」を記載する。

- （4） 旧「達成手段の概要」欄、「達成手段の目標」欄、「施策目標達成への寄与の内容」欄について、類似する内容が記載されることから、「達成手段の概要」欄に統合して、一括で記載する。

2. 実績評価書の様式変更について

- （1） 旧「予算書との関係・関係税制」欄について、内容が重複する「施策の予算額・執行額」欄と統合・整理し、「関連税制」欄は別途記載することとする。
- （2） 「主要な指標」欄を設け、測定指標のうち、以下の判断基準に該当するものについては、主要な指標として“○”を付す。

【主要な指標の判断基準】 ※厚生労働省独自の基準

以下のア～ウのいずれかに当てはまると所管課が判断するものを主要な指標とする。

- ア 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
- イ 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
- ウ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

(3) 測定指標の「達成」欄を設け、以下の4区分により指標の達成状況を判定する。

【指標の達成状況の判定区分】

- : 達成
- △ : 一部達成
- × : 未達成
- : 判定不能(当該年度の実績値が無い等)

(4) 「目標達成度合いの測定結果」欄を設け、「達成」欄における指標の達成状況(“○”と“△”の数等)に応じて、以下のいずれかの評価区分を記載する。

【目標達成度合いの評価区分】

- ① 全ての測定指標で目標が達成され、かつ、主要な測定指標が目標を大幅に上回って達成したもの
- ② 全ての測定指標で目標が達成され、かつ、主要な測定指標が目標を大幅に上回っていないもの
- ③ 一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの
- ④ 一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標も目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
- ⑤ 主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

(5) 「総合判定」欄を設け、「目標達成度合いの測定結果」及びその他外部要因等を踏まえた総合的な評価を実施し、以下の3区分により判定結果及び判定理由を記載する。

【総合判定区分】 ※厚生労働省独自の基準

- A : 目標を達成した
- B : 達成に向けて進展があった
- C : 達成に向けて進展が見られない

(6) 「次期目標等への反映の方向性」欄に、(施策及び測定指標の見直しについて)も記載することとし、目標の達成状況等から測定指標等の設定が妥当で無いと判断される場合においては、見直しの方針等を記載することとする。

改正後

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(●-●-●))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

Main table for '改正後' (Revised) version, containing columns for policy goals, implementation status, and performance indicators.

Table for '達成手段の概要' (Summary of Achievement Methods) for the revised version, including columns for implementation period and summary.

改正前

別添1

(厚生労働省25(●-●-●))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

Main table for '改正前' (Original) version, containing columns for policy goals, implementation status, and performance indicators.

Table for '達成手段の概要' (Summary of Achievement Methods) for the original version, including columns for implementation period and summary.

改正後
実績評価書様式

(厚生労働省25(●-●-●))

施策目標名								
施策の概要								
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)								
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、給付の運営費交付金は含まない。	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)						
		補正予算(b)						
		繰越し等(c)						
		合計(a+b+c)						
執行額(千円、d)								
執行率(%)、d/(a+b+c)								
関連税制								
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 …における…の実施件数	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		○年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度			
	年度ごとの目標値									
測定指標	指標2 …における…の割合	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		○年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度			
	年度ごとの目標値									
測定指標	指標3	施策の進捗状況(実績)					目標	主要な指標	達成	
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度				○年度
	年度ごとの目標値									
測定指標	【参考】指標4	実績値					目標	主要な指標	達成	
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度				○年度
	年度ごとの目標値									

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)
	総合判定	(判定結果)
		(判定理由)
	施策の分析	(有効性の評価)
		(効率性の評価)
(現状分析)		
次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)	
	(予算要求について) 以下の□で囲んだ方向で検討します。 増額/現状維持/シリングによる減額/見直しによる減額	
	(税制改正要望について) (機構・定員について)	

学識経験を有する者の知見の活用

参考・関連資料等

担当部署名 作成責任者名 政策評価実施時期

改正前
実績評価書様式

(厚生労働省24(●-●-●))

施策目標名								
施策の概要								
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)								
予算書との関係 ・関連税制	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)						
		補正予算(b)						
		繰越し等(c)						
		合計(a+b+c)						
執行額(千円、d)								
執行率(%)、d/(a+b+c)								
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 …における…の実施件数	基準値	実績値				目標値	主要な指標	達成
		○年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
	年度ごとの目標値								
測定指標	指標2 …における…の割合	基準値	実績値				目標値	主要な指標	達成
		○年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
	年度ごとの目標値								
測定指標	指標3	施策の進捗状況(実績)				目標	主要な指標	達成	
		21年度	22年度	23年度	24年度				○年度
	年度ごとの目標値								
測定指標	【参考】指標4	実績値				目標	主要な指標	達成	
		20年度	21年度	22年度	23年度				24年度
	年度ごとの目標値								

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	
	効率性の評価	
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の□で囲んだ方向で検討します。 見直しの上(増額/現状維持/減額)
	税制改正要望について	
	機構・定員について	以下の方向で検討します。 ・減員 ・増員

学識経験を有する者の知見の活用

参考・関連資料等

担当部署名 作成責任者名 政策評価実施時期

厚生労働省における政策評価実施要領（案）

平成2~~5~~6年●月
厚生労働省政策評価官室

厚生労働省における政策評価実施要領目次

第1章	総則	1
第2章	事前分析表作成、実績評価及びモニタリング実施要領	3
第3章	事業評価（事後）実施要領	5
第4章	総合評価実施要領	6
第5章	租税特別措置等の政策評価実施要領	7
第6章	水道施設整備事業評価実施要領	8
第7章	研究開発評価実施要領	9
第8章	成果重視事業評価実施要領	10
第9章	規制の事前評価実施要領	11

[別紙]

別紙1-1 事前分析表様式

別紙1-2 事前分析表様式（記載要領）

別紙1-3 実績評価書様式

別紙1-4 実績評価書様式（記載要領）

~~別紙2-1~~ ~~モニタリング結果報告書様式~~（以下省略）

~~別紙2-2~~ ~~モニタリング結果報告書様式（記載要領）~~

別紙~~3~~2-1 事業評価書（事後）様式

別紙~~3~~2-2 事業評価書（事後）様式（記載要領）

別紙~~3~~2-3 事業評価書（事後）要旨様式

別紙~~4~~3-1 総合評価書様式

別紙~~4~~3-2 総合評価書様式（記載要領）

別紙~~5~~4-1 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

別紙~~5~~4-2 租税特別措置等に係る政策の事前評価書（記載要領）

別紙~~5~~4-3 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

別紙~~5~~4-4 租税特別措置等に係る政策の事後評価書（記載要領）

別紙~~6~~5-1 成果重視事業評価書様式

別紙~~6~~5-2 成果重視事業評価書様式（記載要領）

別紙~~6~~5-3 成果重視事業評価書要旨様式

- 別紙~~7~~6－1 規制影響分析書様式
- 別紙~~7~~6－2 規制影響分析書様式（記載要領）
- 別添~~7~~6－3 規制影響分析書要旨様式
- 別紙~~7~~6－4 チェックリスト（改正案）
- 別紙~~7~~6－5 チェックリスト（代替案）

[別添]（省略）

- 別添1 「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成23年7月7日健発第0707第1号）
- 別添2－1 「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成23年7月7日健水発第0707第1号）
- 別添2－2 「水資源機構事業の評価の実施について」（平成23年7月7日健水発第0707第1号）
- 別添3 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）
- 別添4 「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成22年11月1日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）

第1章 総則

1. 趣旨

厚生労働省における政策評価の実施に関しては、

- 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第3期)」(平成24年3月30日厚生労働大臣決定)
- 「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」(平成2~~5~~6年●月●日厚生労働大臣決定)

○本実施要領

の定めるところによる。

本実施要領は、具体的な評価の手順及び評価書の記入方法について定めるものである。

2. 評価書作成上の留意点

評価書の作成に当たっては、国民に対する行政の説明責任を果たすという政策評価の目的に資するよう、次の点に留意する。

評価書作成上の留意点

- 国民にとって分かりやすい用語・表現になっているか
 - ・ 厚生労働行政について専門的知識を有していない者が理解できるよう、専門用語は平易な表現に言い換えているか。専門用語を使用する場合には分かりやすく解説しているか。
 - ・ 文章を短くまとめるなど、分かりやすさを追求しているか。
 - ・ 必要に応じて図表、グラフ等を示し国民の理解を助けているか。
- 国民がバックデータを確認しようとした際に、参照できるようになっているか。
 - ・ 資料の出典を明らかにしているか。
 - ・ 原典資料へアクセスできるHPアドレス等を掲載しているか。
- 評価対象期間外のことであっても、評価書作成時点における最新の関連情報(主な出来事、事件等への対応方針、対応状況等)や前年度以前の実績等を盛り込むなど、国民の興味・関心に応える内容となっているか。
- 有効性、効率性等の評価は、国民に対して説得力のあるものとなっているか。
- 評価を受けて検討する今後の方向性は、効率性や質を追求したものとなっているか、成果が期待できるものとなっているか。

3. 用語の定義

本実施要領で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

基本計画	「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」（平成24年3月30日厚生労働大臣決定）
実施計画	毎年度定める「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」（平成26年●月●日厚生労働大臣決定）
政策体系	基本計画において定めた、基本目標、施策大目標、施策目標及び事務事業の一連の体系
評価予定表	基本計画の別紙に定めた施策目標の、事後評価を実施する概ねの時期及び評価方法を示したもの
担当部局	評価対象政策を所管する部局
査定課	組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求等を伴う政策については大臣官房会計課、税制改正要望を伴う政策については政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室
有識者会議	基本計画第8の2に定める「政策評価に関する有識者会議」

第2章 事前分析表作成、実績評価及びモニタリング実施要領

1. 事前分析表作成、実績評価及びモニタリングの趣旨

(1) 事前分析表作成の趣旨

事前分析表は、目標管理型の政策評価において、目的、目標（指標）、それらの達成手段等がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を明確にすることによって、事後における検証を簡素合理化するとともに、PDCAサイクルを通じたマネジメントを向上させ、国民への説明責任を徹底することを目的として作成するものである。

(2) 実績評価の趣旨

実績評価は、政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、施策目標ごとに、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定し、目標の達成度合いについて評価するものであり、厚生労働行政全般にわたる施策の見直しや改善に資することを目的とするものである。

(3) モニタリングの趣旨

モニタリングとは、政策体系に定めた施策目標について、政策評価の評価に資するため、あらかじめ設定した指標について測定し、進捗状況を定期的・継続的に把握するものである。

2. 事前分析表作成、実績評価及びモニタリングの対象

(1) 事前分析表の作成対象

基本計画の計画期間中に実績評価方式での事後評価の対象となる全ての施策について、事前分析表を作成する。

(2) 実績評価及びモニタリングの対象

実績評価及びモニタリングの対象となる施策目標は、実施計画で定める。

なお、当該年度に実績評価を予定していない施策目標であっても、指標のモニタリングの結果を踏まえ、実績評価等を実施する場合もある。――

(3) モニタリングの対象

モニタリングは、全ての施策目標について実施する。

3. 事前分析表作成、~~及び~~実績評価書及び~~モニタリング結果報告書~~の評価等の手順

(1) 事前分析表

ア 担当部局は、基本計画の別紙に定められた政策体系における施策目標単位で、別紙1-1の様式に従い事前分析表を作成し、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室が定める期限までに政策評価官室に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は別紙1-2（記載要領）参照。

イ 担当部局は、政策評価官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、事前分析表を修正し、再度、政策評価官室に提出する。――

ウ 政策評価官室は、実施計画の別紙1に定める評価予定表に基づき、次年度に実績評価の対象となる施策目標について、有識者会議から意見の聴取等を行うものとする。担当部局は、有識者会議における指摘等を踏まえ所要の修正を行い、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室及び査定課に提出する。

エ 査定課は、取りまとめられた事前分析表のモニタリング結果を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に的確に反映させる。

オ 担当部局は、8月末を目処に、事前分析表の「平成26年度行政事業レビュー事業番号」欄に達成手段に係る平成26年度行政事業レビュー事業番号を記載し、政策評価官室に提出する。

ウカ 政策評価官室は、取りまとめられた事前分析表を公表するとともに、総務省へ通知する。

(2) 実績評価書、~~モニタリング結果報告書~~

ア 担当部局は、あらかじめ実施計画の別紙1で定めた指標等に基づき、別紙1-3の様式に従い実績評価書（別紙1-3の様式及び必要に応じ説明用資料を添付）~~又は別紙2-1の様式に従いモニタリング結果報告書~~を作成し、部局の取~~り~~まとめ課が確認の上、政策評価官室が定める期限までに政策評価官室及び査定課に提出する。

- ※ 様式記入上の留意事項等は別紙1-4（記載要領）~~及び別紙2-2（記載要領）~~参照。
- ※ 施策目標が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局が取~~り~~まとめを行い、一つの実績評価書~~又はモニタリング結果報告書~~として提出する。
- ※ 実績評価書の簡素化に伴い、当該評価書が要旨を兼ねるものとする。

~~なお、モニタリング結果報告書の内容を踏まえ、実績評価を行うことが望ましい場合は、担当部局及び査定課と調整の上、実績評価書の作成を依頼する。~~

イ 担当部局は、政策評価官室及び査定課の指摘等を踏まえ、必要に応じ、実績評価書、~~モニタリング結果報告書~~を修正し、再度、評価官室及び査定課に提出する。

ウ 政策評価官室は、実施計画の別紙1に定める評価予定表に基づき、該当する実績評価書について有識者会議から意見の聴取等を行うものとする。担当部局は、有識者会議における指摘等に対して、実績評価書の「学識経験を有する者の知見の活用」欄にその内容及び対応方針を記載するほか、他の記載欄についても所要の修正を行い、部局の取~~り~~まとめ課が確認の上、政策評価官室及び査定課に提出する。

エ 査定課は、取~~り~~まとめられた実績評価書及び~~モニタリング結果報告書~~を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に的確に反映させる。

オ 担当部局は、9月上旬を目処に、実績評価書の「~~評価結果の政策~~次期目標等への反映の方向性」欄に平成26年度予算概算要求等の内容を記載し、政策評価の結果の政策への反映状況と併せて、政策評価官室に提出する。

カ 政策評価官室は、実績評価書及び~~モニタリング結果報告書~~を取~~り~~まとめ、公表するとともに、実績評価書を総務省へ通知する。また、反映状況を確認の上、取~~り~~まとめ、総務省へ通知する。

第3章 事業評価（事後）実施要領

1. 評価の趣旨

事業評価（事後）は、事業評価（事前）を実施した個々の事業について、一定期間経過後に、事業の継続の可否を判断し、事業内容を状況変化に即して見直すこと等を目的として、事業が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当だったか、事業の実施により費用に見合った効果が得られたかなどの観点から、評価を実施するものである。

2. 評価対象

原則として、事前評価を実施したもののうち、事業開始後3年を経過したものを対象として実施する。従って、平成2~~5~~6年度に実施する事後評価は、平成2~~4~~2年度に事前評価を実施した平成2~~2~~3年度予算概算要求に係るものが該当する。

ただし、以下に該当するものについては、事後評価を実施しないものとし、具体的には、実施計画の別紙2において定める。

- ・予算概算要求を行ったが認められなかったもの
- ・すでに終了・廃止し、又は終了・廃止が決まっているもの
- ・事前評価を実施した年度以降に拡充等により、改めて新規事業の事前評価を実施したもの
- ・事前評価を実施した際に設定した事業の目標のすべてについて、実績評価書において評価を実施するもの又は実施したもの
- ・公共事業及び研究開発の事業評価を実施しているもの

3. 評価の手順

- (1) 事業の担当部局は、別紙~~2~~2-1の様式に従い事業評価書（事後）を作成し、部局の~~取~~取りまとめ課が確認の上、政策評価官室が定める期限までに政策評価官室及び査定課に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は別紙~~2~~2-2（記載要領）参照。

- (2) 担当部局は、政策評価官室や査定課の指摘等を踏まえ、必要に応じ、事業評価書（事後）を修正するとともに、別紙~~2~~2-3の様式に従い事業評価書（事後）要旨を作成した上で、政策評価官室及び査定課に提出する。
- (3) 政策評価官室は、事業評価書（事後）及び事業評価書（事後）要旨を~~取~~取りまとめ、公表するとともに、総務省へ通知する。
- (4) 査定課は、~~取~~取りまとめられた事業評価書（事後）を参考に査定を行い、予算要求等に的確に反映させる。
- (5) 担当部局は、9月上旬を目処に、政策評価の結果の政策への反映状況を政策評価官室に報告する。
- (6) 政策評価官室は、(5)の反映状況を確認の上、~~取~~取りまとめ、総務省へ通知する。

第4章 総合評価実施要領

1. 評価の趣旨

総合評価は、特定のテーマについて、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより、政策の見直しや改善に資する見地から、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析することを目的とするものである。

2. 評価対象

政策体系における基本目標ⅩⅢの施策目標及び政策評価官室と政策の担当部局等が調整の上、総合評価を行うこととしたものを対象として実施する。

※ 総合評価は、法改正を伴う制度改正や、目標値を掲げた計画を策定している行政分野において、当該計画の計画期間の最終年度を迎え、新たな計画を策定する場合等に実施することが望ましい。

3. 評価の手順

(1) 担当部局は、評価予定表等に基づき、原則として別紙~~4~~3-1の様式に従い総合評価書を作成し、部局の~~取~~りまとめ課が確認の上、政策評価官室が定める期限までに政策評価官室に提出する。なお、制度改正や関連計画の見直しを行うための総合評価については、原則として

- ① 当該評価対象の問題点が把握され原因の分析等がなされた時期に評価を実施するとともに
- ② 総合評価結果を踏まえた見直しが決定された時期に評価結果の政策への反映状況の報告等を行うものとする。

※ 具体的には、審議会、研究会等において答申や報告書の作成等が行われた時期が①に該当するものと考えられ、また、それを踏まえた法改正や計画の策定を検討し、具体的に講ずることとした措置を最終的に法案や計画に盛り込んだ時期が②に該当するものと考えられる。

※ 様式記入上の留意事項等は別紙~~4~~3-2（記載要領）参照。

(3) 担当部局は、政策評価官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、総合評価書を修正し、再度、政策評価官室に提出する。

(4) 政策評価官室は、~~取~~りまとめた総合評価書を公表するとともに、総務省へ通知する。

第5章 租税特別措置等の政策評価実施要領

1. 評価の趣旨

租税特別措置等に係る政策評価は、平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」等に適切に対応し、租税特別措置等の透明化及びその適宜適切な見直しに資するよう実施するものである。

評価の実施においては、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられることが必要である。

2. 評価対象

事前評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号並びに政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）I4キに規定する政策を対象とし、原則として税制改正要望を行うに当たって実施する。なお、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号ロ及び第8号における「税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置」とは、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置を指すものである。

事後評価は、政策評価に関する基本方針I5カに規定する政策を対象とし、3年から5年に1回は評価を行うことを原則とする。なお、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等の具体的範囲は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号イ及びロと同様である。

3. 評価の手順

- (1) 担当部局は、事前評価においては別紙~~5-4~~-1の様式、事後評価においては別紙~~5-4~~-3の様式に従い租税特別措置に関する政策評価書を作成し、部局の~~取~~りまとめ課が確認の上、政策評価官室が定める期限までに政策評価官室及び査定課に提出する。

※ 事前評価において税制改正要望を行う単位が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局が~~取~~りまとめを行い、一つの評価書として政策評価官室及び査定課に提出する。事後評価においては、事前評価書を~~取~~りまとめた単位で、主に所管している担当部局が~~取~~りまとめを行い、一つの評価書として政策評価官室及び査定課に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は、事前評価については別紙~~5-4~~-2（記載要領）、事後評価については別紙~~5-4~~-4（記載要領）参照。

- (2) 担当部局は、政策評価官室や査定課の指摘等を踏まえ、必要に応じ、評価書を修正し、再度、評価官室及び査定課に提出する。

- (3) 政策評価官室は、評価書を~~取~~りまとめ、を公表するとともに、総務省へ通知する。

※ その他詳細は、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）」を参照すること。

第6章 水道施設整備事業評価実施要領

1. 評価の趣旨

水道施設整備事業に係る政策評価は、水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施経過の透明性の一層の向上を図るため、事業採択前の事業を対象に事前評価を実施するとともに、事業採択後一定期間を経過した事業を対象に、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて事業の見直し等を行う再評価を実施することにより、水道施設整備事業の適切な実施に資することを目的とするものである。

2. 評価対象

基本計画及び実施計画において、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成23年7月7日健発0707第1号）（別添1参照）で定めるところにより評価の対象とすることとしたものを対象に実施する。

3. 評価の手順

(1) 事業の担当部局（健康局水道課）は、別添1の要領及び当該要領の実施細目である「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成23年7月7日健水発0707第1号）（別添2-1参照）及び「水資源機構事業の評価の実施について」（平成23年7月7日健水発0707第1号）（別添2-2参照）に従い、水道施設整備事業に係る政策評価書を作成し、学識経験者等の第三者からの意見を求めた上で~~取~~りまとめ、政策評価官室に提出する。

(2) 政策評価官室は、~~取~~りまとめられた評価書を公表するとともに、総務省へ通知する。

第7章 研究開発評価実施要領

1. 評価の趣旨

国民の健康・医療・福祉・生活環境・労働安全衛生など国民生活の向上に資することを目的とする厚生労働省の科学研究開発は、その研究成果が着実に行政施策へと反映されるとともに、研究成果を積極的に公表し、国民に対する説明責任を果たすことにより、優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが求められている。研究開発に係る政策評価は、こうした要請に応えられる研究開発の適切かつ効率的実施に資するよう実施するものである。

2. 評価対象

基本計画、実施計画において、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）（別添3参照）に基づき評価の対象とすることとされた研究開発を対象に実施する。

3. 評価の手順

- (1) 担当部局（大臣官房厚生科学課）は、別添3の指針及び当該指針に基づき策定された「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成22年11月11日厚生労働省大臣官房厚生科学課）（別添4）に従い「厚生労働省の平成25年度研究事業に関する評価（概算要求前の評価）」及び「厚生科学研究費補助金の成果に関する評価（平成24年度報告書）」を作成し、前者を基本計画における事前評価、後者を基本計画における事後評価と位置付け、厚生科学審議会科学技術部会の承認を経て、政策評価官室に提出する。
- (2) 政策評価官室は、~~取~~りまとめられた評価書を公表するとともに、総務省へ通知する。

第8章 成果重視事業評価実施要領

1. 評価の趣旨

成果重視事業評価は、企画立案（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－見直し・改善（Action）という予算編成プロセスを定着させる観点から、成果重視事業について、各年度ごと及び計画期間終了後に、設定した定量的な目標の達成状況や予算執行の弾力化により得られた効果などを評価する。

2. 評価対象

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、成果重視事業に位置付けられているものを対象として実施する。

3. 評価の手順

(1) 事業の担当部局は、別紙~~6~~5－1の様式に従い成果重視事業評価書を作成し、政策評価官室が定める期限までに政策評価官室及び査定課に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は別紙~~6~~5－2（記載要領）参照。

(2) 担当部局は、政策評価官室や査定課の指摘等を踏まえ、必要に応じ、成果重視事業評価書を修正するとともに、別紙~~6~~5－3の様式に従い成果重視事業評価書要旨を作成した上で、政策評価官室及び査定課に提出する。

(3) 政策評価官室は、成果重視事業評価書及び成果重視事業評価書要旨を~~取~~取りまとめ、公表するとともに、総務省へ通知する。

(4) 査定課は、~~取~~取りまとめられた成果重視事業評価書を参考に査定を行い、予算要求等に適切に反映させる。

(5) 担当部局は、9月上旬を目処に、政策評価の結果の政策への反映状況を政策評価官室に報告する。

(6) 政策評価官室は、(5)の反映状況を確認の上、~~取~~取りまとめ、総務省へ通知する。

第9章 規制の事前評価実施要領

1. 評価の趣旨

規制の事前評価は、規制が、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものであることから、規制によって発生する効果や負担を事前に予測・評価することにより、規制の質の向上を図るとともに、利害関係者のみならず、規制について広く国民の理解を得ることを目的とするものである。

2. 評価対象

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更することを目的とする政策を対象として実施する。

3. 評価の手順

- (1) 規制の担当部局は、規制の新設・改廃を行う政策の企画立案にあわせて、別紙~~7~~6-1の様式に従い規制影響分析書、別紙~~7~~6-4に従いチェックリスト（改正案）及び別紙~~7~~6-5に従いチェックリスト（代替案）を作成し、遅くとも、(3)の定める公表及び総務省への通知の期限の二週間前までに政策評価官室に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は別紙~~7~~6-2（記載要領）参照。

※ 新設・改廃する規制が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局が~~取~~りまとめを行い、一つの評価書として政策評価官室に提出する。

また、関連する規制の内容が同一法令の複数の条項や複数の法令の条項にわたる場合であって、別々に評価を実施することにより適切な評価が可能となると判断されるものについては、政策評価官室と相談の上、それぞれ別個に評価書を作成する。

- (2) 担当部局は、政策評価官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、規制影響分析書を修正するとともに、別紙~~7~~6-3に従い規制影響分析書要旨を作成した上で、政策評価官室に提出する。

- (3) 政策評価官室は、規制影響分析書及び規制影響分析書要旨を~~取~~りまとめ、公表するとともに、規制影響分析書を総務省へ通知する。

なお、規制影響分析書の公表及び総務省への通知については、

- ① 規制の新設・改廃が法律による場合は、法律案の閣議決定までに、
- ② 規制の新設・改廃が政令による場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（意見公募手続の適用除外のものについては閣議決定）までに行う。

※ その他詳細は、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）を参照すること。

※ 規制影響分析書の総務省への通知後の作業プロセスについては、以下のとおり。

- ① 総務省において、規制影響分析書が点検され「点検結果確認表」が作成され、当省に対し確認依頼が行われる。
- ② 当省において、「点検結果確認表」が確認され、
 - ・ 意見出し等を行った場合は、総務省との調整（ヒアリングを含む。）が行われ、総務省において、当省の意見を踏まえ、「点検結果表」が作成される。

- ・ 意見出し等を行わなかった場合は、総務省において「点検結果確認表」の内容のまま「点検結果表」が作成される。
- ③ 総務省より、当省に対し「点検結果表」の最終確認依頼が行われ、最終調整がなされた後、総務省ホームページにおいて「点検結果表」が公表される。

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(●-●-●))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名								担当 部局名		作成責任者名											
施策の概要								政策体系上の 位置づけ													
施策の予算額・執行額	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの) 関連施策	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)									
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)																			
		補正予算(b)																			
		繰越し等(c)																			
		合計(d=a+b+c)																			
執行額(千円、e)																					
執行率(％、e/d)																					
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)								政策評価実施予定 時期(評価予定表)			<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	24	25	26	27	28					
24	25	26	27	28																	
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												
1																					
2																					
測定指標 (定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
			施策の進捗状況(実績)																		
3																					
(参考)測定指標				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
4																					

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						
...						

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(I-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>施策目標の名称と政策体系番号を記載。 例：日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること (施策目標1-1-1)</p>							<p>担当 部署名</p>	<p>〇〇局〇〇課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>〇〇課長 〇〇 〇〇</p>												
<p>施策の概要</p>	<p>施策の概要を記載。 例：本施策は、次の施策目標を柱に実施している。 ・〜〜すること ・〜〜すること</p>							<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>上位の政策体系を記載。 基本目標〇 〇〇〇〇 施策大目標〇 〇〇〇〇 例：基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p>														
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>区分</p>							<p>施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>		<p>年月日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>										
	<p>当初予算(a)</p>								<p>施政方針演説(〇〇総理)</p>		<p>平成〇年〇月〇日</p>		<p>医療崩壊を食い止め、地域で安心して医療を受けられる体制を確保する決意を表明</p>										
	<p>補正予算(b)</p>								<p>実績評価書作成年度に〇を記載すること。</p>														
	<p>繰越し等(c)</p>																						
	<p>合計(d=a+b+c)</p>																						
<p>執行額(千円、e)</p>							<p>24年度</p>		<p>25年度</p>		<p>26年度</p>		<p>27年度</p>										
<p>執行率(%、e/d)</p>							<p>28年度</p>		<p>29年度</p>		<p>30年度</p>		<p>31年度</p>										
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>施策目標がどのような前提の上に成り立っているのか、国と地方自治体、民間等との役割分担がどうなっているのか等、施策の大枠について、根拠法令等に触れつつ、わかりやすく平易な文章で解説。 例：〇〇法により、〜〜を定めることとされている。</p>							<p>政策評価実施予定 時期(評価予定)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	○				
24	25	26	27	28																			
○																							
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの実績値</p>					<p>【留意点】 測定指標は、施策目標の達成状況を評価するために、可能な限り、アウトカム指標で設定し、アウトカム指標を設定することが困難な場合には、アウトプット指標で設定すること。 アウトカム指標...成果指標。受益者(国民等)からみた行政活動の効果。 アウトプット指標...活動指標。事業の具体的な活動量や活動実績。 (例 周産期医療体制の整備という目標があった場合、母子周産期医療センター数などがアウトプット指標、幼児死亡率の低下などがアウトカム指標となる。)</p>													
<p>第3期基本計画期間(平成24年度~平成28年度)の目標値及び実績値を記載すること。</p>		<p>年度ごとの目標値</p>		<p>年度ごとの実績値</p>																			
<p>施策目標の達成度合いを測定するための指標を記載。 1 注1参照 例：〇〇調査における△△率</p>	<p>40% 注2参照</p>	<p>18年度 注3参照</p>	<p>70% 注3参照</p>	<p>28年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>測定された測定指標が、どのような理由で、目標の達成状況を測定するため妥当であると考えたのかについて記載するとともに、設定された目標値が、どのような理由で目標年度までに達成すべき目標値であると考えたのかについて記載。 ※対外的な計画等で数値が明確に定められている場合にはその旨を明記。 例：本施策における重点事項を定めている〇〇計画(閣議決定)において、〇〇調査における△△率については、××年までに□□%にすることとされているため。</p>													
<p>2 例：〇〇に占める△△の割合</p>	<p>60%</p>	<p>20年度</p>	<p>30%</p>	<p>30年度</p>	<p>〇%</p>	<p>〇%</p>	<p>〇%</p>	<p>〇%</p>	<p>〇%</p>	<p>例：〇〇基本計画(閣議決定)の成果指標として〇〇に占める△△の割合を、××年までに□□%にすることと規定されているため。</p>													
<p>測定指標 (定性的)</p>	<p>目標</p>		<p>目標年度</p>		<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>													
<p>〇〇事業計画の推進</p>	<p>〇〇事業計画の完了</p>		<p>29年度</p>	<p>-</p>	<p>〇〇事業計画策定</p>	<p>対象事業選定洗い出し</p>	<p>事業の進捗を管理するための計画の策定</p>	<p>〇〇事業計画の実施促進</p>	<p>例：△△における第□次〇〇計画(平成〇年〇月〇日閣議決定)において、「平成29年度までに〇〇事業を完了する。」と規定されているため。</p>														
<p>(参考)測定指標</p>					<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>測定指標には適さないが、施策の状況を把握するためにおさえておきたい指標があれば記載。 例：労働基準監督署の勧告件数など(一概に増えればいい、減ればいいというものではないが、状況を知ることが労働基準監督行政の現状を把握する上で大切な指標である。)</p>													
<p>4 例：〇〇件数(△△調査より)</p>					<p>-</p>	<p>〇件</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>														

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
注5参照 (1) ○○事業 (平成△△年)	注6参照 ○○百万 円 (△△百万 円)	○○百万円	○○百万円	注7参照 1, 3	注8参照 ～において、○○を整備 ・○○を整備することは、△△現在……人いる～に対し、○○を提供、促進することとなるため、測定指標の○○率を……%押し上げる効果があると見込んでいる ・○○整備率: ○% (○○の満足度: ○%)	注9参照 001
(2)						
(3)						
(4)						
...						

行政事業レビューと同じ事業単位で記載すること。

【注釈】

- (注1) 「測定指標」については、数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可とするが、「達成すべき目標」に関し達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記載すること。
- (注2) 「基準値」欄には、指標を測定する際に基準とする値及び基準とする年度を記入。
- (注3) 「目標値」欄には、測定する指標の目標値及び目標を達成しようとする年度を記入。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記入の仕方を適宜工夫するものとする。
- (注4) 「年度ごとの目標値」には、基準年度から目標年度までの間に、中間的な目標値を設定している場合に記入。
なお、可能な限り中間的な目標値を設定することとするが、設定していない場合、当該欄には「-」を記入するものとする。
- (注5) 「達成手段(開始年度)」欄の記入においては、以下の点に留意すること。
・内部管理事務に係る共通経費は除く。
・予算事業である達成手段については、平成26年度行政事業レビューにおける事業単位で、全て記入するとともに、事業名は、平成26年度行政事業レビューシートの事業名を記載する。
・達成手段がない施策については、「達成手段(開始年度)」欄には「-」を記入。
- (注6) 「補正後予算額(執行額)」欄には、達成手段のうち予算事業について、補正後予算額又は、補正予算成立を受け新たに追加された予算事業の予算額(一般会計、特別会計を問わない。)を記入。
また、「24年度」欄には、括弧書きで執行額を記入。
- (注7) 「26年度当初予算額」欄には、当該達成手段のうち予算事業について、平成26年度当初予算額を記入。
- (注8) 「関連する指標」欄には、達成手段に関連している測定指標について、「測定指標」欄に記載した算用数字番号を記入。達成すべき目標に直接関連付けている場合等については、「-」を記入。
- (注9) 「平成26年行政事業レビュー事業番号」欄には、達成手段に係る平成26年行政事業レビュー事業番号を記入する。

実績評価書様式

【別紙1-3】

(厚生労働省25(●-●-●))

施策目標名								
施策の概要								
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)								
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)						
		補正予算(b)						
		繰越し等(c)						
		合計(a+b+c)						
	執行額(千円、d)							
執行率(%、d/(a+b+c))								
関連税制								
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 ……における……の実施件数	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		○年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	○年度		
		年度ごとの目標値								
	指標2 ……における……の割合	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		○年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	○年度		
		年度ごとの目標値								
	指標3	施策の進捗状況(実績)						目標	主要な指標	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	○年度			
		年度ごとの目標値								
	【参考】指標4	実績値								
21年度		22年度	23年度	24年度	25年度					

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)
	総合判定	(判定結果)
		(判定理由)
	施策の分析	(有効性の評価)
		(効率性の評価)
		(現状分析)
	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) (予算要求について) 以下の□で困んだ方向で検討します。 増額／現状維持／シーリングによる減額／見直しによる減額 (税制改正要望について) (機構・定員について)

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	
----------	--

担当部局名		作成責任者名		政策評価実施時期	
-------	--	--------	--	----------	--

＜実績評価書様式の記載要領＞

※ 本記載要領は、平成 25 年度に実施された政策体系の施策目標（基本目標 X III に係るものを除く。）に係る実績評価書の作成を前提とし、様式の記載に当たっての標準的な考え方を示したものである。

1 実績評価書は施策目標単位で作成し、様式の各欄には数行程度の簡潔で分かりやすい文章で記載すること。なお、表記は「である」調で統一すること。

2 評価書の欄外右上に記載した「厚生労働省 25」に続く（ ）内には、平成 25 年度事前分析表の該当する政策体系番号を記載する。

例：「厚生労働省 25 (I - 1 - 1)」

3 「施策目標名」欄には、評価対象とした施策目標を、平成 25 年度事前分析表のとおり、記載するとともに、（ ）内に上記 2 の政策体系番号を記載する。

例：日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること（施策目標 I - 1 - 1）

4 「施策の概要」欄には、平成 25 年度事前分析表における「施策の概要」欄の記述を基本とし、評価対象とした施策目標が理解しやすいように、実施された個々の施策（事務事業）の目的、目標について記載する。

5 「施策の背景・枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）」欄には、

① 施策の「背景」については、当該施策目標が設定されている背景、事情（解決すべき問題点や行政が対応する必要性）について簡潔に記載するとともに、施策をとりまく状況の変化やそれに伴う現下の課題についても併せて記載する。

② 施策の「枠組み」については、施策の法令根拠、政府の既定の方針（閣議決定等）や計画（〇ヶ年計画、〇〇ビジョンの類）について記載する。その際に、国・地方自治体・民間等との役割分担について、特徴的な点があれば付記する。

6 「施策の予算額・執行額等」欄は、以下のとおりとする。

① 一般会計、特別会計を問わず評価対象とした施策目標ごとの合計額を、直近 5 年分（平成 22 年度から 26 年度分）記載する。

② 移替経費については、予算計上所管にて把握・記載する。

③ 「繰越し等 (c)」欄には、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等の合計額をネット（正味）で記載する。

④ 複数施策に関連する予算額・執行額については、＜＞外書きにて記載する。

- ⑤ 前年度分（25年度分）の「繰越し等（c）」欄、「合計（a+b+c）」欄及び「執行額（千円）」欄についての記載は任意とする。
- ⑥ 「関連税制」については、当該施策目標に関連する税制があれば、記載する。
- 7 「施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）」欄には、施政方針演説や閣議決定等で示されたものなど、評価対象とした施策目標に係る内閣としての重要政策の主なものについて、施政方針演説等の名称、年月日（国会会期）及び関係部分の抜粋を記載する。
- なお、記載に当たって分量が多くなり過ぎる場合には、施政方針演説、閣議決定等のどこに記載があるのか具体的に特定できる形で記載する（例えば、記載箇所の章又は節の番号を記載するなど）。
- 8 「測定指標」欄には、平成25年度事前分析表における「測定指標」を記載し、1から始まる算用数字番号を順次付す。
- 本欄には、原則として、達成すべき水準が数値化されている測定指標を記載する。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可とするが、達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記載するものとする（例えば、施策目標の特性により、前述の記載が困難な場合、「施策の進捗状況（実績）」欄に、測定指標に係る施策について各年度の進捗状況などを記載するなどの対応を行うことなど）。
- なお、施策目標の特性により、単年度で目標（目標値）を設定している場合には、それに対応した形で記載することも可とする。
- 9 「測定指標」欄中、「基準値」欄には、平成25年度事前分析表における「測定指標」欄中の「基準値」及び「基準年度」を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。
- 10 「測定指標」欄中、「目標値」欄には、平成25年度事前分析表における「測定指標」欄中の「目標値」及び「目標年度」を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。
- 11 「測定指標」欄中、「実績値」欄及び「年度ごとの目標値」欄には、平成25年度事前分析表における「測定指標」の直近5か年分（平成22年度から25年度分）の実績値及び目標値を記載する。
- なお、可能なかぎり中間的な目標値を設定することとするが、設定していない場合、当該欄には、「－」を記載するものとする。
- 12 「測定指標」欄中、「【参考】指標」欄には、平成25年度事前分析表における「測定指標」欄中の「（参考）測定指標」を記載する。

本欄には、当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準の測定指標としては適さないが、施策の実施状況や施策をとりまく状況の変化を把握するために有益だと思われる指標がある場合に記載する。

- 13 「測定指標」欄中、「主要な指標」欄には、以下の基準により主要な指標と判断される場合、○を記載する。

※ “主要な指標”の判断基準

所管課において、以下のア～ウのいずれかに当てはまると思料するものを「主要な指標」とする。

- ア 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
- イ 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
- ウ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

- 14 「測定指標」欄中、「達成」欄には、平成 25 年度事前分析表における「測定指標」ごとの目標の達成状況に応じて、以下の 4 区分による判定を記載する。

○：達成 △：おおむね達成 ×：未達成 ー：判定不能（当該年度の実績値が無い等）

- 15 「評価結果と今後の方向性」欄中、「目標達成度合いの測定結果」欄には、上記 14 の測定指標ごとの達成状況（○と△の数等）に応じて、以下の①～⑤までの各行政機関共通区分を記載する。

- ① 全ての測定指標の達成状況が○又は△で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
 - ② 全ての測定指標の達成状況が○又は△で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
 - ③ 一部の測定指標の達成状況が×となったが、主要な測定指標の達成状況は○で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの
 - ④ 一部の測定指標の達成状況が×となり、かつ主要な測定指標の達成状況が△で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
 - ⑤ 主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が×となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの
- 16 「評価結果と今後の方向性」欄中、「総合判定」欄には、上記①～⑤の区分に、その他の要因（外部要因等）を加えた施策目標の総合的な評価の判定結果及びその判定理由を記載する。

なお、総合判定結果の区分は、以下のとおり。

A（目標達成）

- ・測定結果が①又は②に区分されるもの
- ・測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し目標を達成していると評価できるもの

B（達成に向けて進展あり）

- ・測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
 - ・測定結果が④に区分されるもの
- C（達成に向けて進展がない）
- ・測定結果が⑤に区分されるもの

17 「評価結果と今後の方向性」欄中、「施策の分析」欄には、「有効性の評価」、「効率性の評価」及び「現状分析（施策の必要性の評価）」を記載する。

「有効性の評価」は、施策の企画立案段階において実現することが期待されていた状態（あるべき姿、目標）にどれだけ到達したかを記載する。

具体的には、目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかについて分析、解明する。

一方、目標を達成できなかった場合には、その理由として、①目標数値の水準設定の妥当性、②事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離、③施策の具体的な仕組み上の問題点、④予算執行面における問題点など様々な要因が考えられる。このため、施策の目標を達成できなかった要因について掘り下げた分析を行い、真の原因（目標達成のために解決すべき重大な課題）について記述する。

「効率性の評価」は、事務事業のやり方・進め方とそれに要するコスト（物件費・人件費）に着目し、事務事業を実施した結果としての成果（アウトプット）に対してコスト（インプット）が適切なものになっているか（コストパフォーマンスの善し悪し）について記載する。すなわち、事務事業によって得られる成果を低下させずに、事務事業のやり方・進め方を見直してコストをいかに抑制していくか（コストの適正化）を絶えず検証することが重要である。

事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入したすべての資源）が過大であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要になる。効率性については、施策目標全体としてではなく、個別の事業単位で測定されるものであることを踏まえ、行政事業レビューにおいて指摘された問題点や課題についても記載する。

「現状分析（施策の必要性の評価）」は、上記の「総合判定結果」、「有効性の評価」、「効率性の評価」を踏まえ、施策目標を構成する一連の事務事業について、評価対象期間全体（複数年度の実績）における取組みについて総合的な評価（評価には必要性、妥当性の観点からの評価も織り込むことに留意する。）を行った内容を記述する。その際には「次期目標等への反映の方向性」の記載内容の前提となる、政策遂行上の課題（マネジメントサイクルの「Check」）を明確化すること。

18 「評価結果と今後の方向性」欄中、「次期目標等への反映の方向性」欄の「施策及び測定指標の見直しについて」には、上記17の「現状分析」を受けて、今後の施策運営に対する改善方策（マネジメントサイクルの「Action」）の基本方針を記述する。なお、基本方針の記述に当たっては、以下の「施策の反映に向けた方向性」に留意するとともに、「次期目標等への反映の方向性」欄（予算、税制改正要望、機構・定員）の記述との関係性が明らかとなるよう記載すること。

※ 「施策の反映に向けた方向性」

① 総合判定結果Aの場合

- ・より効率的、効果的な実施に向けた工夫
- ・目標設定の妥当性の検討

② 総合判定結果Bの場合

- ・目標の早期達成に向けた、有効性の高い達成手段の検討
- ・効率的、効果的な施策の実施方法の検討

③ 総合判定結果Cの場合

- ・目標設定、測定指標、達成手段等の大幅な見直しを検討（施策の廃止を含む）

※ 19～21については、平成27年度予算概算要求を行った後に記載するものとする。

従って、有識者会議のワーキンググループ（6月下旬から7月中を予定）に提出する評価書においては空欄とする。

19 「評価結果と今後の方向性」欄中、「次期目標等への反映の方向性」欄の（予算要求について）には、平成27年度予算概算要求において、平成26年度当初予算と比べてどのような内容であったかについて、「増額」、「現状維持」、「シーリングによる減額」又は「見直しによる減額」のいずれかに□を付す。

また、「増額」及び「見直しによる減額」の場合は、具体的な要求内容及びその政策上の理由を記載する。

例：以下の□で囲んだ方向で検討します。

増額 / 現状維持 / シーリングによる減額 / 見直しによる減額

- ・〇〇関係。～～について推進していくため。

20 「評価結果と今後の方向性」欄中、「次期目標等への反映の方向性」欄の（税制改正要望について）には、平成27年度度税制改正要望において、評価対象とした施策目標に関係する税制改正要望を行っている場合、その内容について記載する。

なお、要望を検討していない場合、当該欄には「－」を記載するものとする。

例： …という税制改正要望を検討する。検討の詳細は、別途作成する租税特別措置に関する政策評価書を参照されたい。

21 「評価結果と今後の方向性」欄中、「次期目標等への反映の方向性」欄の（機構・定員について）には、平成27年度組織定員要求において、要求を行った場合には「増員」もしくは「減員」と明記し、具体的な要求内容及びその理由を（ ）書きで記載する。また、組織・機構の統廃合など組織の改編を要求した場合には、要求内容及びその理由を（ ）書きで記載する。

なお、増員等を検討していない場合、当該欄には「－」を記載するものとする。

例：

- ・減員（〇〇関係。既に十分な政策効果を発揮したため。）
- ・増員（〇〇関係。～～の検討を推進するため。）

22 「学識経験を有する者の知見の活用」欄には、学識経験者の意見内容やそれを評価結果に反映した場合には当該意見の反映内容の概要を記載する。このうち、有識者会議のワーキンググループ会合の議題となったものについては、ワーキンググループ会合での意見内容及び、それらを評価結果に反映した場合には、当該意見の反映内容の概要を、同会合の開催後に記載する。

例：厚生労働省政策評価に関する有識者会議〇〇ワーキンググループ（平成26年〇月〇日開催）で議論いただいたところ、「・・・」、「・・・」といった意見が出されたが、評価書の修正に繋がる指摘はなかった。

（議論いただき、・・・というご指摘をうけ、〇〇〇の点についての評価を見直した。）

23 「参考・関連資料等」欄には、評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要又はその所在に関する情報について、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）1（2）ア⑥に基づき記載する。

具体的には、必須記載事項として、以下の内容を記載する。

- ・法令検索サイト
- ・評価書上に記載している計画等の掲載URL
- ・指標に関連した調査結果の掲載URL
- ・関連事業の行政事業レビューの掲載URL
- ・有識者会議URL、政策評価基礎資料URL

これ以外に、評価書上に記載はないが参照したものについても、適宜解説を加えながら盛り込む。

例：関連法令（右記検索サイトから検索できます） URL：

〇〇決定 URL：

〇〇調査（指標1～3関係） URL：

関連事業の行政事業レビューシート URL：

租税特別措置に関する政策評価書「...」 URL：

厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL：

厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL：

24 「担当部局名」、「作成責任者名」欄には、政策評価を担当した担当課室、作成責任者の役職・氏名を記載する。

なお、担当部局や作成責任者が、複数となる場合には、枠外に「・・・については、〇局〇課長〇〇」との注釈を記載する。

25 「政策評価実施時期」欄には、政策評価を実施する年（和暦）及び月を記載する

例：平成26年6月

以 上

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (案)
(平成 2 ~~5~~ 6 年度)

平成 2 ~~5~~ 6 年 ● 月 ● 日
厚生労働大臣決定

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成25~~5~~6年度)

目次

- 第1 はじめに
 - 第2 計画期間
 - 第3 政策体系及び評価予定表
 - 第4 事後評価の対象及び評価の方法
 - 第5 事後評価の実施
 - 第6 学識経験を有する者の知見の活用
 - 第7 評価結果の政策への反映状況の公表
 - 第8 その他
-
- 別紙1 平成25~~25~~26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（略）
 - 別紙2 事業評価予定一覧（略）
 - 別紙3 成果重視事業一覧（略）

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成2~~5~~6年度)

第1 はじめに

本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」（平成24年3月30日厚生労働大臣決定。以下「基本計画」という。）を踏まえて、平成2~~5~~6年度に実施する事後評価の対象、評価の方法等を明らかにするものである。

第2 計画期間

本計画の対象期間は、平成2~~5~~6年4月1日から平成2~~6~~7年3月31日までとする。

第3 政策体系及び評価予定

施策体系における各施策目標の測定指標、目標値（達成水準・達成時期）及び事務事業等を別紙1のとおり定める。

第4 事後評価の対象及び評価の方法

事後評価の対象及び評価の方法は以下に掲げるとおりとする。

1 政策体系に基づき対象とする政策（基本計画第7の1（1）関係）

政策体系の施策目標については、毎年度、評価又は指標のモニタリングを行う。平成2~~5~~6年度において評価を行う政策及び評価の方法は、別紙1（政策体系及び評価予定）のとおりとする。

加えて、指標のモニタリングの結果（以下「モニタリング結果」という。）により評価の必要が生じた施策目標について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策統括官付政策評価官室（以

下「政策評価官室」という。)が、当該政策の担当部局(大臣官房の各課を含む。以下同じ。)及び査定課(大臣官房会計課及び大臣官房人事課)と調整の上、定めることとする。

2 研究開発(基本計画第7の1(2)関係)

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発について、原則として事業評価方式により評価することとする。

3 公共事業(基本計画第7の1(3)関係)

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」(平成23年7月7日付健発0707第1号。以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。)で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業評価方式により評価することとする。

4 事前評価を実施した政策(基本計画第7の1(4)関係)

事前評価の実施後、一定期間が経過した事業のうち事後評価の対象とするものは、別紙2のとおりとし、事業評価方式により評価することとする。

加えて、事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたものについて、事業評価方式により評価する。なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該事業の担当部局及び査定課(大臣官房会計課)と調整の上、定めることとする。

5 政策決定後5年間で決定した時点で未着手のもの及び政策決定後10年間で経過した時点で継続中のもの(基本計画第7の1(5)関係)

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業評価方式により評価することとする。

6 成果重視事業(基本計画第7の1(6)関係)

事後評価の対象とする成果重視事業は、別紙3とし、原則として事業評価方式により評価することとする。

7 租税特別措置等(基本計画第7の1(7)関係)

租税特別措置等(法人税、法人住民税、法人事業税)について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。なお、具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当

該政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室）と調整の上、定めることとする。

8 閣議決定等（基本計画第7の1（8）関係）

1から7までに掲げるもののほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき政策評価の対象とするものについて、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価することとする。
なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該政策の担当部局及び関係する査定課と調整の上、定めることとする。

第5 事後評価の実施

1 指標のモニタリング

(1) 担当部局は、施策目標のうちモニタリングを実施することとされているものについて、設定した指標についてモニタリング結果を事前分析表に記載し、部局の取~~と~~りまとめ課で確認の上、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。

（※ 査定課とは、組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求又は財政投融资資金要求を伴う政策については大臣官房会計課、税制改正要望を伴う政策については政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室をいう。以下同じ。）

(2) 査定課は、モニタリング結果を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

(3) 政策評価官室は、モニタリング結果を確認の上、取~~と~~りまとめ、公表する。

2 実績評価方式による評価

(1) 担当部局は、施策目標のうち実績評価を実施することとされているものについて、施策目標ごとに指標の達成度を中心として評価を実施し、評価結果を評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）として取~~と~~りまとめ、部局の取~~と~~りまとめ課で確認の上、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。

(2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

(3) 政策評価官室は、基本計画第8の2に定める「政策評価に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の下に設置した労働・子育てワーキンググループ、医療・衛生ワーキンググループ及び福祉・年金ワーキンググループ（以下「各WG」という。）及び査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を確認の上、取~~と~~りまとめ、公表する。

3 総合評価方式による評価

- (1) 担当部局は、施策目標のうち総合評価を実施することとされているものについて、当該政策の問題点の把握、原因の分析等を中心に評価を実施し、評価結果を評価書等として取りまとめ、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。
- (3) 政策評価官室は、査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を確認の上、取りまとめ、公表する。

4 事業評価方式による評価

- (1) 担当部局は、事業評価を実施するものについて、評価を実施し、評価結果を評価書等として取りまとめ、部局の取りまとめ課で確認の上、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。
- (3) 政策評価官室は、査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を確認の上、取りまとめ、公表する。

第6 学識経験を有する者の知見の活用

実績評価書の作成に当たって、学識経験者等の高度の専門性や実践的知見の活用を図る観点から、政策評価官室は、6月又は7月に開催する各WGにおいて、実績評価書（案）の意見聴取を行うこととする。なお、各WGにおいて意見聴取を行う実績評価書（案）は、基本計画第7の1（1）ロに基づき作成した全実績評価書（案）及び基本計画第7の1（1）ハに基づき作成した実績評価書（案）の中から政策評価官室が各WGと調整の上、対象としたものとする。

それ以外の実績評価書（案）については、基本計画第8の1の考え方にに基づき、担当部局において、有識者から意見聴取を行うものとする。

また、政策評価官室は、年度末を目処に有識者会議を開催し、次年度の政策評価の実施に関する意見聴取等を行う。

第7 評価結果の政策への反映状況の公表

担当部局及び査定課は、評価結果を、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。また、担当部局は、平成2~~5~~6年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、9月中を目途に政策評価官室に報告する。

政策評価官室は、それらの反映状況を確認の上、取りまとめ、公表する。

第8 その他

1 政策評価の継続的改善

政策評価官室は、政策評価制度全般の改善・充実を図るため、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めることとする。

2 職員の資質の向上

政策評価官室は、職員の資質の向上を図るため、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に適宜提供するとともに、必要に応じて、政策評価に関する説明会を開催する。

3 本計画の改正

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、法、基本方針又は基本計画の変更等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

4 厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、「厚生労働省における政策評価実施要領」に定める。

政策評価実施予定時期(平成24～28年度)

施策目標		平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	WG
		ローテーション					
I-1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	実績					医療・衛生
I-2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること		実績				
I-2-2	医療従事者の資質の向上を図ること			実績			
I-3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること				実績		
I-3-2	医療安全確保対策の推進を図ること					実績	
I-4-1	政策医療を向上・均てん化させること			実績			
I-5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること	実績					
I-5-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること		実績				
I-5-3	適正な移植医療を推進すること			実績			
I-5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること				実績		
I-6-1	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	実績					
I-6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること		実績				
I-6-3	医薬品の適正使用を推進すること			実績			
I-7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること				実績		
I-8-1	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	実績			実績		
I-9-1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	実績	実績				
I-9-2	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること					実績	
I-10-1	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること					実績	
I-10-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること			実績			
I-11-1	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること	実績					
II-1-1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	実績					
II-2-1	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること				実績		
II-3-1	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること					実績	
II-4-1	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること		実績				
II-5-1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること					実績	
III-1-1	労働条件の確保・改善を図ること	実績					労働・子育て
III-1-2	最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業への支援を推進すること		実績				
III-2-1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること			実績			
III-3-1	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること				実績		
III-3-2	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること					実績	
III-4-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること		実績				
III-4-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること			実績			
III-6-1	労使関係が将来にわたり安定的に移移するよう集団的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること	実績					
III-7-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること					実績	
III-8-1	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること				実績		
IV-1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること			実績			
IV-2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること		実績				
IV-3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	実績					
IV-4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	実績			実績		

IV-5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること							実績
V-1-1	多様な職業能力開発の機会を確保すること	実績						
V-2-1	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること		実績					
V-2-2	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと			実績				
V-3-1	技能継承・振興のための施策を推進すること						実績	
VI-1-1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	実績						
VI-2-1	地域における子育て支援等施策の推進を図ること	実績					実績	
VI-2-2	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること	実績		実績				
VI-2-3	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを提供すること	実績					実績	
VI-3-1	子ども及び子育て家庭を支援すること							実績
VI-4-1	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること						実績	
VI-5-1	母子保健衛生対策の充実を図ること			実績				
VI-6-1	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること							実績
VII-1-1	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	実績						
VII-2-1	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること			実績				
VII-3-1	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること							実績
VII-4-1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと			実績				
VII-4-2	戦没者遺骨収集帰還事業等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること						実績	
VII-4-3	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること							実績
VII-4-4	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること							実績
VIII-1-1	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	実績						実績
IX-1-1	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること	実績						
IX-1-2	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること			実績				
IX-1-3	企業年金等の健全な育成を図ること						実績	
IX-1-4	企業年金等の適正な運営を図ること							実績
IX-3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること							実績
IX-3-2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	実績						
X-1-1	国際機関の活動へ参画・協力し、国際社会に貢献すること			実績				
X-1-2	二国間等の国際協力を推進すること							実績
XI-1-1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること						実績	
XI-2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること							実績
XII-1-1	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること	実績						
XII-1-2	社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること							実績
XIII-1-1	国民に伝わるように情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと	総合						
XIII-1-2	コスト意識・ムダ削減を徹底するための取組を進めること	総合						
XIII-2-1	次代の厚生労働行政を担う人物像に照らした適切な人事評価と前例にとられない適材適所の人事を推進すること	総合						
XIII-2-2	省に不足する能力の向上を図り、意欲と能力を兼ね備えた職員の育成を進めること	総合						
XIII-2-3	職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること	総合						
XIII-2-4	政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること	総合						

労働・子育て

福祉・年金

注) 政策評価実施予定時期の前年度の実績に対して評価を行うものである。

平成 26 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（労働・子育てWG関係）

- ① Ⅲ-3-1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること P 1
- ② Ⅲ-8-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること P 3
- ③ Ⅳ-4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること P 5
- ④ Ⅴ-3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること P 7
- ⑤ Ⅵ-2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること P 9
- ⑥ Ⅵ-2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること . . P 11

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(Ⅲ-3-1))

*厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること(政策目標Ⅲ-3-1)							担当 部局名	労働基準局労災補償部補償課 大臣官房統計情報部	作成責任者名	補償課長 若生 正之 雇用・賃金福祉統計課 賃金福祉統計室長 野地 祐二												
施策の概要	労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を担保するとともに、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行う。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 政策大目標Ⅲ-3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること														
施策の予算額・執行額	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 の主要なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	825,236,779	823,579,010	817,870,706	810,621,447	805,864,043																
		補正予算(b)	-	1,390,205	0	0																	
		繰越し等(c)	1,030,652	241,258	-458,612	637,403																	
		合計(d=a+b+c)	826,267,431	825,210,473	817,412,094	811,258,850																	
	執行額(千円、e)	773,006,961	779,077,515	785,627,787																			
執行率(％、e/d)	93.55%	94.41%	96.11%																				
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労災保険は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任(第75条以下)を担保する制度であり、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等(以下「傷病等」という)のうち、業務上の事由によって生じたもの及び通勤によって生じた傷病等に対して必要な保険給付を実現する。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																			
			○																				
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
1 脳・心臓疾患事案の請求から決定までの所要日数	188日	23年度	170日	28年度	前年度(188日)以下 194日	180日	180日	175日	170日	労災認定を行うための調査等に時間を要する複雑困難事案(脳・心臓疾患事案)について、被災労働者等に対して迅速な労災保険給付を行う必要があることから目標として定めている。また、迅速な労災保険給付を着実に実行するため、目標処理日数を平成23年度実績(188日)から約10%減とした。													
2 精神障害事案の請求から決定までの所要日数	255日	23年度	230日	28年度	230日 245日	230日	230日	230日	230日	労災認定を行うための調査等に時間を要する複雑困難事案(精神障害事案)について、被災労働者等に対して迅速な労災保険給付を行う必要があることから目標として定めている。また、迅速な労災保険給付を着実に実行するため、目標処理日数を平成23年度実績(255日)から約10%減とした。													
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					-	-	-	-	-	-													
					-	-	-	-	-	-													
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-													
					-	-	-	-	-														

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 労災保険給付に必要な経費 (昭和22年度)	785,784 百万円 (756,937百 万円)	780,348 百万円	776,065百 万円	1, 2	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うための経費。	—
(2) 職務上年金給付等交付金に必要な 経費 (平成21年度)	7,210 百万円 (7,165百 万円)	6,306 百万円	6,068百万 円	1, 2	船員保険の職務上疾病・年金部門については、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)」が施行される平成22年1月1日をもって、労災保険に統合されることになったが、統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等は、全国健康保険協会が行うことになった。 また、こうした給付等に要する保険料財源は船員特会から労災勘定へ移管されたため、当協会に対して、同法附則第40条第1項の規定に基づく保険給付に要する費用と保険給付事業の事務の執行に要する費用を、同協会に対して交付している。	—
(3) 労災保険給付業務に必要な経費 (昭和31年度)	14,565 百万円 (11,323百 万円)	14,181 百万円	14,451百 万円	1, 2	被災労働者等に対する労災保険給付を行うための必要な経費(業務上外の認定に要する費用(専門医への謝金、調査旅費等)、労災保険給付システムの賃貸借料に係る経費等)。	—
(4) 労働災害動向調査費(昭和27年 度)	18百万円 (14百万円)	18百万円	16百万円	—	事業所調査30人以上(製造業のうち特定の産業については10~29人)の常用労働者を雇用する事業所を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。 総合工事業調査総合工事業の一定規模以上の工事現場を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため半期ごとに調査し、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。	—
(5) 労働安全衛生調査費(昭和41年 度)	21百万円 (12百万円)	21百万円	16百万円	—	無作為に抽出した10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所を対象として、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の労働災害防止に対する意識等を把握するため、調査票を送付する。また、事業所において無作為に抽出した労働者に事業所を通じて調査票を配布する。その後、厚生労働省において回収・審査・集計・公表を行う。	—

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(Ⅲ-8-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標Ⅲ-8-1)							担当 部局名	労働基準局労働補償部労働保険徴収課	作成責任者名	労働保険徴収課長 秋山 伸一												
施策の概要	本施策は、労働保険料の取納率の向上、未手続事業の解消を推進するために実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること														
施策の予算額・執行額	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	81,114,594	77,437,156	70,220,122	76,364,235	74,286,353																
		補正予算(b)	0	41,441	0	0																	
		繰越し等(c)	0	22,992	0	0																	
		合計(d=a+b+c)	81,114,594	77,501,589	70,220,122	76,364,235	74,286,353																
	執行額(千円、e)		61,215,285	56,374,409	54,822,032																		
執行率(%, e/d)		75.5%	72.7%	78.1%																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	事業主が、労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあるため、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要がある。 そのため、労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)の把握、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を図る。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																			
			○																				
測定指標 (定量的)	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																
1 労働保険料取納率	集計中 25年度	前年度以上	毎年度	前年度以上 97.7%	前年度以上 集計中	前年度以上	前年度以上	前年度以上	・事業主が労働保険の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険納付を受けられない等の不利益を被るおそれがある。このため、労働者のセーフティネットの確保の観点から、労働保険の未加入を解消する必要がある。また、費用負担の公平の観点から労働保険料の未納を解消する必要があるため、この指標を選定した。														
2 未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数	集計中 25年度	前年度以上	毎年度	前年度以上 38,111	前年度以上 集計中	前年度以上	前年度以上	前年度以上	・労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取り組みを行ってきたが、依然として相当数の未手続事業が残されている。関係行政機関との連携を強化し、未手続事業対策に取り組む必要があるため、当該指標を選定した。														
測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
	目標年度		施策の進捗状況(実績)																				
			-	-	-	-	-																
			-	-	-	-	-																
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																
			-	-	-	-	-																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 労働保険適用徴収業務に必要な経費(昭和47年度)	14,388 百万円 (12,441 百万円)	18,119 百万円	17,759 百万円	1、2	労働保険の適用対象事業(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての滋養に適用される)の把握・加入勧奨、労働保険事務組合の育成、納入督促などの労働保険の適用促進及び適正徴収に係る業務を実施する、	449
(2) 石綿健康被害救済事業に必要な経費(平成19年度)	8,722 百万円 (8,698 百万円)	8,906 百万円	3,701 百万円	1、2	労災保険適用事業主から毎年度一般拠出金を徴収し、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、納付された一般拠出金から徴収に係る事務費を除いた額を、環境省所管の独立行政法人環境再生保全機構に交付しているものである。	450
(3) 保険料の返還等に必要な経費(昭和47年度)	47,110 百万円 (33,683 百万円)	49,338 百万円	52,827 百万円	-	労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料精算による還付金及び過誤納に係る保険料の払戻金であり、事業主からの請求に基づき支出するもの。	452

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(Ⅳ-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること(施策目標Ⅳ-4-1)							担当 部局名	職業安定局雇用保険課	作成責任者名	雇用保険課長 吉永 和生												
施策の概要	本施策は、次の目標を柱に実施している。 (目標1)雇用保険の給付を適正に行うこと (目標2)セーフティネットとして財政が安定していること							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標Ⅳ-4 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと														
施策の予算額・執行額	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	2,679,016,913	2,271,569,542	1,808,514,106	1,786,896,600	1,790,855,315					-	-	-									
		補正予算(b)	0	296,057,594	0	0	0	0															
		繰越し等 [◎]		0	0	0	0	0															
	合計(d=a+b+c)	2,679,016,913	2,567,627,136	1,808,514,106	1,786,896,600	1,790,855,315																	
執行額(千円、e)	1,661,646,310	1,809,452,783	1,660,182,472																				
執行率(％、e/d)		62.0%	70.5%	91.8%																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行っています。 求職者給付：労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付：失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付：労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付：労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行い、労働者の雇用の安定を図るもの 根拠法令：雇用保険法第10条等							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	○			○	
24	25	26	27	28																			
○			○																				
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度	目標値 目標年度	24年度 25年度 26年度 27年度 28年度	24年度 25年度 26年度 27年度 28年度	24年度 25年度 26年度 27年度 28年度	24年度 25年度 26年度 27年度 28年度	24年度 25年度 26年度 27年度 28年度	24年度 25年度 26年度 27年度 28年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
1 雇用保険受給者の早期再就職割合(※1)	集計中	25年度	決定次第 記載予定	毎年度	26.5%以上 27.7%	28.0%以上 集計中	決定次第 記載予定	- -	公共職業安定所における主要業務に係る指標であり、「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成26年1月24日閣議決定)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成25年度の実績見込みを踏まえて設定する予定。 ※1 早期再就職者数(注1)÷受給資格決定件数 (注1) 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)														
2 不正受給の件数	集計中	25年度	決定次第 記載予定	毎年度	前年度 (8,286件) 以下 7,127	前年度 (7,127件) 以下 集計中	前年度以 下	前年度以 下	法令等に基づき適正な給付を行う必要があるため、不正受給の件数が前年度以下となることを目標として設定する予定。														
測定指標 (定性的)	目標		目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
-	-		-	-	-	-	-	-	-														

(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
3 失業等給付関係収支状況 収入額(単位:億円)		17,628	集計中	/	/	/	
4 失業等給付関係収支状況 支出額(単位:億円)		17,460	集計中	/	/	/	
5 失業等給付関係収支状況 積立金残高(単位:億円)		59,257	集計中	/	/	/	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 失業等給付費 (昭和49年度)	17,790億円 (15,770.5億円)	17,514億円	17,561.8億円	1.2,3,4,5	求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付を支給する。	
(2) 雇用保険活用援助事業費 (平成7年)	2.9億円 (2.7億円)	2.9億円	2.6億円	—	各都道府県支部に支部指導員を配置し、中小零細企業事業主を対象とした雇用保険の制度、各種事業の周知、相談・援助等のための説明会を開催する。また支部に雇用保険活用推進員を設置し、説明会への出席の勧奨やその他相談・指導等を行う。	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(V-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	技能継承・振興のための施策を推進すること(施策目標 V-3-1)						担当 部局名	職業能力開発局能力評価課	作成責任者名	能力評価課長 伊藤 正史				
施策の概要	本施策は、技能継承・振興のための施策を推進するために実施しています。						政策体系上の 位置づけ	基本目標V. 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること						
施策の予算額・執行額	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)			
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	955,514	714,471	623,817	4,074,978	4,122,755		-	-	-			
		補正予算(b)	-	-	-	-	-							
		繰越し等(c)	-	-	-	-	-							
		合計(d=a+b+c)	955,514	714,471	623,817	4,074,978	4,122,755							
	執行額(千円、e)	729,300	690,599	609,376	報告待	報告待								
	執行率(%、e/d)	76.3%	96.7%	97.7%	報告待	報告待								
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	職業能力開発促進法(昭和44年法律第44号)第5条に基づく第9次職業能力開発基本計画(計画期間:平成23年度~27年度)において、「労働者の技能を向上させ、我が国産業の基盤を確かなものとするために、技能者の処遇面を含めた社会的評価の向上を図るとともに、若年者も進んで技能労働者を目指すような環境を整備するなど、技能を振興し、技能を尊重する機運を醸成することが重要である。」 「若年者の技能離れが見られる中、技能の振興や技能労働者の地位の向上を図るには、技能検定制度の着実な実施、特に若年者に対する積極的な受検奨励に加え、技能五輪全国大会等各種技能競技大会の実施や技能五輪国際大会への選手派遣支援、技能者に対する各種表彰により、技能の魅力や重要性の啓発を図ることが必要である。」とされている。						政策評価実施予定 時期(評価予定表)		24	25	26	27	28	
測定指標 (定量的)	基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
			年度ごとの実績値											
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度					
1 3級技能検定の受検者数	報告待 (参考:平成24年度実績 253,067人)	平成25年度	前年度実績以上	平成26年度	前年度実績以上 253,067人	前年度実績以上 報告待	前年度実績以上 /	-	-	3級技能検定は、主に学生等の若年者を受検対象としており、3級技能検定の受検者数により若年者へ技能の振興が効果的・効率的に行われているか把握できるため、目標値として選定した。				
2 技能五輪全国大会の来場者の若年者層のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合	報告待 (参考:平成24年度実績 77%)	平成25年度	80%	平成26年度	80%	80%	80%	-	-	技能五輪全国大会の若年来場者のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合が(大会の来場者に対して調査を実施)により、本施策が企業の将来を担う若年者における優れた技能に対する関心を維持・拡大し、技能の素晴らしさ、重要性をより深く浸透させることができているか把握できるため、目標値として設定した。				
3 ものづくりマスターの認定者数(累計値)	3,116人	平成25年度	4,500人	平成26年度	-	1,400人	4,500人	-	-	ものづくりマスター制度は、ものづくりに関して優れた技能、豊かな経験を有するなどの条件を満たす者を「ものづくりマスター」として認定・登録し、企業、業界団体、教育訓練機関等に派遣し、若年技能者に対して技能競技大会の競技課題等を用いた実技指導等を行う制度であり、ものづくりマスターの認定者数により、効果的な技能の向上及び後継者の育成等を行う基盤ができているか把握できるため、目標値として設定した。				
測定指標 (定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
			施策の進捗状況(実績)											
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度					

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 技能継承・振興対策費(ものづくり 立国の推進)(平成10年度)	6億円	報告待	41億円	1.2.3	ものづくりマスター制度の実施により、技能継承を促進するとともに、技能五輪全国大会等の技能競技大会など種々の取組により、ものづくりの魅力発信、ものづくりの意義に関する理解深化を図ることにより、技能振興を促進する。	615

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(VI-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	地域における子育て支援等施策の推進を図ること(施策目標VI-2-1)							担当 部局名	雇用均等・児童家庭局総務課少子化 対策企画室		作成責任者名	少子化対策企画室長 竹林悟史										
施策の概要	本施策は、全ての子ども・子育て家庭の状況に応じた支援を行うために、各地域の実情に応じて、必要な事業を実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを 支援する社会を実現すること													
施策の予算額・執行額	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)										
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	36,701,914	50,442,797	30,796,733	2,476,474	81,363 (130,082,857)			「子ども・子育てビジョン」	平成22年1月29日 閣議決定	「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ子育て支 援の拠点やネットワークの充実が図られるように地域におけ る子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る」										
		補正予算(b)	-	-66,543	<55,674,798>	<16,861,717>																
		繰越し等(c)	-15,119	74,550	-	-																
		合計(d=a+b+c)	36,686,795	50,450,804	30,796,733	2,476,474																
	執行額(千円、e)		35,448,153	37,194,382	29,781,284																	
執行率(%、e/d)		96.6%	73.7%	96.7%																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づき、市町村(特別区を含む。)が策定する市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図るとともに、平成26年度におい ては、平成27年度から本格施行を予定している子ども・子育て支援新制度への円滑な移行のため、子ども・子育て支援法附則第10条に基づく「保育緊急確保事業」として、事業を実施する。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>				24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																		
			○																			
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
1 乳児家庭全戸訪問事業の実施市 町村割合	84.1%	平成21年7 月	100%	平成26年度	-	-	100%	-	-	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づく大綱として定めた「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) については、2010(平成22)年度から2014(平成26)年度までの5年間を目標とした数値目標を掲げているため、測定指標として選定し、同ビジョ ンの数値目標を目標値として設定した。												
2 養育支援訪問事業の実施市町村 割合	55.4%	平成21年7 月	100%	平成26年度	-	-	100%	-	-	同上												
3 ショートステイ事業の実施設箇所 数	613か所	平成20年 度	870か所	平成26年度	-	-	870か所	-	-	同上												
4 トワイライトステイ事業の実施設 箇所数	304か所	平成20年 度	410か所	平成26年度	-	-	410か所	-	-	同上												
5 ファミリー・サポート・センター事業 の実施設箇所数	570か所	平成20年 度	950か所	平成26年度	-	-	950か所	-	-	同上												
6 地域子育て支援拠点事業の実施設 箇所数(市町村単独を含む)	7,100か所	平成21年 度 (見込)	10,000か 所	平成26年度	-	-	10,000か所	-	-	同上												
7 一時預かり事業の利用児童数	延べ 348万人	平成20年 度	延べ 3,952万人	平成26年度	-	-	延べ 3,952万人	-	-	同上												

測定指標 (定性的)	目標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		目標年度	施策の進捗状況(実績)				
(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度					
(1) 子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	1675.1億 円の内数	168.6億 円の内数	1300.8億 円 の内数	-	次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるため、子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)により事業を実施する。		
(2) ボランティア育成支援等事業費	1.3億円 (1.3億円)	0.8億円	0.6億円	-	子育て支援指導者や子育てサークルリーダー、子育てNPO等、子育てボランティアを育成・支援するための研修等を実施。		
(3) 子ども・子育て支援の推進に必要な 経費の共通経費	0.07億円 (0.06億)	0.07億円	0.07億円	-	事業目的達成のため、市町村等の次世代育成支援・子育て支援の取組の推進を図るための関係資料の印刷製本費や通信運搬費等を支出するもの。		
(4) 保健福祉調査委託費	0.9億円 (0.6億)	0.9億円	0.2億円	-	事業目的達成のため、各種子育て支援サービスの実施状況、子どもと家族が置かれている状況、子育て家庭の意識等の把握、分析等について調査を実施する。(一般競争入札により、受託先を選定。)		
(参考)							
保育緊急確保事業費補助金	-	-	1,403.4億 円の内数	1,2,3,4,5,6,7	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業などの子ども・子育て支援新制度に基づき市町村が実施する事業について「保育緊急確保事業」として先行的に実施する。(厚生労働省で実施要綱を作成し、実施される事業について、平成26年度より保育緊急確保事業として予算を内閣府に計上。)		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(VI-2-3))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること。(施策目標VI-2-3)						担当部署名	雇用均等・児童家庭局保育課	作成責任者名	保育課長 橋本 泰宏										
施策の概要	本施策は、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)に定める保育所受入児童数の目標値等を着実に推進するために実施している。						政策体系上の位置づけ	基本目標VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること。 施策大目標VI-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること。												
施策の予算額・執行額	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)									
		当初予算(a)	382,187,730	404,815,686	426,703,178	458,193,049	489,545,755					①「子ども・子育てビジョン」 ②安倍総理「成長戦略スピーチ」 ③経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～(閣議決定) ④日本再興戦略-JAPAN is BACK-(閣議決定)								
	補正予算(b)	0	0	0	0		①平成22年10月29日 ②平成25年4月19日 ③・④平成25年6月14日													
	繰越し等(c)	0	0	0	0		①2. (5)誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるよう に、3. (9)多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ ②6. 女性が輝く日本(待機児童解消加速化プラン) ③第3章3. (1)②待機児童解消 ④1. 2. ④女性の活躍促進													
	合計(d=a+b+c)	382,187,730	404,815,686	426,703,178	458,193,049	489,545,755														
	執行額(千円、e)	372,602,233	391,093,692	411,584,744																
執行率(%、e/d)	97.5%	96.6%	96.5%																	
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	待機児童の解消について、平成14年度から「待機児童ゼロ作戦」を開始し、平成16年度に策定された「子ども・子育て応援プラン」に基づき、「待機児童ゼロ作戦」の更なる展開として、受入児童数の拡大を図ってきたが、依然として多くの子どもの受け入れ先が不足しており、待機児童の解消は喫緊の課題である。また、平成22年1月には、少子化社会対策基本法第7条の規定に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、総合かつ長期的な少子化に対処するため策定された施策の大綱とその実施計画である「子ども・子育てビジョン」を策定し、保育所の受入児童数を毎年約7万人ずつ増加する目標値等を設定した。また、平成25年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」では、平成25・26年度で約20万人分、保育ニーズのピークが見込まれる平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、待機児童解消を目指すこととしている。						政策評価実施予定時期(評価予定表)		<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		24	25	26	27	28	○			○	
24	25	26	27	28																
○			○																	

測定指標(定量的)	基準値	目標年度	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
1 保育所受入児童数	215万人	平成21年度末見込み	246万人	平成26年度	-	-	246万人	-	-	「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、待機児童の解消や保育の質の向上等を図ることなどが施策の内容として挙げられており、本施策目標と内容が一致するため、同ビジョンに基づき数値目標を設定している。
2 家庭的保育事業(保育ママ)利用児童数	0.3万人	平成21年度見込み	1.9万人	平成26年度	-	-	1.9万人	-	-	
3 延長保育等の保育サービス(利用児童数)	79万人	平成21年度見込み	96万人	平成26年度	-	-	96万人	-	-	
4 病児・病後児保育(利用児童数)	延べ31万人	平成20年度	延べ200万人	平成26年度	-	-	延べ200万人	-	-	
5 認定こども園認定件数	358ヶ所	平成12年度	2000ヶ所	平成26年度	-	-	2,000ヶ所	-	-	
					229万人	集計中				
					0.7万人 (平成24年度交付決定ベース)	集計中				同上
					66万人(私立分) (平成24年度交付決定ベース)	集計中				同上
					延べ49万人 (平成24年度交付決定ベース)	集計中				同上
					1,099ヶ所	集計中				同上
測定指標(定性的)	目標	目標年度	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				施策の進捗状況(実績)						
(参考)測定指標				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 保育所運営 (昭和23年度)	396,225百万円 (384,486百万円)	425,625百万円	458,111百万円	1, 5	市町村が、児童福祉法に基づいて保育に欠ける児童を保育所に入所させた場合に、民間保育所における保育の実施に要する費用として市町村が支弁した経費に対し、国が負担する。	
(2) 保育サービスの推進に必要な経費 (平成20年度)	16百万円 (12百万円)	15百万円	21百万円	-	保育サービスの推進を図るための企画及び立案並びに普及啓発を行う。	
(3) 特定保育事業 (平成15年度)	525百万円 (477百万円)	554百万円	554百万円	-	保育の実施の対象とならない就学前児童を対象に、保育所等において就学前の児童を一定程度(1ヶ月当たり概ね64時間以上)継続的に保育するための経費を補助する。	
(4) 休日・夜間保育事業 (平成元年度)	780百万円 (575百万円)	808百万円	838百万円	-	休日等や夜間において保育に欠ける児童を対象に、保育所等で保育を実施するにあたり必要な経費を補助する。	
(5) 病児・病後児保育事業 (平成6年度)	4,065百万円 (3,381百万円)	4,841百万円	5,196百万円	4	病児・病後児を病院・保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業(病児対応型・病後児対応型)、保育中の体調不良児について緊急的な対応を図るほか、保育所における児童全体に対する保健的な対応や、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業(体調不良児対応型)、看護師等が病児・病後児の自宅において一時的に保育する事業(非施設型(訪問型))に対して必要な経費を補助する。	
(6) 待機児童解消促進等事業 (平成12年度)	2,963百万円 (1,374百万円)	3,085百万円	167百万円	2	待機児童解消等のため、保育所分園推進事業及び認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するための経費を補助する。 ※家庭的保育事業については、平成26年度より保育緊急確保事業(内閣府所管)として実施。	
(7) 保育環境改善等事業 (平成14年度)	137百万円 (61百万円)	137百万円	140百万円	-	利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所、保育所分園、病児・病後児保育等を実施する施設を設置する場合の改修費等の補助を行う。	
(8) 特別保育等推進施設の助成 (平成7年度)	86百万円 (86百万円)	86百万円	89百万円	-	社会福祉法人等が設置・運営する保育所が、延長保育や一時保育などの特別保育事業等を実施するために必要な施設の改修等の経費に対し助成を行う。	
(9) 事業所内保育施設等運営適正化事業 (平成7年度)	53百万円 (53百万円)	51百万円	52百万円	-	事業所内保育施設等の保育従事者を対象とした研修等に必要な経費の助成を行う。	
(10) 企業委託型保育施設等支援助成事業 (平成10年度)	1,000百万円 (1,000百万円)	1,000百万円 (1,000百万円)	1,000百万円	-	企業が深夜や休日における事業所内保育施設の運営を社会福祉法人に委託する場合に、当該法人の受託機能の強化を図るために必要な経費、事業所内保育施設等の運営内容や保育サービス提供のあり方等について、施設設置者や保育従事者に対して、技術的な助言指導を行うために必要な経費、保育所の保育士等に対する研修に必要な経費を助成する。	
(11) ベビーシッター派遣事業(平成6年度)	2,300百万円 (1,920百万円)	2,300百万円 (2,300百万円)	2,300百万円	-	事業所の従業員が就労のためベビーシッター派遣サービスを利用した場合、双生児を養育する家庭の保護者の育児疲れの解消や他に就学前児童のいる家庭の産前産後期にある母親の育児支援を目的としてベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料の一部を助成する。	
(12) ベビーシッター研修事業(平成21年度)	0,400百万円 (0,400百万円)	0,400百万円 (0,400百万円)	0,300百万円	-	ベビーシッター事業者及びベビーシッターに従事する者に対する研修及びベビーシッターの普及啓発を行う。	
(13) 保育問題調査研究事業(平成7年度)	116百万円 (116百万円)	94百万円	96百万円	-	保育需要の多様化等社会の変化に対応した保育サービスを提供する保育所について調査研究を実施する。	
(14) 延長保育促進事業(昭和56年度)	21,369百万円 (20,603百万円)	22,528百万円	23,915百万円	3	市町村以外の者の設置する保育所の11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を推進し、11時間の開所時間の始期及び終期前後の時間において、さらに30分以上延長保育を実施するための経費を補助する。	

平成 26 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（医療・衛生WG関係）

- ① I-3-1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること P 1
- ② I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること P 3
- ③ I-7-1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること . . . P 7
- ④ I-8-1 新医薬品・医療器機の開発を推進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること P 9
- ⑤ II-2-1 安心して質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること P 13

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(I-3-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	医療情報化の体制整備の普及を推進すること(施策目標 I-3-1)						担当 部署名	医政局研究開発振興課医療技術情報推進室、 政策統括官付情報政策担当参事官室	作成責任者名	医療技術情報推進室長 渡辺 顕一郎 参事官(情報政策担当) 鯨井 佳則																																																	
施策の概要	本施策は、次の目標を柱に実施している。 ・医療のIT化を推進する。 ・医療の情報連携を可能にするための環境整備として、データ標準化等を推進する。						政策体系上の 位置づけ	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 I-3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること																																																			
施策の予算額・執行額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>913525</td> <td>1208092</td> <td>1873230</td> <td>846241</td> <td>786561</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td></td> <td></td> <td>-296133</td> <td>150801</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>913525</td> <td>1208092</td> <td>1577097</td> <td>997042</td> <td>786561</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>811660</td> <td>1169163</td> <td>1553740</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、e/d)</td> <td>88.8%</td> <td>96.8%</td> <td>98.5%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	当初予算(a)	913525	1208092	1873230	846241	786561		補正予算(b)			-296133	150801			繰越し等(c)							合計(d=a+b+c)	913525	1208092	1577097	997042	786561		執行額(千円、e)	811660	1169163	1553740				執行率(%、e/d)	88.8%	96.8%	98.5%				施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称 「世界最先端IT国家創造宣言」	年月日 平成25年6月14日	関係部分(概要・記載箇所) 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会 (1)適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現
区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額																																																					
当初予算(a)	913525	1208092	1873230	846241	786561																																																						
補正予算(b)			-296133	150801																																																							
繰越し等(c)																																																											
合計(d=a+b+c)	913525	1208092	1577097	997042	786561																																																						
執行額(千円、e)	811660	1169163	1553740																																																								
執行率(%、e/d)	88.8%	96.8%	98.5%																																																								
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	医療の情報化については、平成18年1月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「IT戦略本部」という。)において「IT新改革戦略」が具体的な政策として掲げられ、平成22年5月には「新たな情報通信技術戦略」で「どこでもMY病院構想の実現」などの具体的取り組みが示され、これらの実現に向けた施策の推進に努めてきたところ。さらに、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定され、2018年度までにITを活用した医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を図ることなどが定められたことを踏まえ、更なる施策の推進を図る。						政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>			24	25	26	27	28				○																																								
24	25	26	27	28																																																							
			○																																																								
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																			
1 統合系医療情報システム(オーダリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率	39.3% 平成23年度	39.3%以上 平成26年度	-	-	39.3%以上	-	-	医療情報システムの普及状況を知る上での指標に、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室が行っている「医療施設調査」を利用し、把握している。3年ごとの調査であり、今回の調査は平成26年度である。																																																			
測定指標 (定性的)	目標 目標年度		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																			
2 電子処方箋の実現に向けた必要な法令等の検討・見直しに向けた実証作業	平成27年度までを目途とする必要な法令等の検討・見直しに向けたガイドラインの策定 平成26年度以降		実証事業の実施	実証事業の実施	ガイドラインの策定	ガイドラインの策定	必要な法令等の検討・見直し	電子処方箋については、医療機関と薬局の間で情報連携が進み、調剤結果の医療機関へのフィードバックや、疑義照会・回答といったやりとり、過去の記録の参照などが容易になるといったメリットがあることから、医療情報ネットワーク基盤検討会において、引き続き実現に向けた検討を行い、課題等の整理を行っているところ。この電子処方箋を実現するためには、必要な法令等の検討・見直しに向けた実証作業が必要であるため。																																																			
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-																																																			
-			-	-	-	-	-	-																																																			

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 医療情報セキュリティ等対策経費 (①平成18年度、②平成20年度、③平成22年度)	90万円	2百万円	6百万円	-	①保健医療分野の公開鍵基盤(HPKI)認証局運用委託費 医師等が電子化された文書に電子署名を付すことで、文書の信頼性が担保できる仕組みを構築しており、その電子署名を付すためのカードを発行する認証局(サブ認証局)の証明書を発行し接続するためのルート認証局の運営管理を行った。 ②重要インフラIT障害等連絡費 災害やサイバーテロなど、医療機関の情報システムの停止に備えた緊急連絡体制の確保経費(内閣官房情報セキュリティセンターからの連絡用)。 ③医療情報化人材育成事業 地域の医療機関に対し、情報化に関する助言・指導・計画の策定と実施を行うための人材を育成するため、「病院情報システムの構築方策」、「地域医療連携の確立方策」、「医療安全を考慮したシステム運用」、「システムのセキュリティとプライバシー保護」、「医療分野のIT化のための目標を達成するための計画策定方策」等について研修を行っている。	058
(2) 医療情報システム等標準化推進事業 (①平成16年度、②平成19年度)	1.84億円	1.20億円	1.25億円	-	①高度医療情報普及推進事業 電子カルテ等医療情報システムで使用するため、必要な共通の情報基盤となる用語・コードについて整備・維持管理・普及促進を行い、医療機関が無償でダウンロードできるようにしている。 ②医療情報システムのための医療知識基盤データベース開発事業 医療分野の情報化に伴い蓄積される医療情報には様々な表現で入力が行われているところであり、同じ意味でも多様な表現があることから統計処理困難となっている。このため、臨床研究や医療安全を推進する観点から、異なる表現であっても同一の意味する用語を一つの用語として整理できる電子辞書的なソフトの開発を行っている。	059
(3) 医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業 (平成19年度)	0.89億円	0.3億円	0.3億円	-	医療機関内で使用される各部門系システムについての標準化を進めるため、異なるベンダ(メーカー等)間のシステムを対向試験ツールを使用し、実際に相互に接続して相手のシステムと支障なく情報のやり取りを可能にするための試験を行い、その結果を広く公表するもの。 これにより、どのシステム同士が接続可能か把握することができ、その結果でコンポーネント化(部品化)された接続可能なシステムを医療機関が選択して導入することが可能となる。	060
(4) 医療情報システム普及啓発等経費 (平成15年度)	20万円	100万円	100万円	-	医療情報システムの標準化等の普及啓発及び、各重要インフラ分野との連携体制の構築。	061
(5) シームレスな健康情報活用基盤実証事業(平成23年度)	1.48億円	0.9億円	0.9億円	-	地域医療支援病院などを中心として病院から診療所、調剤薬局まで様々な施設間でのシームレスなデータ共有を行い、患者情報を共有しながら病態に応じた各施設の役割を分担し、二次医療圏を超えた地域連携体制を構築する。	062
(6) EBM普及推進事業(平成23年度)	1.49億円	1.50億円	1.60億円	-	EBMの普及・啓発等を進めていくため、インターネットの普及が進んだ現代社会において、診療ガイドラインや国内外の医学文献等について科学的に評価を行った上でデータベースとして整備し、インターネットを中心に広く国民へ提供する。このことにより、EBMの推進を図り、良質な医療提供体制を確保することができる。	063
(7) 社会保障分野における情報連携基盤の整備に関する経費(平成23年度)	3.23億円	3.11億円	2.94億円	-	社会保障分野での情報化・情報連携を一層推進する観点から、情報連携に求められる技術要件の明確化、技術開発などや制度面の検討を行う。	064
(8) 保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及・啓発事業 (平成25年度)	-	0.63億円	0.28億円	-	医師等の個人が電子署名を活用できるよう、公的資格等の確認機能を有する保健医療福祉分野における公開鍵基盤(HPKI)を普及・啓発するために必要な経費について財政支援を行う。	新25-006
(9) ICTを活用した地域医療ネットワーク事業(平成25年度)	-	2.26億円	0.78億円	1	医療機関の主要な診療データを、標準的な形式で外部保存することにより、連携する医療機関相互でデータの閲覧を可能とし、質の高い地域医療連携に活用できるネットワークの基盤を整備する。	新25-007
(10) 遠隔医療従事者研修事業(平成26年度)	-	-	700百万円	-	遠隔医療を行うための機器の導入の検討をしている医師等の病院関係者や、実際に遠隔医療、遠隔診療を行っている医師等を対象に、遠隔医療の目的、機能や運用していくためのポイントなどについて、情報通信システムを活用した研修を行う。	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(I-5-4))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	原子爆弾被爆者等を援護すること(I-5-4)						担当 部局名	健康局総務課指導調査室	作成責任者名	指導調査室長 稲葉 和男											
施策の概要	本施策は、被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講じる観点から、被爆者に対し、健康診断や医療費の支給等を行っている。						政策体系上の 位置づけ	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 感染症などの健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染症等に必要な医療等を確保すること													
施策の予算額・執行額	区分							施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)										
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	155,424,240	147,852,082	147,835,523	148,157,450	144,911,471					-	-	-							
		補正予算(b)	0	0	-6,206	1,444,898															
		繰越し等(c)	0	0	0	0															
		合計(d=a+b+c)	155,424,240	147,852,082	147,829,317	149,602,348															
執行額(千円、e)	152,642,460	145,709,768	141,721,345																		
執行率(%、e/d)	98.21%	98.55%	95.97%																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射能による健康被害という他の戦争被害とは異なる「特殊の被害」であることにかんがみ、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年2月16日法律第117号)」に基づき、医療の給付、手当の支給等の措置を講じている。						政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>				24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																	
			○																		
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
被爆者健康診断受診率 (「原子爆弾被爆者の健康診断等に要する経費の交付について」に基づき各自治体から提出される事業遂行状況報告による)	前年度同程度	前年度	前年度同程度	毎年度	70%	72%	72%	72%	72%		被爆者に対する健康診断の実施は、各被爆者の健康状況を予め把握することにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となるため、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段であるため。										
-	-	-	-	-	72%	集計中															
					-	-	-	-	-												
					-	-	-	-	-												
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
					-	-	-	-	-												
					-	-	-	-	-												
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												
					-	-	-	-	-												

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 老人保健事業推進費等補助金(原爆分) (昭和57年度)	9.5億円 (9.5億円)	7.0億円	7.0億円	-	広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺の市町村のうち、被爆者老人の割合が広島市、長崎市と同等以上である市町村に対し、後期高齢者医療費(一般疾病)の自治体負担分の増加の軽減を図る。また、広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺で両市より被爆者割合の高い市町村において、被爆者特有の健康上の不安を払拭するため、原爆被爆者のための放射線関連疾病予防事業、こころの健康づくり事業、生きがいづくり事業、健康増進等に関する調査研究事業等に対し補助する。	
(2) 原子爆弾被爆者医療費 (昭和32年度)	410億円 (364.2億円)	411.9億円	375.5億円	-	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し医療費を支給する。 認定疾病医療費：原子爆弾の傷害作用に起因する疾病について、医療費を全額国費で給付する 一般疾病医療費：認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給する。	
(3) 原爆症調査研究委託費(原爆被爆者の分子生物学等及び免疫機能に関する研究) (昭和44年度)	0.03億円 (0.03億円)	0.03億円	0.03億円	-	原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行う。 平成25年度原爆症調査研究委託費(研究課題) 1. 原爆被爆者の生物試料バンク構築に関する研究 2. 疾患と放射線との関連についての文献レビュー	
(4) 原爆症調査研究委託費(原爆放射能後障害に関する研究) (昭和49年度)	0.09億円 (0.09億円)	0.09億円	0.09億円	-	原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行う。 平成25年度原爆症調査研究委託費(研究課題) 原爆放射能後障害に関する研究	
(5) 国際交流調査研究事業 (平成8年度)	0.04億円 (0.04億円)	0.04億円	0.04億円	-	外国における放射線被曝医療等に関する指導、技術支援、医療情報の提供等の援助協力を行うため、日本の専門家の派遣及び外国からの研修医師等の受け入れ等を実施する。	
(6) 被爆二世健康診断調査委託費 (昭和54年度)	1.8億円 (1.8億円)	1.8億円	1.8億円	-	被爆二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状に鑑み、希望者に対し健康診断を実施する。	
(7) 被爆体験者精神影響等調査研究委託費 (平成14年度)	10.0億円 (9.3億円)	9.6億円	9.4億円	-	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する方を対象に、精神疾患(合併症含む)の治療等に係る医療費の支給を行う。	
(8) 在外被爆者渡日支援事業等委託費 (平成14年度)	8.9億円 (8.5億円)	8.9億円	9.1億円	-	在外被爆者に対して、居住する国の医療機関で適切な医療を受けることができるよう、保健医療費等の助成事業等を行う。	
(9) 原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金 (昭和43年度)	46.9億円 (46.6億円)	49.2億円	50.4億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第3項の規定に基づく原爆被爆者保健福祉施設運営費、老人福祉施設入所等被爆者助成費、訪問介護利用被爆者助成事業及び原爆被爆者相談事業に対する補助を行う。また、広島市、長崎市が開催する原爆死没者慰霊式典及び都道府県(広島市、長崎市を含む)が補助する慰霊式典への助成等を行う。	
(10) 原爆被爆者介護手当等負担金 (昭和43年度)	12.8億円 (11.6億円)	11.6億円	11.5億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に規定する介護手当について、同法第43条第2項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費の一部を負担する。	
(11) 原爆被爆者健康診断費交付金 (昭和32年度)	27.6億円 (23.7億円)	24.4億円	23.8億円	1	被爆者健康手帳受診者証所持者及び健康診断受診者証所持者(第1種)に対し年間、定期2回、希望2回(うち1回をがん検診とすることができる)の健康診断を行う。 この健康診断の結果により、さらに精密な検査を必要とする者については、精密検査を実施する。 健康診断受診者証所持者(第2種)に対しては、年1回の健康診断を行う。	
(12) 原爆被爆者手当交付金 (昭和43年度)	898.7億円 (890.4億円)	906.4億円	900.0億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～28条に規定する医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費を交付する。	
(13) 原爆被爆者葬祭料交付金 (昭和44年度)	18.0億円 (18.0億円)	17.9億円	19.0億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に規定する葬祭料について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う葬祭料及び同支給事業に要する経費を交付する。	
(14) 土地借料 (平成14年度)	0.3億円 (0.3億円)	0.3億円	0.3億円	-	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館を、広島市の所有する平和記念公園及び長崎市の所有する平和公園内にそれぞれ設置しているため、都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき、広島市及び長崎市に対し土地借料(使用料)を支払う。	

(15)	原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費 (平成14年度)	5.4億円 (5.4億円)	4.5億円	4.7億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条の規定に基づき、国が設置した国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営に資する。 委託先は、被爆地である広島、長崎に設置した国立原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営を行うとともに、被爆者が記した手記や体験記、その他の被曝関連資料や被曝医療及び平和に関する情報等の存在を調査・収集・整理し、祈念館において、これらを入館者等へ広く情報発信する事業等を行う。
(16)	放射線影響研究所補助金 (昭和50年度)	19.9億円 (19.9億円)	19.7億円	19.4億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条第2項及び日米交換公文に基づき、平和目的の下に、放射線の人体に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究するため、公益財団法人放射線影響研究所に対し補助する。
(17)	原爆被爆者対策費 (昭和61年度)	0.4億円 (0.3億円)	0.3億円	0.3億円	-	原爆被爆者対策の行政事務に必要な経費を支出する。
(18)	毒ガス障害者対策費 (昭和49年度)	0.02億円 (0.01億円)	0.02億円	0.02億円	-	旧陸軍造兵廠忠海製造所、旧陸軍造兵廠曾根製造所又は旧相模海軍工廠に従業員として従事していた者、旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠に従業員として従事していた者等であって、毒ガスの影響により今なお健康上特別の状態にある者が行う健康管理手当等の申請について、支給の認定に係る事項を審査する。
(19)	特定疾患調査委託費 (昭和49年度)	7.9億円 (7.5億円)	7.6億円	7.2億円	-	第二次大戦中、広島県大久野島にあった旧陸軍造兵廠忠海製造所、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた方の中に、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多く見られることから、これらの方に対し、健康診断及び相談指導の実施、医療費(医療保険自己負担分)の支給、各種手当の支給等を行う。
(20)	広島原爆体験者に対する相談支援事業 (平成25年度)	-	0.5億円	0.6億円	-	広島原爆による黒い雨を体験したと訴える方々に対し、広島市等で、保健師等による個別面談を通じた継続的な保健指導と健康教育等を実施する。また、健康不安を訴える方に対して専門医によるケアを実施する。

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(Ⅰ-7-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること (施策目標：Ⅰ-7-1)					担当 部局名	医薬食品局	作成責任者名	血液対策課長 浅沼 一成 総務課医薬品副作用被害対策室長 須田 俊孝																																																		
施策の概要	本施策は、健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図るために実施している。 また、HIV訴訟和解確認書(平成8年3月29日)に基づき、血液製剤によるHIV感染者やエイズ患者等に対して、調査研究事業や健康管理支援事業を実施している。					政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ-7 安全な血液製剤を安定的に供給すること(並列する施策目標無し)																																																				
施策の予算額・執行額	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度要求額</th> </tr> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>516,064</td> <td>505,786</td> <td>499,874</td> <td>624,613</td> <td>614,785</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td></td> <td></td> <td>-1,529</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>516,064</td> <td>505,786</td> <td>498,345</td> <td>624,613</td> <td>614,785</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>516,064</td> <td>505,786</td> <td>498,345</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、e/d)</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	当初予算(a)	516,064	505,786	499,874	624,613	614,785		補正予算(b)			-1,529				繰越し等(c)							合計(d=a+b+c)	516,064	505,786	498,345	624,613	614,785		執行額(千円、e)	516,064	505,786	498,345				執行率(%、e/d)	100%	100%	100%				施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称 閣議決定「献血の推進について」	年月日 昭和39年8月21日	関係部分(概要・記載箇所) 政府は、血液事業の現状にかんがみ可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方公共団体による献血受入体制の整備を推進するものとする。	
区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額																																																					
当初予算(a)	516,064	505,786	499,874	624,613	614,785																																																						
補正予算(b)			-1,529																																																								
繰越し等(c)																																																											
合計(d=a+b+c)	516,064	505,786	498,345	624,613	614,785																																																						
執行額(千円、e)	516,064	505,786	498,345																																																								
執行率(%、e/d)	100%	100%	100%																																																								
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<ul style="list-style-type: none"> 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)により、国・地方公共団体・採血事業者は下記の①～③を行うこととされている。 <ul style="list-style-type: none"> ①国は血液製剤の安全性の向上・安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策の策定・実施 ②地方公共団体は献血に関する住民の理解、献血受入を円滑にするための措置 ③採血事業者は献血受入の推進、安全性の向上・安定供給確保への協力、献血者の保護 毎年度、「献血の推進に関する計画」により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定している。 <ul style="list-style-type: none"> ※平成26年度告示：平成26年度の献血の推進に関する計画(平成26年厚生労働省告示第 P 号) 毎年度、「血液製剤の安定供給に関する計画」により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定している。 <ul style="list-style-type: none"> ※平成26年度告示：平成26年度の血液製剤の安定供給に関する計画(平成26年厚生労働省告示第 P 号) HIV訴訟和解確認書に基づき、血液製剤によるHIV感染者に対するエイズ発症予防調査研究事業や血液製剤によるエイズ患者等に対する健康管理支援事業を実施している。 							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		24	25	26	27	28				○																																								
24	25	26	27	28																																																							
			○																																																								
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																			
1 安定供給に必要な血液量の確保状況	205万L 平成26年度	205万L 平成26年度	208万L 203.9万L	205万L 集計中	205万L 集計中	- 集計中	- 集計中	- 集計中	毎年度、国が策定する「献血の推進に関する計画」において、当該年度に確保すべき血液の目標量を定めているため、当該数値を基準値並びに目標値として設定した。 ※確保すべき血液の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。																																																		
2 安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況	92万L 平成26年度	92万L 平成26年度	95万L 95.6万L	92万L 集計中	92万L 集計中	- 集計中	- 集計中	毎年度、国が策定する「血液製剤の安定供給に関する計画」において、血液製剤の安定供給を確保することを目的とし、当該年度に確保されるべき原料血漿の目標量を定めているため、当該数値を基準値並びに目標値として設定した。 ※確保すべき原料血漿の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。																																																			
測定指標 (定性的)	目標 目標年度		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																			
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																																																				
3 エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数			534人	集計中	-	-	-																																																				
4 血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数			110人	集計中	-	-	-																																																				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 血液安全・安定供給等推進事業	—	135百万円	126百万円	1.2	感染症の発生等を踏まえた血液製剤の安全体制の強化、献血に対する意識の向上や献血者が安心して献血できる環境の整備、血漿分画製剤の国内自給体制の整備、医療機関における血液製剤の使用実態の把握と適正使用に向けた体制整備を行う。	
エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究等事業	500百万円 (500百万円)	490百万円 (490百万円)	487百万円	—	①血液製剤によりHIVに感染し、エイズ未発症の者に対し、健康管理費用としてCD4(T4)リンパ球が1マイクロリットル当たり200以下の方に月額51,300円、それ以外の方に35,300円を支給。 ②裁判上の和解が成立した者であって、エイズが発症している者に対し、「発症者健康管理手当」として月額150,000円を支給。	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(I-8-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること							担当部局名	医政局経済課 医政局研究開発振興課	作成責任者名	医政局経済課長 城 克文 研究開発振興課長 一瀬 篤												
施策の概要	本施策は、新医薬品・医療機器に係る研究開発を促進し、試験環境の整備を図るとともに、医薬品・医療機器産業の動向を的確に把握するために実施している。							政策体系上の位置づけ	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること														
施策の予算額・執行額	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説(安倍内閣総理大臣)	年月日 平成25年2月28日	関係部分(概要・記載箇所) 日本発の技術であるIPS細胞を利用した再生医療・創薬など、最先端の医療技術を積極的に活用して、世界に先駆けて健康長寿社会を目指す決意を表明											
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	4,610,490	5,803,425	7,486,881	5,868,292	4,789,468																
		補正予算(b)	128,515	0	5,524,356	177,724																	
		繰越し等(c)	0		2,968,764																		
	合計(d=a+b+c)		4,739,005	5,803,425	15,980,001	7,641,016																	
	執行額(千円、e)		4,537,467	5,633,424	10,153,968																		
執行率(%、e/d)		95.75%	97.07%	63.54%																			
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	「社会保障・税一体改革素案」(平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定)、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出や後発医薬品の使用促進を行うこととされている。 また平成24年6月6日の医療イノベーション会議で、革新的な医薬品・医療機器の研究、開発、実用化に係る施策を国として一体的に推進するを推進していくものとして「医療イノベーション5か年戦略」が策定された。加えて平成24年7月31日閣議決定の「日本再生戦略」では、「医療イノベーション5か年戦略」の着実な実施等により、関連する規制・制度改革を進め、引き続き日本のものづくり力をいかした革新的医薬品・医療機器・再生医療製品を世界に先駆けて開発することとされている。 さらに、平成25年6月14日に策定された「日本再興戦略」では高付加価値・知識集約型の医薬品・医療機器産業を我が国の経済成長を担う重要な産業と位置づけ、「健康医療戦略」においても革新的医薬品・医療機器・再生医療製品等を世界に先駆けて開発することとしている。また、「社会保障制度改革国民会議」報告書(同8月6日)において、引き続き後発医薬品の使用促進に取り組むこととされている。							政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																			
			○																				

測定指標(定量的)	基準値		目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
1 治験届出件数のうち医師主導治験の割合	集計中	25年度	前年度以上	毎年度	59	31	前年度以上	前年度以上	前年度以上	医師主導治験によって、革新的な医薬品・医療機器等の開発や、希少疾病・難病等の企業が手がけづらい分野の治験を促進する。
2 治験届出件数のうち国際共同治験に係るものの割合	集計中	25年度	前年度以上	毎年度	17.6%	23.4%	前年度以上	前年度以上	前年度以上	国際共同治験への参加を増やすことにより、ドラッグラグ・デバイスラグの解消を図る。
3 新たに大臣告示された先進医療Bの件数	集計中	25年度	前年度以上	毎年度	8	7	前年度以上	前年度以上	前年度以上	先進医療の大臣告示の件数を増やすことで、アカデミア主導の臨床研究を活性化させる。その結果、患者に新規医療技術を提供する機会が増大する。
4 新たに承認されたヒト幹細胞臨床研究の件数	集計中	25年度	前年度以上	毎年度	15	19	前年度以上	前年度以上	前年度以上	特に開発が期待されている再生医療分野の研究を促進する。
5 後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品をベースとした後発医薬品の数量シェア(率)	39.9%	平成23年9月	60%	平成30年3月末	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度以上	平成25年4月に厚生労働省で策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において、後発医薬品の数量シェアを平成30年3月末までに60%以上にすることとしているため
6 医療機器の開発拠点となる医療機関で研修を行う者	-	26年度	-	30年度			8人	8人	8人	本施策の参考としたスタンフォードのバイオデザインの受講生は8名であるため、同等の人材育成を目標とした。

7	協力関係の樹立や協力案件を進める国数	-	26年度	-	毎年度			14カ国	前年度以上	前年度以上	相手国の実情に適した医療機器・医薬品、インフラ等の輸出等の促進を図るため、協力関係の樹立や協力案件を進める国数を目標とした。
測定指標 (定性的)		目標			施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		目標年度			施策の進捗状況(実績)						
					-	-	-	-	-	-	
					-	-	-	-	-	-	
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
					-	-	-	-	-		
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		26年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要					平成26年度行政事業レビュー事業番号
		24年度	25年度								
(1)	臨床研究拠点等整備事業(早期・探索的臨床試験拠点整備事業(平成23年度)、臨床研究中核病院整備事業(平成24年度)、日本主導型グローバル臨床試験拠点整備事業(平成24年度))	48.41億円 (46.23億円)	34.03億円	38.41億円	1.2	<ul style="list-style-type: none"> ・早期・探索的臨床試験拠点整備事業(平成23年度～) ・早期・探索的臨床試験等の国際水準の臨床研究及び医師主導治験を実施する体制を整備する。 ・臨床研究中核病院整備事業(平成24年度～) ・国際水準の臨床研究、医師主導治験及び市販後臨床研究の中核となる医療機関を選定し、当該医療機関が、国際水準の臨床研究等を実施・支援する体制を整備する。 ・日本主導型グローバル臨床試験拠点整備事業(平成24年度～) ・国際的な治験・臨床研究の実施により、日本発シーズによる革新的新薬・医療機器の創出や、医療の質の向上のためのエビデンスの確立を図るため、日本主導でグローバル臨床研究を企画・立案し、その実施を支援する体制を整備する。 					200
(1)	医薬品等価格調査費	1.32億円	1.41億円	1.42億円	-	健康保険法第76条第2項の規定に基づく診療報酬中の薬剤料の算定基準である「使用薬剤の薬価」(薬価基準)の改正等の基礎資料を得ること。(医薬品等の市場実勢を把握することで、診療報酬改定時に薬価等を適正な水準に見直しすることが可能となる。)					201
(2)	医薬品等産業振興費	1.91億円	2.29億円	2.26億円	5	医薬品産業・医療機器産業に関する諸情報の収集・分析及び総合的な調査研究を行い、積極的に産業政策の企画立案に取り入れていく。ロードマップで定めた取組を進めていく。さらにその取組状況についてモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要な促進策をロードマップに追加し実行していく。					202
(3)	薬事工業生産動態統計システム経費	0.4億円	0.3億円	0.3億円	-	統計法に基づく幹統計調査として、医薬品、医薬部外品、衛生材料及び医療機器に関する毎月の生産(輸入)等の実態を明らかにする「薬事工業生産動態統計」を作成している。統計を効率的に作成するため、「薬事工業生産動態統計システム」を整備・運用することにより、迅速に統計表を公表することを目的とする。					204
(4)	国産医療機器創出促進基盤整備等事業			0.6億円	6	医療機器の研究開発を行う医療機関で、医療機器を開発する企業の人材を受け入れ、市場性を見据えた製品設計の方法に関する研修等を実施することにより、開発人材の育成や国内外の医療ニーズを満たす開発を推進する。					新26-016

(5) 医薬品等研究開発動向等調査費	0.2億円 (0.17億円)	0.19億円	0.18億円	1	先進的な研究開発の動向を文献、学会等との意見交換の場、視察等の機会を利用して把握し、振興策や必要な規制等の検討を行う。日本古来の漢方の原料となる薬用植物の栽培研究への支援、日本への導入が望まれながらも患者数が少ない等の理由により開発が進まない希少疾病医薬品等の開発を支援するために必要な情報の収集等を行う。	205
(6) 治験活性化対策費	500万円 (190万円)	460万円	480万円	1	治験に係る有識者よりなる委員会を設置し、治験活性化及び治験を円滑に実施するための環境整備について検討を行う。	206
(7) 治験研究計画届出適合性確認事業費	0.23億円 (600万円)	0.13億円	0.13億円	1	倫理審査委員会の設置者より報告された倫理審査委員会の委員名簿、手順書、実施した議論の概要等の活動内容をデータベースとして管理するとともに、国民に対してその内容を公表する。	207
(8) ES細胞・iPS細胞臨床研究指针对策費	0.1億円	0.1億円	0.1億円	4	ヒト幹細胞臨床研究を実施する全国の大学医学部、研究機関等における研究の実施状況、海外における再生医療等に係る指針の整備状況等について委託調査を行う。	208
(9) 先進医療制度対策費	0.37億円	0.36億円	0.38億円	3	有効性、安全性の確保の観点から、制度の対象となる医療技術毎に実施医療機関の要件を設定し、当該要件に適合する医療機関において、その医療機関に所属する医師の主導により適切に実施される医療技術について、先進医療Bとして、その実施を認める。	209
(10) 治験適正推進費	600万円 (600万円)	0.14億円	660万円	1	厚生労働科学研究費補助金を受け、臨床研究を実施する研究機関及び当該研究の審査を行う倫理審査委員会に対し、臨床研究に関する倫理指針への遵守状況について書面調査及び実地調査(ヒアリング等)を行う。臨床研究に関する倫理指針からの逸脱が確認された場合、倫理指針の周知及び啓発を行う。	210
(11) 臨床研究コーディネーター、データマネージャー確保のための研修事業	900万円 (900万円)	900万円	910万円	1	研究の立案からデータの取り纏めまで幅広い知識と経験でサポートできる上級者臨床研究コーディネーター・データマネージャーの養成研修及び臨床研究倫理審査委員会・治験審査委員会委員養成研修を実施する。	211
(12) ヒト幹細胞情報化推進事業	2.6億円	0.9億円	1.1億円	4	国内外の大学、研究機関等によって作成・保存されているヒト幹細胞(iPS細胞、ES細胞、疾患特異的iPS細胞を含む。)の作成・保存方法、性質等の情報を取りまとめ、国内外の研究者、患者等に対して情報の提供を行うヒト幹細胞データベース(日本語版・英語版)を構築する。	212
(13) 医薬品等開発研究PDCAパイロット事業	1.08億円 (0.54億円)	0.6億円	0.6億円	1	1) 医薬品・医療機器・再生医療に係る個別研究PDCA事業 医薬品・医療機器・再生医療の研究を業事承認に結びつけるため、企業等での開発経験を持つプログラム・ディレクター(PD)及びプログラム・オフィサー(PO)を活用し、研究課題の採択時にプロトコール評価を行うとともに、採択した研究課題に対して研究の進捗管理等を行う。 2) 臨床研究中核病院等に係る研究PDCA事業 臨床研究中核病院等が実施する国際水準の臨床研究・医師主導治験について、臨床研究・治験に精通する医師や企業等での開発経験を持つPD及びPOを活用し、臨床研究中核病院等の体制整備を含めた研究の進捗管理等を行う。	213
(14) 再生医療の臨床応用への実用化推進事業	-	22.1億円	-	4	・ iPS細胞等の樹立・調製を適切に実施する技術を習得するための医師等の受入体制 ・ 樹立・調製した細胞の人体への移植・投与を適切に実施する技術を習得するための医師等の受入体制 上記の体制を整備し、iPS細胞等を用いる技術の安全性を確保し、臨床応用を行うことができる人材を養成する。	214
(15) iPS細胞等の臨床研究の安全基盤整備支援事業	9.5億円	-	-	4	・ 移植に用いたヒト幹細胞の長期的保管体制 ・ 他の医療機関等と連携し、ヒト幹細胞を受入する体制 ・ 移植から時間が経過した後に、移植に用いたヒト幹細胞を検証する体制 上記の体制を整備し、移植に用いたiPS細胞等のヒト幹細胞を保存用タンクに保管しておき、移植から時間が経過した後に、移植に用いたヒト幹細胞を遡って検証が可能となる保管体制を整備する。	215

(16) iPS細胞を利用した創薬研究支援事業	19.7億円	-	-	4	・ 難病等の患者由来のiPS細胞を利用し、当該疾患に対する創薬シーズを探索する体制 ・ iPS細胞を肝細胞等に分化させ、その細胞を利用した薬剤候補物質の安全性を評価する体制 上記の体制を整備し、iPS細胞を利用し、画期的な新薬を開発する。	216
(17) 先進医療評価の迅速・効率化推進事業	-	-	0.39億円	3	先進医療の評価の迅速・効率化を図るため、医療上必要性の高い抗がん剤については、抗がん剤に精通した外部評価機関が実施する外部評価を実施する。	新25-014
(18) 再生医療実用化研究実施拠点整備事業	-	3.7億円	-	4	再生医療等の実用化を促進するため、再生医療等の提供機関間の連携を図り、研究成果を集約する拠点として、「再生医療実用化研究実施拠点」を整備する。	新26-018
(19) 細胞培養加工施設許可調査事業	-	-	0.6億円	4	病院等以外の細胞培養加工施設について、当該施設の構造設備等が再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)の基準に適合するかどうかについて調査する。	新26-018
(20) 再生医療等提供状況管理委託事業	-	-	0.8億円	4	再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づき、厚生労働省に提出された再生医療等提供計画等の書類情報のデータを保管し、再生医療等の提供状況を管理するとともに、国民に再生医療等の提供状況を分かりやすく伝えるための公表資料を作成する。	新26-018
(21) 医薬品・医療機器産業海外展開推進事業	-	-	1.0億円	7	相手国の医療の発展に寄与する持続的な事業展開を実現するとともに、日本の良質な医療を普及する観点から、相手国の実情に適した医療機器・医薬品、インフラ等の輸出等の促進を図る。	新26-019

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(Ⅱ-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること(施策目標Ⅱ-2-1)							担当 部署名	健康局水道課	作成責任者名	宇仁菅 伸介										
施策の概要	本施策は安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保するために実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標Ⅱ-2 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること												
施策の予算額・執行額	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)									
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	47,082,755	28,427,970	37,791,117	26,122,277	14,724,343														
		補正予算(b)	1,838,000	119,571	27,840,000	42,789,000															
		繰越し等(c)	6,366,455	17,365,088	5,891,802	34,934,093															
		合計(d=a+b+c)	55,287,210	45,912,629	71,522,919	103,845,370	14,724,343														
	執行額(千円、e)	53,546,267	44,423,808	38,484,460																	
執行率(%、e/d)	96.9%	96.8%	53.8%																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	水道は国民の生活に不可欠であり、安全な水を安定して供給することが必要である。 水道法(昭和32年法律第177号)及び新水道ビジョン(厚生労働省健康局平成25年3月策定)に基づき、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保することに努めている。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>			24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																	
			○																		
測定指標 (定量的)	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												
1 水道事業ビジョン策定状況 (健康局水道課調べ。全国の上水道事業者数に対する水道事業ビジョン策定済み上水道事業者数の割合(H20年度分より実施))	30%	平成20年度	100%	平成30年度	57.1%	64.3%	71.4%	78.6%	85.7%	平成30年度に100%を目標値として設定。 新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要であるため。 水道事業ビジョン策定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html											
					52.0%	集計中															
2 水質基準適合率 (「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計)	99.90%	平成16年度	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	水道法に定められた水質基準に適合した水を給水することが、すべての水道事業者等において必要であるため。											
					集計中	集計中															
3 耐震化計画策定率 (健康局水道課による「水道事業の運営状況に関する調査」において、基幹管路の耐震化計画について「計画がある」と回答した水道事業者等の割合(H21年度分より実施))	22%	平成21年度	100%	平成30年度	31.8%	38.6%	45.5%	59.1%	72.7%	平成30年度に100%を目標値として設定。 耐震化計画の策定水準が高い事業者ほど耐震化が進んでいる傾向が見られ、水道の耐震化を計画的・効率的に進めるには、すべての水道事業者等が計画を策定し、内容の充実を図ることが重要であるため。											
					27.4%	集計中															
測定指標 (定性的)	目標		目標年度		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
					施策の進捗状況(実績)																
					-	-	-	-	-												
					-	-	-	-	-												

(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
		-	-	-	-	-	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度					
(1) 水道行政強化拡充費	7百万円	6百万円	5百万円	1,2,3	①全国水道関係担当者会議、水道技術管理者研修会の開催②水道の現状等についての国民への普及啓発③水道事業者等の事業計画の調査及び結果報告書の作成等		
(2) 水質管理等強化対策費	14百万円	12百万円	15百万円	2	外部精度管理調査計画の策定・実施、水質検査機関担当者を対象とした研修会の実施、一部の登録水質検査機関を対象とした精度の取組(検査機器・薬品等の管理)に関する実地調査の実施、水道水中の物質の濃度を測定するための水質検査方法の設定、水道用薬品に関する検討・調査		
(3) 水道水源水質対策費	18百万円	15百万円	12百万円	2	・水道事業者による水質管理目標設定項目等の測定結果の収集・整理を行い、水質基準への移行の検討に資する解析の実施・水質項目の毒性に関する情報収集・整理・原水・浄水の存在状況の調査及び基準設定の必要性の検討		
(4) 給水装置等対策費	14百万円	12百万円	10百万円	-	・諸外国における水道システム・給水装置の構造材質及び給水装置の施工に係る規制・基準等の調査・我が国の給水装置の施工、構造材質基準に係る調査検討及び我が国の市場にある給水装置に対する構造材質基準への適合性に関する調査の実施		
(5) 水道産業国際展開推進事業費	37百万円	36百万円	30百万円	-	日本の水道界がアジア各国の水道の発展に貢献するとともに、国際市場に展開していくことを支援するため、次の業務を実施するもの。①水道セミナー開催 ②水道産業国際展開ケーススタディ及び水道技術普及促進のためのネットワーク整備 ③国際標準獲得のための体制整備 ④海外水ビジネス創造のための官民連携型案件発掘・形成事業		
(6) 給水装置データベース事業促進費	8百万円	10百万円	10百万円	-	給水装置データベースの改良、給水装置の情報入力、給水装置データベースの保守管理		
(7) 給水装置工事主任技術者国家試験費	2百万円	2百万円	2百万円	-	免状の交付及び免状交付者情報の記録		
(8) 水道施設整備事業調査費(水道施設整備事業調査諸費含む)	32百万円	32百万円	33百万円	3	水道施設設置状況、耐震化基礎調査、水道施設整備施工技術動向調査、水道におけるアセットマネジメント導入等に関する調査、長期的な水需給を考慮した広域的な水道施設の再構築ガイドライン策定調査費、水資源開発施設の有効利用等に関する調査、浄水処理施設等の最適化に関する調査の実施。		
(9) 水道施設整備費補助(水道施設災害復旧費補助含む)	24,536百万円	104,186百万円(うち24年繰越分35,084百万円)	14,918百万円	-	地方公共団体が実施する水道施設の整備に必要な事業費の一部補助 ①簡易水道等施設整備費補助(補助率:4/10.1/3.1/4):布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業 ②水道水源開発等施設整備費補助(補助率:1/2.1/3.1/4.定額):ダム等の水道水源施設整備事業、水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業など		
(10) 効率的な更新計画検討事業費	12百万円	10百万円	7百万円	-	水道施設設置状況、耐震化基礎調査、水道施設整備施工技術動向調査、水道におけるアセットマネジメント導入等に関する調査、長期的な水需給を考慮した広域的な水道施設の再構築ガイドライン策定調査費、水資源開発施設の有効利用等に関する調査、浄水処理施設等の最適化に関する調査の実施。・効率的な更新による水道事業の情報を把握(平成24年度)・新水道ジョンの考え方を踏まえた効率的な更新計画の推進(関係者との連携による推進手法検討)(平成25年度)・アセットマネジメントを活用した効率的な更新計画策定の手引きを作成(平成26年度)		
(11) 水道施設耐震化推進事業費	15百万円	13百万円	10百万円	3	この度の東日本大震災を踏まえて、新たに得られた災害対策の知見を「水道の耐震化計画策定指針」に盛り込んで改定を行うとともに、水道事業者によって大きな差のある耐震化の進捗状況の底上げを図るため、モデル事業の実施等により中小規模の水道事業者等による具体的な計画策定の方法論を整理する。(1)耐震診断(簡易診断)モデル事業(平成24年度実施)(2)耐震化計画策定のための耐震性評価「東日本大震災の被害状況を踏まえた」の検討(平成25年度実施)(3)水道の耐震化計画策定指針の改定(平成26年度実施)		

(12) 水道施設整備費補助(耐震化関連事業)	15,460百万円	2,106百万円(24年度繰越分)	-	-	地方公共団体が施行する水道施設の耐震化に必要な事業費の一部補助(平成24年度で廃止) ①簡易水道等施設整備費補助(補助率:4/10.1/3.1/4):布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の耐震化関連事業 ②水道水源開発等施設整備費補助(補助率:1/2.1/3.1/4.定額):老朽管の更新、基幹水道構造物の耐震化、老朽管更新など水道施設耐震化事業
(13) 水道施設危機管理体制構築事業費	-	9百万円	9百万円	-	全国(都道府県ごと)の水道地図を電子化して集約し、厚生労働省及び都道府県において、水道地図データを共有できるよう、システムを構築する。 ・簡易の情報共有システムの構築(平成25年度) ・情報共有システムの構築によるの本格運用(平成26年度)
(14) 水道施設災害復旧費補助(復興関連事業)	35,922百万円	2,393百万円(24年度繰越分)	-	-	東日本大震災により著しい被害を受けた水道施設について、地方公共団体が経営する水道事業、水道用水供給事業等が施行する災害復旧事業の事業費の一部を補助。 ① 東日本大震災により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設を原形に復旧する事業(補助率:80/100~90/100(特別立法による嵩上げ。通常は1/2)) ② ①と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設を原形に復旧する事業(補助率:1/2(通常は補助対象外)) ③ ①の管路の漏水調査で請負に係るもの(補助率:1/2(通常は補助対象外))

平成 26 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（福祉・年金WG関係）

- ① VII-3-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、
より質の高い福祉サービスを提供すること P 1
- ② VII-4-3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること P 5
- ③ IX-1-4 企業年金等の適正な運営を図ること P 7
- ④ IX-3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること . . P 9

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(Ⅶ-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること (施策目標Ⅶ-3-1)					担当 部署名	社会・援護局福祉基盤課	作成責任者名	福祉基盤課長 友藤 智朗												
施策の概要	本施策は、福祉・介護に従事する人材を養成する等、利用者への福祉サービス基盤を整備するため実施している。					政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標3 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること														
施策の予算額・執行額	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)									
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	40,229,756	34,422,408	34,932,530	118,578,086	56,019,858														
		補正予算(b)	-346,785	-148,267	3,139,298	0															
		繰越し等 [◎]	344,216	204,746	0	0															
		合計(d=a+b+c)	40,227,187	34,478,887	38,071,828	118,578,086	56,019,858														
	執行額(千円、e)	39,928,351	34,352,218	37,904,772																	
執行率(%、e/d)	99.3%	99.6%	99.6%																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○人口減少社会を迎え、将来的な労働人口の減少が見込まれる一方で、介護が必要となる高齢者の増加が見込まれ、2015年には167～176万人、2025年には237～249万人の介護職員が必要と推計されている。 ○また、現行の介護分野の有効求人倍率は、全産業と比較して高い傾向があり、今後もこの傾向が維持される可能性が高いため、引き続き安定的な人材確保が喫緊の課題。 ○さらに社会保障制度改革国民会議報告書においても、地域包括ケアを支えるサービスの確保には介護職員等の人材確保が必要とされている。					政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																	
			○																		
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
1 介護職員数	139.9万人	平成23年 度	前年度+ 6.8万人	毎年度	24年度 前年度+ 6.8万人 集計中	25年度 前年度+ 6.8万人	26年度 前年度+ 6.8万人	27年度 前年度+ 6.8万人	28年度 前年度+ 6.8万人	・福祉・介護人材を安定的に確保する必要があるため、当該数値を測定目標にした。なお、介護職員数は景気の動向等によっても変化してくるものであるが、2025年に249万人の介護職員を確保するために必要な前年度+6.8万人という指標を目標としている。 ※出典:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」											
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
-	-			-	-	-	-	-	-	-											
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-											
-					-	-	-	-	-	-											

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) セーフティネット支援対策等事業費補助金	28,696百万円の内数	25,000百万円の内数	15,000百万円の内数	1	生活保護受給世帯に対する自立支援プログラムの策定・実施、生活保護の適正化対策、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する様々な支援サービスを実施するための地域社会のセーフティネット機能の強化を図る。(福祉人材確保推進事業、都道府県喀痰吸引等研修事業等)	
(2) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金	47,573百万円の内数	52,000百万円の内数	-	1	各都道府県に造成された基金を活用し、住宅支援給付の支給や就労支援員の配置、ホームレス等の貧困・困窮者に対する支援にかかる事業を実施。特に東日本大震災発生後、被災者の生活再建や地域コミュニティの復興支援を図る事業を追加している。(福祉・介護人材確保緊急支援事業:福祉・介護人材の安定的な確保・定着のため、進路指導・研修・職場体験の実施、マッチング機能の強化等を図る。)	
(3) 中央福祉人材センター運営事業費	38百万円	35百万円	35百万円	1	社会福祉法に基づき設置されている中央福祉人材センターにおいて実施する全国的な福祉人材情報システムの運営や、各都道府県福祉人材センターの職員研修会や全国会議、ブロック会議の開催、また福祉・介護分野の人材確保にかかる調査等に補助することにより、福祉・介護人材の確保に関するノウハウの伝達に努め、各都道府県福祉人材センターの業務を支援する。	
(4) 福利厚生センター運営事業費	66百万円	46百万円	36百万円	1	社会福祉法に基づき設置されている福利厚生センターにおいて実施する小規模・零細事業者が単独では実施できない生活習慣病予防検診費用の支援や、病気や心の悩みに関する健康相談、メンタルヘルス対策や接遇等の職員講習などの福利厚生事業の企画を支援することにより、社会福祉に関する事業に従事する人材の確保を推進する。	
(5) 社会福祉職員研修センター経営委託費	36百万円	36百万円	36百万円	1	社会福祉職員研修センター(社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院)において実施する都道府県又は市町村において社会福祉事業に従事する職員、公立施設の施設長、社会福祉法人の経営者等に対する社会福祉主事として必要な基礎知識及び技術、施設長として必要な知識及び技術、法人・施設運営に関する専門知識及び技術等を教授する研修に対し補助を行い、社会福祉事業従事者の確保とその資質の向上を図っている。	
(6) 社会事業大学経営委託費	378百万円	369百万円	376百万円	1	学校法人日本社会福祉事業大学において実施する将来社会福祉事業に従事する者及び現に社会福祉事業に従事する者及び現に社会福祉事業に従事している者に対する養成・研修、社会福祉施設や都道府県、市町村等の職員となる指導的社会福祉事業者(社会福祉のリーダー)の養成に対し補助を行う。 ※社会福祉のリーダー (1)特養、障害者施設、児童施設等社会福祉施設のリーダー (2)自治体の社会福祉行政のリーダー (3)地域福祉のコーディネーター(社会福祉協議会やNPO法人職員)	
(7) 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業	56百万円	57百万円	70百万円	-	公益社団法人国際厚生事業団において実施する以下の事業に対して補助を行う。 ○外国人介護福祉士候補者に対し、入国後、我が国内の介護施設で就労・研修を行うにあたり必要となる知識・技術を習得させることを目的とした介護導入研修 ○候補者受入れ施設対象に、候補者の労務管理及び施設内の研修状況について把握し必要な指導を行う巡回訪問 ○候補者から就労・研修に係る相談・苦情対応等	
(8) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業	121百万円	108百万円	100百万円	-	公募によって決定した事業実施団体において以下の事業を実施。(平成23年度～) ○日本語並びに介護福祉士として必要な専門知識や技術、日本の社会保障制度を学ぶ集合研修 ○就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導(定期的な小テスト) ○介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援(模擬試験の実施等)を実施 ※平成22年度は、日本語取得を支援するための「日本語定期研修事業」を実施 ※平成23年度から事業名を「外国人介護福祉士候補者学習支援事業」に変更	
(9) 福祉サービスの第三者評価事業	7百万円	7百万円	7百万円	-	全国社会福祉協議会において実施する以下の事業に対して補助するものである。 1. 全国社会福祉協議会に評価事業者普及協議会を設置し、都道府県推進組織参画のもと、各都道府県毎の福祉サービス第三者評価への取組状況等に関する情報交換並びに事例発表等を行う。 2. 全国社会福祉協議会に「福祉サービス質の向上委員会」を設置し、第三者評価基準ガイドラインの策定に関する検討を行う。 3. 都道府県推進組織が実施する評価調査者養成研修における指導講師を養成するため、評価調査者指導者研修会を開催する。	
(10) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	25031百万円	24967百万円	25030百万円	1	社会福祉施設に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金を支給する制度。社会福祉施設等の経営者が負担する掛金と国及び都道府県の補助金(それぞれ3分の1負担)を財源として、退職した職員の共済期間等を勘案した退職金を支給するもの。	
(11) 社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	5534百万円	5946百万円	5622百万円	-	社会福祉施設や医療施設は、介護報酬、診療報酬等の公定価格に依存した低収益構造にあり、社会的に弱い居住者等を擁するため、施設の整備に対して建設資金等を固定金利で提供できるよう、金利変動により資金調達金利を上回る金利差が生じた場合の不足相当額、借入金利と貸付金利の差額補填等を予算措置により補給しているもの。	
(12) 社会福祉振興助成費補助金	1835百万円	1686百万円	1300百万円	-	社会福祉法人、NPO法人などが行う事業に対し助成を行うものである。 ①福祉活動支援事業(個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫のある事業) ②地域連携活動支援事業(複数の団体が連携を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ等に対応する事業) ③全国的・広域的ネットワーク活動支援事業(広域的な普及等を図るため、複数の団体が相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫のある事業)	

(13) 独立行政法人福祉医療機構運営費交付金	3317百万円	3251百万円	3361百万円	-	次の運営に必要な運営に要する経費を交付 ①民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備等に係る資金の貸付に係る業務(福祉医療貸付事業) ②社会福祉施設の設置者、病院等の開設者等に対し経営に係る経営診断・指導等を通じ経営者を支援する事業に係る業務(経営支援事業) ③社会福祉振興事業を行う者に対して助成を行う業務、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及・研修を行う業務(社会福祉振興助成事業) ④福祉・保健・医療に係る各種情報等の提供を行う情報サービス事業に係る業務(福祉保健医療サービス事業) ⑤社会福祉施設職員退職手当共済事業に係る業務	
(14) 地域福祉活動支援事業費	93百万円	79百万円	166百万円	-	社会福祉法人に基づき設置されている全国社会福祉協議会において実施する生活福祉資金貸付制度の適正な運営のための体制整備、民生委員・児童委員に対する日常生活についての指針となる各種資料の提供等の情報支援や互助事業の実施、各地域における様々な民間相談機関の相談員等に対する実践力強化等のための研修、ボランティア活動に対する国民の理解を深める取組等の事業に対して補助する。(補助率100%)	
(15) 地方改善事業	4271百万円	4214百万円	4151百万円	-	市町村が設置する隣保館で実施する、地域の拠点として基本事業(社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業)や、地域の実情に応じて特別事業(隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業)に対して補助を行う。	
(16) 民生委員関連経費	3.1百万円	46.6百万円	3.7百万円	-	本経費は①民生員法に基づく3年に一度の民生委員・児童委員一斉改選や転居等の理由による随時の委嘱・解嘱の際の委嘱状の作成②無報酬で日常的に住民の社会福祉に関する相談や支援を行うことにより地域福祉の推進に努めている民生委員・児童委員に対する大臣表彰の際の功労賞の作成に必要な経緯費である。	
(17) 地方改善施設整備費補助金	787百万円	730百万円	726百万円	-	市町村が設置する共同施設及び隣保館の整備に要する費用の一部を補助する。	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(Ⅶ-4-3))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること(施策目標Ⅶ-4-3)							担当 部局名	社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	作成責任者名	援護企画課中国残留邦人等支援室長 井上 秀美										
施策の概要	本施策は、中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援するために実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標4 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること												
施策の予算額・執行額	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等)のう ち主なもの	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)									
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	2,088,384	1,870,836	1,750,574	1,564,814	1,437,423														
		補正予算(b)	0	0	0	0															
		繰越し等(c)	-195,108	-59,176	50,512	203,772															
		合計(d=a+b+c)	1,893,276	1,811,660	1,801,086	1,768,586															
	執行額(千円、e)		1,684,523	1,723,468	1,736,346																
執行率(%、e/d)		89%	95%	96%																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	中国残留邦人等の永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行う。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>			24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																	
			○																		
測定指標 (定量的)	基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
	基準年度			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
1 中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数(件)	集計中	25年度	前年度以上	毎年度	前年度以上 11,527	前年度以上 集計中	前年度以上 /	前年度以上 /	前年度以上 /	・中国残留邦人等地域生活支援事業とは、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として行っている事業である。したがって、中国残留邦人等が居住する自治体のより多くの地域で実施されることが中国残留邦人等の自立の支援につながるものであり、その中でも、中国残留邦人等の多くは言葉の問題を抱えており、自立支援通訳の更なる活用が重要であるため、派遣実績数を測定指標にするとともに、目標値を前年度以上の派遣数としている。											
2 支援給付実地監査実施割合(支援給付実地監査実施数/支援給付実地監査対象自治体数)(%)	集計中	25年度	100%	28年度	100%	25%以上 集計中	50%以上 /	75%以上 /	100% /	・支援給付施行事務監査は、支援給付施行事務の適否を関係法令等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講じることにより、適正な運用を確保するための重要な施策であることから、当該数値を測定する。 ・全ての都道府県及び政令指定都市に対して4年間(平成25年～平成28年)をかけて実地監査を行うこととしているため、各年度ごとの目標値を25%以上としている。											
3 支援・相談員等の配置割合(配置自治体数/支援給付を受給する中国残留邦人等が居住する自治体数)(%)	集計中	25年度	前年度以上	毎年度	前年度以上 97.2%	前年度以上 集計中	前年度以上 /	前年度以上 /	前年度以上 /	・支援・相談員とは、中国残留邦人等からの日常生活上の相談に応じるなど、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として配置しているものである。したがって、中国残留邦人等が居住する自治体のより多くの地域で配置されることが中国残留邦人等の支援につながるため、当該数値を測定する。 ・支援・相談員の配置割合を毎年度把握し、前年度以上の割合を確保することがより充実した支援につながるものであることから、目標値を前年度以上としている。											
測定指標 (定性的)	目標			施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
			目標年度	施策の進捗状況(実績)																	
-			-	-	-	-	-	-	-												

(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
4	中国残留邦人等の帰国世帯数(世帯)		5	集計中				
5	中国帰国者支援・交流センターにおける日本語教室の受講者数(人)		45,514	集計中				
6	地域生活支援事業の自治体の実施率(実施自治体数/中国残留邦人等が居住する自治体数)(%)		94.4%	集計中				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 中国残留邦人生活支援給付金 (平成20年度)	9,196百万円 (9,151百万円)	9,290百万円	9,706百万円	—	・満額の老齢基礎年金等の支給対象となる中国残留邦人等と特定配偶者に対し、世帯の収入が一定の基準に満たない者について、支援給付を支給する。 支援給付は、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各種支援給付を実施する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) ・支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10)	690
(2) 中国残留邦人等身元調査事業 (昭和48年度)	36百万円 (28百万円)	34百万円	30百万円	—	中国現地で日中両国政府による共同調査を行い、日本人孤児と確認された方については、報道機関の協力を得て日本で孤児の情報を公開し、肉親情報のある方については肉親と思われる方との対面調査を実施する。	735
中国残留邦人等に対する帰国受入 (3) 援護事業 (昭和48年度)	481百万円 (441百万円)	457百万円	409百万円	—	日本へ永住帰国を希望する中国残留邦人等に対して永住帰国旅費や自立支度金を支給するほか、永住帰国を望まない方が墓参や親族訪問等を希望する場合は一時帰国旅費を支給する。 また、永住帰国直後の世帯に対しては、中国帰国者定着促進センターで、6か月間にわたり基礎的な日本語教育や日本の生活習慣等の研修を実施する。	736
中国残留邦人等に対する定着自立 (4) 支援事業 (昭和63年度)	437百万円 (437百万円)	433百万円	427百万円	—	永住帰国直後の中国帰国者定着促進センターでの入所研修に加え、中国帰国者支援・交流センターで地域定着後の帰国者に対し、高齢化や2、3世の増加、集中的な学習など帰国者の多様な目的、ニーズに合わせた就労に結びつく日本語学習や社会的な自立を促すための交流事業等を実施している。	737
(5) 保険料追納一時金事業 (平成19年度)	582百万円 ※内繰越し等254百万円 (369百万円)	374百万円 ※内繰越し等204百万円	100百万円	—	本事業は、中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けることを可能とするため、帰国前の期間を含めた国民年金の被保険者期間に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給し、その中から保険料追納額を国が控除し、本人に代わって追納することとしたものである。 なお、すでに本人が保険料を自ら納付(拠出)している期間については追納せず、保険料相当額を本人に直接支給することとしている。	738
中国残留邦人等に対する支援給付 (6) 事業 (平成20年度)	445百万円 (441百万円)	449百万円	448百万円	2.3	満額の老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対する支援給付の円滑な実施のため、中国語が解せる支援・相談員を窓口配置するとともに、支援給付等の施行事務について、適正かつ効率的な運用を確保するため、実施機関に対する指導監査を行う。 (支援給付金本体は、「中国残留邦人生活支援給付金」事業において、予算計上。)	739

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(IX-1-4))

* 厚生労働省では、基本目標> 施策大目標> 施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	企業年金等の適正な運営を図ること(政策目標IX-1-4)							担当 部局名	年金局企業年金国民年金基金課	作成責任者名	黒田 秀郎	
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・企業年金制度等の適正な運営を図ること							政策体系上の 位置づけ	基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること			
施策の予算額・執行額	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 の重要なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	1,505,821	1,407,515	1,596,258	1,821,242	2,102,430			-	-	-
		補正予算(b)										
		繰越し等(c)										
		合計(d=a+b+c)	1,505,821	1,407,515	1,596,258	1,821,242	2,102,430					
執行額(千円、e)	1,446,666	1,364,025	1,563,294									
執行率(%, e/d)	96.1%	96.9%	97.9%									
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>【企業年金等の未請求者対策】 企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金)は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあわせて高齢期における所得確保を図るための制度である。 事業主や従業員の自主的な努力に基づき、老後の所得確保を図る企業年金等については、給付が確実に適切に行われることが非常に重要である。 しかしながら、年金支給開始年齢に達する前に企業を退職し、厚生年金基金等を脱退した方が、当該年齢までの間に転居されたため住所を把握できなくなり、年金裁定請求書を送付することができない等の理由により、年金の支給要件を満たしているにもかかわらず給付の申請を行っていない方(未請求者)が多数存在している状況である。 各企業年金等において未請求者の解消に向けた様々な取り組みを行っているところであるが、厚生労働省としても、企業年金等において、確実に年金給付が行われ、適正な運営が行われるよう、引き続き環境整備、必要な指導を行っていく必要がある。</p> <p>【国民年金基金における給付費負担】 国民年金基金は、国民年金の付加年金相当分をその給付の中に含んでいるため、付加年金と同様に給付の一部(4分の1)を国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第34条第4項に基づき国が負担している。</p> <p>【根拠法令等】 ○厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第1条 ○確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第1条 ○確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第1条 ○国民年金法(昭和34年法律第141号)第1条、第115条 ○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第106条</p>											
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					年度ごとの実績値							
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1 受給権者に占める未請求者の割合	-	-	前年度以下	毎年度	14%	13%	前年度以下	前年度以下	前年度以下	企業年金等に加入した方々について、より確実に年金給付が行われるよう未請求者(※)の解消に向けた様々な取り組みを進めることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図るため。 ※未請求者とは、年金支給開始年齢に達する前に企業を退職し、厚生年金基金等を脱退した方が、当該年齢までの間に転居されたため住所を把握できなくなり、年金裁定請求書を送付することができない等の理由により、年金の受給要件を満たしているにもかかわらず給付の申請を行っていない方のこと。 ・厚生年金基金、国民年金基金の未請求者の状況について URL http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/miseiky.html		
測定指標 (定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
			施策の進捗状況(実績)									
					-	-	-	-	-			
					-	-	-	-	-			

(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
2	企業年金連合会における未請求者数	133万人	-	-	-	-
3	国民年金基金連合会における未請求者数	3,194人	-	-	-	-
4	国民年金基金における未請求者数	7,173人	-	-	-	-

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
①国民年金基金等給付費負担金 (平成3年度) (1)②厚生年金基金等未納掛金等交付金 (平成21年度)	①15.2億円 ②0.05億円 (①14.9億円 ②0.02億円)	①18.2億円 ②0.05億円	①15.2億円 ②0.05億円	-	①国民年金基金等給付費負担金 <概要> 国民年金基金及び国民年金基金連合会に対し、年金の支給実績に基づき国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担するものであり、法律に基づき国の負担が義務づけられているものである。 <目標達成への寄与の内容> 国民年金基金は自営業者の方が自ら老後に備える老齢基礎年金の上乗せ年金の制度であるが、国民年金基金等給付費負担金は国民年金基金の年金給付のうち、国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を国が負担するものである。 ②厚生年金基金等未納掛金等交付金 <概要> 事業主が厚生年金基金の掛金を給与から控除していたにもかかわらず、厚生年金基金に納付していない場合であって、納付勧奨、事業主名の公表等を経て納付に応じない場合に、一旦、国が厚生年金基金及び企業年金連合会に対し未納掛金に相当する額を交付し、国が事業主に対する求償権を取得するものであり、法律に基づき国の交付が義務づけられているものである。 <目標達成への寄与の内容> 厚生年金基金等未納掛金等交付金は、年金記録の訂正に伴い企業が負担すべき掛金が納付されない場合に、年金の適正な支給のため、未納掛金に相当する額を国が代わって交付するものである。	808
(2) 国民年金基金連合会への事務費補助金(平成3年度)	0.67億円 (0.67億円)	-	-	-	<概要> 国民年金基金連合会に対し、以下の経費の一部を対象として補助しているものである。①個人型年金の事業の管理・運営に必要な電子機借料、通知書等印刷・郵送費等②中途脱退者に係る記録の承継通知、裁定請求書、年金証書等の作成・発送等 ※①については、平成25年度より補助対象外としている。 ※②については、平成23年度より補助対象外としている。 <目標達成への寄与の内容> 確定拠出年金個人型年金の事業の管理運営及び国民年金基金の中途脱退者に対する年金給付の事務を行っている国民年金基金連合会に対し、事務に要する経費について一定の補助を行うことにより円滑かつ適正な事業実施を図る。	809

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(IX-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(施策目標IX-3-1)							担当 部局名	老健局総務課	作成責任者名	総務課長 高橋 俊之												
施策の概要	本施策は、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、必要な介護サービスの量及び質の確保や認知症高齢者支援対策の推進を図るために実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標IX-3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること														
施策の予算額・執行額	区分 予算の状況 (千円) 当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(d=a+b+c) 執行額(千円、e) 執行率(%、e/d)	22年度 76,070,921 -5,707,994 0 70,362,927 67,375,471 96%	23年度 69,937,891 -2,000,000 44,857 67,982,748 67,161,510 99%	24年度 70,035,695 0 0 70,035,695 68,039,194 97%	25年度 67,456,295 0 0 67,456,295	26年度 68,870,688 / / 68,870,688	27年度 要求額 / / /	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)												
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としている(平成12年4月に介護保険法施行)。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																			
			○																				
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																			
1 介護予防に資する住民の自主活動の実施会場数	27,583箇所 平成23年度	前年度以上 毎年度	前年度以上 前年度以上 前年度以上 前年度以上 前年度以上 36,599箇所	これからの介護予防は、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。そのため、市町村は、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する必要がある。 ※指標:介護予防事業及び介護予防・日常生活支援総合事業報告 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index.html)																			
2 老人クラブ活動実績事業数	前年度以上 前年度	前年度以上 毎年度	前年度以上 前年度以上 前年度以上 前年度以上 前年度以上 110,701	老人福祉法に規定される老人クラブ活動を全国的に推進する見地から、各地域の老人クラブ数を測定。																			
測定指標 (定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																			
-	-	-	- - - - -	-																			
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	- - - - -															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 老人保健健康増進等事業 (平成2年度)	22億円 (22億円)	16億円	15億円	—	地方公共団体、民間団体に対し以下の事業に係る公募を行い、外部の有識者により構成される評価委員会の審査結果に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。 ①介護保険制度の適正な運営・周知に関する調査研究事業 ②高齢者保健福祉施策の推進に寄与する調査研究事業 ○補助率:10/10	
(2) 在宅福祉事業費補助金 (昭和38年度)	28億円	28億円	27億円	—	老人クラブが行う各種活動に対する助成する。(以下の具体的な活動内容は例示である。)(ア)健康活動：健康と体力保持に意欲のある高齢者を対象とした「熟年健康教室」の実施(イ)友愛活動：高齢者や家族等に対する認知症問題の普及・啓発、孤独死を未然に防ぐ安否確認運動(ウ)奉仕・ボランティア活動：子供や高齢者を含む地域全体の安全を守る地域見守り活動(エ)次世代育成支援活動：放課後の小学校を活用した地域住民との世代間交流	
(3) 全国健康福祉祭事業費 (昭和63年度)	2.1億円	1.1億円	1.0億円	—	全国健康福祉祭開催地都道府県が行う、以下の全国健康福祉祭及びこれに関連する事業に要する経費を対象として助成する。①健康関連イベント(スポーツ交流大会、健康づくり教室、新しいスポーツの紹介、健康フェア等)②福祉・生きがい関連イベント(美術展、囲碁大会、将棋大会、俳句大会、地域文化伝承館等)③健康、福祉・生きがい関連イベント(シンポジウム、健康福祉機器展等)	
(4) 全国老人クラブ連合会助成費 (昭和42年度)	0.1億円	0.1億円	0.1億円	2	各地域の老人クラブの活動を支援するため、以下の老人クラブ指導者に対する研修等に必要経費を対象として助成する。①都道府県・指定都市老連段階のリーダーと老人クラブ活動推進員、また郡市区町村老連及び単位老人クラブリーダーの資質向上を目的とする研修会を開催②単位老人クラブの育成指導並びに都道府県・指定都市および郡市区町村老連の行う活動の指導③都道府県・指定都市老連の組織・活動に関する実態調査	
(5) 地域支援事業交付金 (平成18年度)	642億円	623億円	642億円	1	介護保険における被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、以下の事業を行うことの支援を目的とする。 ○介護予防事業…要支援・要介護状態の予防、軽減、悪化防止のためのサービス提供等を行う事業を実施するもの。 ○介護予防・日常生活支援総合事業…要支援・要介護状態の予防、軽減、悪化防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うもの。 ○包括的支援事業及び任意事業…地域包括支援センターを設置し、地域支援の総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント等を実施するとともに、地域の実情に応じた様々な任意事業を市町村において行うもの。	
(6) 高齢者の日常生活支援の推進に必要な経費 (昭和38年度)	3.3億円 (2.6億円)	3.1億円	3.0億円	—	老人の日記念行事として、本年度中に百歳を迎える高齢者を対象に、内閣総理大臣から、お祝い状及び記念品を贈呈する事業等を実施する。	
(7) 介護保険事業費補助金((項)高齢者日常生活支援等推進費) (平成12年度)	3.6億円 (2.2億円)	3.5億円	0.7億円	1	市町村における地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進するため、都道府県が、広域的な視点から様々な支援(事業評価、従事者研修、専門職広域派遣調整等)を行う。(補助率1/2)	

政策評価に関する有識者会議 開催要項

平成 15 年 9 月
厚生労働省政策統括官決定
平成 18 年 2 月改正
平成 20 年 2 月改正
平成 23 年 3 月改正

1 趣旨

政策評価については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）や「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）において、学識経験を有する者の知見を活用することが求められている。これらを踏まえ、厚生労働省が行う政策評価の客観性及び有効性を高めることを目的として、専門家の参集を求め、政策評価に関する助言等を得るため、「政策評価に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催することとする。

2 検討事項

会議においては次に掲げる事項を中心として検討を行う。

- ① 厚生労働行政に係る政策評価手法等について
- ② 厚生労働省の政策評価体制について
- ③ 特定のテーマごとの政策評価の手法について
- ④ その他

3 会議の運営

- (1) 会議は、政策統括官が学者、研究者等の参集を求めて開催する。なお、会議の参集者は、厚生労働省における政策評価に関する基本計画の期間を参考に定期的に見直すものとする。
- (2) 2に掲げる検討事項のうち、専門の事項を調査するため必要があるときは、ワーキンググループを編成することができる。また、ワーキンググループにおいては、政策統括官は、必要に応じ、会議の参集者以外の者の参集を求めることができる。
- (3) 会議は、その定めるところにより、ワーキンググループの意見をもって会議の意見とすることができる。
- (4) 会議は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (5) 会議の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省政策統括官付政策評価官室において行う。

政策評価に関する有識者会議ワーキンググループの編成について

1 趣旨

「政策評価に関する有識者会議開催要項」の3の(2)の規定に基づき、政策評価に関する有識者会議の参集者の協力を得て、個別の評価書の評価手法等の妥当性の検証を行うために、「労働・子育てワーキンググループ」(以下「労働・子育てWG」という)、「医療・衛生ワーキンググループ」(以下「医療・衛生WG」という)、「福祉・年金ワーキンググループ」(「福祉・年金WG」という)を編成する。

2 各WGの担当分野

労働・子育てWGは主に労働・子育て分野を、医療・衛生WGは主に医療・衛生分野を、福祉・年金WGは主に福祉・年金分野を担当する。

3 検討事項

各WGにおいては、次に掲げる事項を中心に議論する。

- ① 評価項目、指標の設定等、評価設計の妥当性について
- ② データの解釈、外部要因の解釈等、解釈の妥当性について
- ③ 外部からの検証可能性について
- ④ その他評価の妥当性について

4 各WGの運営

- (1) 各WGは、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、原則公開とする。
- (2) 各WGの庶務は、厚生労働省政策統括官付政策評価官室において行う。

目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン

平成 25 年 12 月 20 日
政策評価各府省連絡会議了承

本ガイドラインは、目標管理型の政策評価（注）の実施に当たっての基本的考え方、実施内容等を明確化し、各行政機関における取組の標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関の取組の進展等を踏まえ、必要に応じ、目標管理型の政策評価の改善及び充実のため、所要の見直しを行う。

（注）「目標管理型の政策評価」とは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）第 6 条第 2 項第 6 号に定める「事後評価の対象としようとする政策」に係る評価のうち「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の別紙に定める実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう。

記

1 実施に当たっての基本的考え方

目標管理型の政策評価の実施に当たっては、政策インフラとしての利便性を向上させる観点から、政策の目的、目標、達成手段等から成る政策体系を明確化した上で、目標の達成度合いについて各行政機関共通の標準的な表示方法を用いて行うものとする。あわせて、政策の見直しにより貢献していく観点から踏み込んだ評価を実施する取組を進め、また、評価作業の効率化に努めるものとする。

2 事前分析表の作成

(1) 趣旨

目標管理型の政策評価においては、目標を適切に設定することが重要である。その上で、目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに関目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定が明確でなければ、事後において当該想定を検証し、政策の改善に反映させていくことが困難となる。逆に、事前の想定が明確であれば、当該想定を検証する事後の評価の簡素合理化を図っていくことも可能となり得る。

評価対象となる施策レベルの政策について、要するコスト（予算・決算情報）とともに、上記のような事前の想定を分かりやすく重要な情報に焦点を絞った形であらかじめ整理、公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、外部検証の促進、各行政機関の長等によるマネジメントの強化等に有効と考えられる。

これらの事前の想定を明示するに当たっては、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民への説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性・一覧性の確保を図ることが必要であることから、各行政機関は、別紙1の様式を基本として、評価対象となる施策ごとに毎年度事前分析表を作成するものとする。

なお、評価の対象となる施策の特性や予算の構成等により、下記の場合など当該様式に修正を加える必要がある場合は、当該様式の要素を盛り込んだ上で、統一性・一覧性の確保に留意しつつ修正を行い作成するものとする。

- ・従前からの評価との連続性の確保や評価結果の活用等のため、当該様式で定められた事項名とは異なるものを併記することが適当な場合
- ・記載内容を分かりやすくする等のために、当該様式の記載事項の他に必要な情報を記入する欄を追加する場合（なお、記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が著しく損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする。）
- ・評価対象施策の位置付けの明確化等のため、各行政機関の政策体系の整理に対応した構成とすることが適当な場合

(2) 事前分析表の作成対象等

事前分析表の作成対象は、目標管理型の政策評価を実施する全ての施策とする。

(3) その他

作成した事前分析表については、公表するとともに、総務省行政評価局に

送付するものとする。

3 評価書の統一性・一覧性の確保及び評価書の活用

(1) 統一性・一覧性の確保

目標管理型の政策評価に係る評価書（以下「評価書」という。）についても、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性・一覧性の確保を図ることが必要であることから、各行政機関は、別紙2の様式を基本として、評価対象となる施策ごとに評価書を作成するものとする。その際、施策ごとの目標達成度合いについては、各行政機関共通の区分として、「目標超過達成」、「目標達成」、「相当程度進展あり」、「進展が大きくない」、「目標に向かっていない」の5段階区分を適用し、明示する。

なお、評価の対象となる施策の特性や予算の構成等により、下記の場合など当該様式に修正を加える必要がある場合は、当該様式の要素を盛り込んだ上で、統一性・一覧性の確保に留意しつつ修正を行い作成するものとする。

- ・測定結果の分析を踏まえた区分など、従前からの評価との連続性の確保や評価結果の活用等のため、当該様式で定められた事項名とは異なるものを併記することが適当な場合
- ・記載内容を分かりやすくする等のために、当該様式の記載事項の他に必要な情報を記入する欄を追加する場合（なお、記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が著しく損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする。）
- ・評価対象施策の位置付けの明確化等のため、各行政機関の政策体系の整理に対応した構成とすることが適当な場合

(2) その他

評価書については、原則として8月末を目途に作成、公表し、総務省行政評価局に送付するものとする。

その際、基本方針I 9(2)にいう窓口において、当該評価書に関する外部からの意見・要望を受け付け、寄せられた意見・要望については関係する部局等で適切に活用するものとする。

また、評価対象施策の改善・見直し等に資するため、評価書の積極的な活用を図るものとする。

4 政策の見直しに資する踏み込んだ評価の推進

各行政機関は、政策の見直しにより貢献していく観点から、下記の点に踏み込んだ総括的な評価を行う。その際、毎年行っている評価について、業務量、緊急性等を勘案した周期で行う（基本計画期間内に少なくとも一度は行う。）こととする一方で、評価を行わない年度においては、あらかじめ設定した目標等の達成度に関して毎年度実績の測定（モニタリング）を行うといったメリハリのある対応等により、評価作業の効率化に努めるものとする。

- ・想定していなかった外部要因や、目標に掲げられなかった費用等の要素についての分析
- ・事前分析表に掲げた達成手段が、当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与しているかについての検証
- ・設定していた目標の妥当性と必要な見直し、新たな目標設定の在り方
- ・施策の実施に当たって、目標を達成しなかった原因の分析や、目標達成に効果のあった取組や工夫等、以後の施策の企画立案、実施に活用すべきこと

上記の総括的な評価を行わない年度においてモニタリングを行う場合においては、各行政機関は、事前分析表（別紙1の様式）に記入することを基本とする。

なお、モニタリングの結果、総括的な評価の必要があると認められる場合には、当該年度において総括的な評価を行う。

5 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保について

(1) 政策評価と行政事業レビューの相互活用

各行政機関は、施策と当該施策を構成する事務事業に係る状況を一体的に把握し、政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化等に資するため、目標管理型の政策評価の実施に当たって、5(2)及び(3)に掲げる取組を通じ、行政事業レビューとの間で情報等の相互活用を図るものとする。

(2) 施策と事務事業との対応関係の整理

各行政機関は、施策と当該施策を構成する事務事業に係る行政事業レビューの対象事業との対応関係について、事前分析表の達成手段欄において明確

化するものとする。

(3) 実施過程における関係部局間の連携等

各行政機関は、目標管理型の政策評価と行政事業レビューの実施に当たり、「行政事業レビュー実施要領」において政策評価との連携の取組が推奨されていることを踏まえ、政策評価担当組織と行政事業レビューの取りまとめ部局との連携を確保するものとする。

(参考) 行政事業レビュー実施要領 10(3) 政策評価との連携

② このため、各府省は、以下のような取組を進めていくことが推奨される。

ア 合同のチームによるレビューと政策評価の一体的な推進

イ レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催

6 実施時期と経過措置

本ガイドラインは平成 26 年度以降に行う政策評価について適用する。

平成 26 年度に実施する施策に係る事前分析表については、既に作成しているなど特段の事情がある場合には、従前の様式を用いることができるものとする。

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(〇〇省26-①)

(記入イメージ)

施策名	□□な△△の向上				担当部局名	〇〇局〇〇課		作成責任者名 (※記入は任意)	〇〇課長 〇〇 〇〇			
施策の概要	〇〇を推進する				政策体系上の位置付け	〇〇の形成を通じ△△の構築						
達成すべき目標	全ての〇〇が……な程度に……できるような△△を実現				目標設定の考え方・根拠	……との理念にしたがって、〇〇計画(閣議決定)において、「〇〇〇」と規定されている		政策評価実施予定時期	平成〇年〇月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 〇〇調査における△△率 (※4か年計画の場合の記入例)	50%	24年度	70%	28年度	-	〇%	〇%	〇%	70%	-	-	・本施策における重点事項を定めている〇〇計画(閣議決定)において、〇〇調査における△△率については、××年までに□□%にすることとされているため
2 □□適合基準率 (※10か年計画の場合の記入例)	75%	25年度	90%	35年度	-	-	-	-	-	-	83%	・〇〇基本計画(閣議決定)の成果指標として□□適合基準率が、75%(H25)→83%(H30)→90%(H35)と規定されているため 中間段階において50%に満たない場合には、計画の見直しを実施
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
3 〇〇〇事業計画の推進 (※5か年計画の場合の記入例)	計画対象事業の制度の拡充	24年度	〇〇事業計画の完了	29年度	-	〇〇〇事業計画策定	対象事業選定洗い出し	事業の進捗を管理するための計画の策定	〇〇事業計画の実施促進	〇〇事業計画の完了	-	・□□における第〇次△△計画(閣議決定)において、「平成〇年度までに……〇〇事業を完了する。」と規定されているため
4 〇〇〇法の改正作業 (※単年度の目標設定の場合の記入例)	改正法案を次期通常国会に提出		26年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
測定指標					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
〇〇〇法の改正作業(※単年度の目標設定の場合の記入例)					・〇〇大綱(閣議決定)において、次期通常国会への関連法の改正法案の提出を定めているため							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号				
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 〇〇事業 (平成〇年度)(関連:26-①)	… (…)	… (…)	…	…	1	・～において、〇〇を整備 ・〇〇を整備することは、△△現在……人いる～に対し、〇〇を提供、促進することとなるため、測定指標の〇〇率を……%押し上げる効果があると見込んでいる ・〇〇整備率:〇%(〇〇の満足度:〇%)	0001					
(2) 〇〇事業 (平成〇年度)	… (…)	… (…)	…	…	2	・～に対する支援として、〇〇を実施 ・〇〇事業を実施することにより、主要な〇〇などを中心に連続した△△化を行う地区の総面積が増加し、一層の……の促進を図ることができると見込んでいる ・〇〇面積:〇㎡(〇〇の利用者:〇人)	0002					
(3) 〇〇に関する租税特別措置(平成〇年度)	-	-	-	-	1	……	……					
(4) ××規制の適切な運用(平成〇年度)	-	-	-	-	2	……	……					
施策の予算額・執行額	… (…)	… (…)	…	…	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成〇年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(〇〇省YY-①)

施策名						
施策の概要						
達成すべき目標						
施策の予算額・執行額等	区分	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)				
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)			(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)			(※記入は任意)	
執行額(百万円)			(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	指標A	基準値	実績値					目標値	達成
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	
		年度ごとの目標値							
	指標B	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	
		年度ごとの目標							
	指標C	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
							〇年度		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠)	各行政機関共通の5段階区分を記入 測定指標の結果に基づき、上記区分とした判断根拠を記入
	施策の分析	以下の事項について、記入するよう努める ・施策そのものの問題点 ・達成手段が当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与しているか ・外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 以下の事項について、今後の課題や当該施策に係る問題点を把握した上で、施策、測定指標ごとに記入 ・設定していた目標の妥当性と必要な見直し ・新たな目標の在り方 その外、今後の施策への反映の方向性を記入	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期
-------	--------------------	----------

＜別紙 1 の様式の記入要領＞

※ 本記入要領は、26年度実施施策に係る事前分析表の作成を前提とした、別紙 1 の様式の記入に当たっての標準的な考え方を示したものである。

- 1 事前分析表は施策単位で作成し、各欄には数行程度の簡潔で分かりやすい文章で記入する。
- 2 事前分析表の右上に、括弧書きで行政機関名を記入するとともに、評価対象施策の実施年度及び施策番号を①から始まる丸数字番号を順次付し記入する（例：「(〇〇省 26-①)」）。
なお、施策番号が多いなどの場合には、特定できる形であれば任意の番号の付し方でも可とする。
- 3 「担当部局名」、「作成責任者名」欄には、政策評価を担当する担当課室、作成責任者の役職・氏名を記入する。なお、「作成責任者名」欄についての記入は任意とする。
- 4 「施策の概要」欄には、「施策名」欄に記入した施策の概要を記入する。
- 5 「政策体系上の位置付け」欄には、各行政機関の政策体系における、「施策名」欄に記入した施策の上位の政策（狭義）等を記入する。
- 6 「達成すべき目標」欄には、評価対象施策について、国民に対して「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を示す、政策効果に着目した達成すべき目標を記入する。
- 7 「目標設定の考え方・根拠」欄には、達成すべき目標が、どのような考え方に基づいて設定されたのかについて記入する。なお、必要に応じ、その根拠となる閣議決定、政府方針等も記入する。
- 8 「政策評価実施予定時期」欄には、政策評価を実施する予定の年（和暦）及び月を記入する（例：平成27年 8 月）。
- 9 「測定指標」欄には、達成すべき目標について達成度合いを測定するための測定指標を 1 から始まる算用数字番号を順次付し記入する（例：1 〇〇調査における△△率、2 〇〇〇に占める・・・な△△の割合 等）。
測定指標は、施策の達成状況を適切に説明することができるものとする。

また、本欄には、原則として「達成すべき目標」に関し達成すべき水準が数値化されている測定指標を記入する。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可とするが、「達成すべき目標」に関し達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記入するものとする。例えば、各行政機関における施策の特性により、前述の記入が困難な場合、「施策の進捗状況（目標）」欄に、評価対象施策に係る各年度の進捗状況などを記入するなどの対応を行うことも考えられる。

なお、各行政機関における施策の特性により、単年度で目標（目標値）を設定している場合には、当該目標（目標値）を記入することも可とする。

10 「測定指標」欄中、「基準値」欄には、指標を測定する際に基準とする値及び基準とする年度を記入する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記入の仕方を適宜工夫するものとする。

11 「測定指標」欄中、「目標値」欄には、測定する指標の目標値及び目標を達成しようとする年度を記入する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記入の仕方を適宜工夫するものとする。

12 「測定指標」欄中、「年度ごとの目標値」欄には、基準年度から目標年度までの間に、中間的な目標値を設定している場合に記入する。

なお、可能な限り中間的な目標値を設定することとするが、設定していない場合、当該欄には、「－」を記入するものとする。

13 「測定指標」欄中、「年度ごとの実績値」欄には、基準年度から評価実施の前年度までの実績値を可能な範囲で記入する。

14 「測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄には、選定された測定指標がどのような理由で目標の達成状況を測定するために妥当であると考えたのかについて記入するとともに、設定された目標値がどのような理由で目標年度までに到達すべき目標値であると考えたのかについて記入する。また、その根拠となる閣議決定や政府方針等も記入する。

15 「達成手段（開始年度）」欄には、達成すべき目標を達成する手段について(1)から始まる括弧付き算用数字番号を順次付し、達成手段を記入するとともに、下段に当該達成手段の開始年度を括弧書きで記入する。

その際、以下の点に留意する。

① 内部管理事務に係る共通経費は除く。

- ② 予算事業である達成手段については、平成 26 年行政事業レビューにおける事業単位で、全て記入するとともに、事業名は、平成 26 年行政事業レビューシートの事業名を記入する。
- ③ 非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、特に有力な達成手段と認められるものを記入する。
- ④ 達成手段が複数の施策に関係する場合には、関係する他の施策について上記 2 で付した事前分析表右上の番号を括弧書きで記入する（例：（関連：26-①））。
- ⑤ 達成手段がない施策については、「達成手段（開始年度）」欄には「－」を記入する。
- 16 「予算額計（執行額）」欄には、達成手段のうち予算事業について、当初予算、補正予算、繰越し等（前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等のネット合計額）の合計（一般会計、特別会計を問わない。）を記入する。また、「23 年度」「24 年度」欄には、括弧書きで執行額を記入する。なお、予算事業以外の達成手段については、記入を要しない。
- 17 「当初予算額」欄には、当該達成手段のうち予算事業について、平成 26 年度当初予算額を記入する。なお、予算事業以外の達成手段については、記入を要しない。
- 18 「関連する指標」欄には、達成手段に関連している測定指標について、「測定指標」欄に記入した算用数字番号を記入する。達成すべき目標に直接関連付けている場合等については、「－」を記入するものとする。
- 19 「達成手段の概要等」欄には、達成手段の概要を記入するとともに、達成手段を実施することが上位施策の達成すべき目標の達成又は測定指標の推移にどのように寄与するのかについて記入する。記入に当たっては、数値化して記入し、定性的な記述である場合には、どのように寄与するのか具体的に特定するなど、事後的に検証できるような内容を記入する。
- また、平成 26 年度における達成手段の達成目標を記入する。記入に当たっては下記の例のとおり、アウトプット目標と目標値を記入し、また、括弧書きでアウトカム目標（設定している場合）と目標値も記入する。
- 〔例：〇〇整備率：〇%〕
〔（〇〇の満足度：〇%）〕
- 20 「平成 26 年行政事業レビュー事業番号」欄には、達成手段に係る平成 26 年行政事業レビュー事業番号を記入する。

なお、非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、「-」を記入する。

21 「施策の予算額・執行額」欄には、平成 26 年行政事業レビューにおける事業以外のものも含め、一般会計、特別会計を問わず評価対象施策ごとの合計額を記入する。年度については、「達成手段（開始年度）」欄に準じて記入する。

22 「施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）」欄には、施政方針演説や閣議決定等で示された目標を「達成すべき目標」としているなど評価対象施策に関係する内閣としての重要政策の主なものについて、施政方針演説等の名称、年月日（国会会期）及び関係部分の抜粋を所定欄に記入する。

なお、記入に当たって分量が多くなり過ぎる場合には、施政方針演説、閣議決定等のどこに記載があるのか具体的に特定できる形であれば可とする（例：記載箇所（章又は節）の番号を記入するなど）。

＜別紙２の様式の記入要領＞

※ 本記入要領は、別紙２の様式の記入に当たっての標準的な考え方を示したものである。

- 1 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式は、施策単位で作成し、各欄には数行程度の簡潔で分かりやすい文章で記入する。
- 2 評価書の右上に、括弧書きで行政機関名を記入するとともに、評価対象施策の実施年度及び施策番号を①から始まる丸数字番号を順次付し記入する（例：「〇〇省 YY－①」）。

なお、施策番号が多いなどの場合には、特定できる形であれば任意の番号の付し方でも可とする。
- 3 「施策名」欄には、各行政機関において評価の対象とした施策の名称を記入する。
- 4 「施策の概要」欄には、「施策名」欄に記入した施策の概要を記入する。
- 5 「達成すべき目標」欄には、評価対象施策について、国民に対して「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を示す、政策効果に着目した達成すべき目標を記入する。
- 6 「施策の予算額・執行額等」欄は、以下のとおりとする。
 - ① 一般会計、特別会計を問わず評価対象施策ごとの合計額を直近４か年度分記入する。
 - ② 移替え経費については、予算計上所管にて把握し、記入する。
 - ③ 「繰越し等 (c)」欄には、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等の合計額をネット（正味）で記入する。
 - ④ 複数施策に関連する予算額・執行額については、＜＞外書きにて記入する。
 - ⑤ 前年度分の「繰越し等 (c)」欄、「合計 (a+b+c)」欄及び「執行額（百万円）」欄についての記入は任意とする。
- 7 「施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）」欄には、施政方針演説や閣議決定等で示された目標を「達成すべき目標」としているなど評価対象施策に係る内閣としての重要政策の主なものについて、施政方針演説等の名称、年月日（国会会期）及び関係部分の抜粋を記入する。

なお、記入に当たって分量が多くなり過ぎる場合には、施政方針演説、閣議決定等のどこに記載があるのか具体的に特定できる形であれば可とする（例：記載箇所の章又は節の番号を記入するなど）。

- 8 「測定指標」欄には、事前分析表で明らかにした達成すべき目標について、達成度合いを測定するための測定指標を記入する（例：〇〇調査における△△率、〇〇〇に占める・・・な△△の割合 等（必要に応じ、1 から始まる算用数字番号を順次付す。))。
- また、本欄には、原則として「達成すべき目標」に関し達成すべき水準が数値化されている測定指標を記入する。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可とするが、「達成すべき目標」に関し達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記入するものとする。例えば、各行政機関における施策の特性により、前述の記入が困難な場合、「施策の進捗状況（実績）」欄に、評価対象施策に係る各年度の進捗状況などを記入するなどの対応を行うことも考えられる。
- なお、各行政機関における施策の特性により、単年度で目標（目標値）を設定している場合には、それに対応した形で記入することも可とする。
- 9 「測定指標」欄中、「基準値」欄には、指標を測定する際に基準とした値及び基準とした年度を記入する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記入の仕方を適宜工夫するものとする。
- 10 「測定指標」欄中、「目標値」欄には、測定する指標の目標値及び目標を達成しようとする年度を記入する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記入の仕方を適宜工夫するものとする。
- 11 「測定指標」欄中、「年度ごとの目標値」欄には、基準年度から目標年度までの間に、中間的な目標値を設定している場合に記入する。
- なお、可能な限り中間的な目標値を設定することとするが、設定していない場合、当該欄には、「－」を記入するものとする。
- 12 「測定指標」欄中、「達成」欄には、当該指標の目標が達成されたか、達成されなかったかを記入する。
- 13 「目標達成度合いの測定結果」欄には、目標期間が終了した時点や政策の改善・見直しに適切に反映できる時点（長期計画の見直しに反映できる時点等）で、測定指標により示される「達成すべき目標」の達成度合い及び達成度合いの判断根拠について記入する。
- 14 「目標達成度合いの測定結果」欄中、「(各行政機関共通区分)」欄には、目標期間が終了した時点や政策の改善・見直しに適切に反映できる時点（長期の計画の見直しに反映できる時点等）で、事前分析表において明らかにした測定指標における目標を実績に照らし、以下の区分のいずれに当たるかを記入する。
- ① 目標超過達成 全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの

- ② 目標達成 全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
- ③ 相当程度進展あり 一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの
- ④ 進展が大きくない 一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの
- ⑤ 目標に向かっていない 主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

15 「目標達成度合いの測定結果」欄中、「(判断根拠)」欄には、

- ① 目標超過達成とした場合においては、全ての実績が目標を達成したこと並びに実績が目標を大幅に上回った測定指標及びその測定指標で実績が目標を大幅に上回ったとした理由
- ② 目標達成とした場合においては、全ての実績が目標を達成したこと
- ③ 相当程度進展ありとした場合においては、相当程度進展があったと判断した根拠となる測定指標や相当な期間を要せずに目標達成が可能であるとした理由
- ④ 進展が大きくないとした場合においては、一定の進展を示したと判断した測定指標及び一定の進展があると判断した理由や相当程度進展があるとは認められないとした理由
- ⑤ 目標に向かっていないとした場合においては、施策として目標達成に向けて進展を認められないと判断した理由

等について記入する。

16 「施策の分析」欄には、当該施策に係る問題点のほか、事前分析表に達成手段として掲げた事業が、達成すべき目標へ有効かつ効率的に寄与しているかについて、及び外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響について分析を行った結果を記入するように努める。

記入に当たっては、「目標達成度合いの測定結果」欄に記入した内容を分析し、目標期間全体における取組や最終的な実績とともに、事前分析表で明らかにした目標等とその達成手段に係る記入内容等を踏まえ、行政事業レビューの情報についても適切に活用するものとする。

17 「次期目標等への反映の方向性」欄には、当期における施策の達成すべき目標及び測定指標の目標の妥当性を検証し、必要な場合には見直しを行い、今後の課題や当該施策に係る問題点を把握した上で、次期の施策の新たな達成すべき目標及び測定指標の新たな目標の在り方について記入するように努める。その他、「目標達成度合いの測定結果」及び「施策の分析」における記入内容並びに施策の実施状況を踏まえて、

今後の施策への反映の方向性を記入する。記入に当たっては、当該測定結果とこれらを踏まえた反映内容についての因果関係が明確に分かるように記入する。その際、箇条書きにするなど簡潔に分かりやすく記入する。

- 18 「学識経験を有する者の知見の活用」欄には、学識経験者の意見内容やそれらを評価結果に反映した場合、学識経験者の知見の活用の時期及び方法並びに意見の反映内容の概要を記入する。
- 19 「政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報」欄には、評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要又はその所在に関する情報について、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承） 1（2）ア⑥に基づき記入する。
- 20 「担当部局名」、「作成責任者名」欄には、政策評価を担当した担当課室、作成責任者の役職・氏名を記入する。「作成責任者名」欄についての記入は任意とする。
- 21 「政策評価実施時期」欄には、政策評価を実施する年（和暦）及び月を記入する（例：平成 24 年 8 月）。